

# 豊見城市史だより

Vol.14



ジョン万次郎関係資料(10)

〈史料紹介〉 尚家継承古文書 492号「土佐人漂着日記」

— 解題と翻刻、現代語訳および脚注 —

豊見城市教育委員会文化課



ジョン万次郎が飛び越えたと伝わる翁長高安家のヒンプン



ジョン万次郎記念碑

# 目次

---

ジョン万次郎関係 豊見城市字翁長 写真

はじめに

豊見城市史事務局 .....2

解説「土佐人漂着日記」を読むー豊見城とジョン万次郎ー

栗野慎一郎 .....3

〈史料紹介〉尚家継承古文書 492号「土佐人漂着日記」ー解題と翻刻、現代語訳および脚注ー

栗野慎一郎 .....11

奥付 .....91

## 『豊見城村史 第9巻 文献資料編』（1998年）収録 ジョン万次郎関係資料

- (1) 『球陽』付巻4
- (2) 『嘉永五年異国戻聞書 万次郎物語 全』
- (3) 『万次郎杯往還聞書』
- (4) 『漂異紀略』卷之三
- (5) 『漂異紀略』卷之四
- (6) 『真境名安興全集』 「笑古漫筆」
- (7) 『井伏鱒二全集』 「ジョン萬次郎漂流記」
- (8) 『島津斉彬文書』所収 中浜万次郎関係文書
- (9) 『島津斉彬公伝』日本に於ける洋式造船の濫觴

はじめに

豊見城市史(村史)編集事業は一九九三・平成5年に始まり、これまでに、文献資料編(一九九八・平成10年)、とみぐすく写真帳(一九九八・平成10年)、戦争編(二〇〇一・平成13年)、民俗編(二〇〇八・平成20年)、新聞集成編(二〇一〇・平成22年)、移民編(二〇一六・平成28年)を発刊して参りました。また、市史(村史)本誌に掲載できなかった数々の記録を「豊見城市史(村史)だより」にまとめ一九九五・平成7年の創刊から現在に至るまで刊行を続けております。

今回の第14号は、ジョン万次郎関係資料(10)として国宝である尚家文書のなかから「土佐人漂着日記」をご紹介します。琉球王国時代の王家である尚家に伝来してきた古文書のひとつです。ジョン万次郎は土佐藩中ノ浜村(現在の高知県土佐清水市)の出身であるため、文書の名称に「土佐人」と表現されています。

14歳の時に出漁中に遭難したジョン万次郎は、アメリカの捕鯨船に救助され、アメリカで英語を始め航海術や造船、測量技術などを学び、捕鯨船の航海士や副船長として世界の海を駆け巡るなど異郷の地で約10年を過ごしました。その後、当時鎖国下の日本へ帰国する前に、琉球に立ち寄っています。一八五一年旧暦1月、万次郎らは琉球国摩文仁間切小渡海岸(現在の糸満市大度)に上陸。取り調べのため最初、那覇に向け護送されますが、那覇に居留していた外国人を避けるため、手前で引き返し豊見城間切翁長村(現在の豊見城市字翁長)の高安家に留め置かれることとなりました。

その上陸から半年間に關する行政記録が今回の「土佐人漂着日記」となります。当時の現場にいた役人が各部署とやり取りする上で報告や規則、前例など様々なことを基に文書を作成していま

す。文書をみることで当時のジョン万次郎達の様子や関わった人々の細かな状況を知ることができます。解説や現代語訳文も付いておりますので多くの市民のみなさまに一読いただけると大変ありがたいです。

今号は、浦添市立図書館沖繩学研究室嘱託で歴史家の栗野慎一郎氏より寄稿していただきました。栗野氏は早くから尚家文書の「土佐人漂着日記」に注目し、翻刻作業やジョン万次郎会等でご発表していただいております。姉妹都市交流などジョン万次郎と豊見城市との長年の友好関係にご配慮いただき、豊見城市史だよりへ寄稿いただきました。

最後に、本史料の掲載を許可していただきました那覇市歴史博物館、そして史料の翻刻、現代語訳文、解題、解説を執筆してくださった栗野慎一郎氏には心より感謝の意を表します。



## 「土佐人漂着日記」を読む―豊見城とジョン万次郎―

栗野慎一郎

## はじめに

嘉永四年一月三日、琉球国摩文仁間切小渡浜に異国風の衣装を来た三人の男が小さなボートで上陸した。三人はもと土佐国の漁師で、伝蔵（四十八歳）、五右衛門（二十五歳）、万次郎（二十三歳）と名乗った。彼らは十年前に漁に出たまま漂流し、米国の捕鯨船に救助されていた。そしてその捕鯨船で世界の海を巡ったのち、外国での生活を経て、帰国の途上にあつた。出漁の際に五人いた仲間のうち、一人は滞在先のハワイで病死し、ハワイで大工仕事に就いていたもう一人はそのまま現地にとどまった。彼ら三人にとって、琉球上陸は「帰国」への第一歩であり、綿密な計画と計算にもとづいての行動だったのだが、琉球国の当局者は彼らをあくまで「漂着者」として扱った。しかし、小渡浜に上陸した彼らが、たんなる「漂着者」や「漂着者」でなかったことは、自分らで働いて貯めた金で購入した上陸用のボートに「アドベンチャー号」（冒険者 adventurer 号）と名づけていたことから窺える。もつとも、十年におよんだ苦難と冒険の月日に比べても、小さなボートでの琉球上陸は、それじたい危険に満ちた「冒険」の名にあたいする試みだった。

三人の男は、摩文仁間切番所で役人の取り調べを受けたのち、そ

の日の夕方、那覇に向けて出発した。小禄間切小禄村で休息し、深夜、豊見城間切翁長村に移動して、旧暦（唐暦）の七月十二日までの約半年間を、翁長村で過ごした。

## 万次郎という男

三人の男のうち、やがて世間が万次郎に注目するようになる。だが、それは彼らの琉球上陸から少し時間がたってからのことだ。最初に万次郎に注目したのは、鹿児島島の島津斉彬なりあきらだったかもしれない。万次郎は、二年後に土佐藩に登用され、さらにその一年後には、幕府直参の武士となり、中濱の姓を名乗る。ペリー浦賀再訪の際に、交渉の舞台裏で通訳として尽力し、その後、幕府軍艦教授所の教授になり、勝海舟や福沢諭吉らとともに咸臨丸で太平洋を横断する。幕末には西郷隆盛や坂本龍馬、後藤象二郎ら、薩摩藩や土佐藩の志士たちに海外の知識を提供し、明治新政府では開成学校（のちの東京帝国大学）の教授になる。・・・のちにこのように華々しい活躍を見せる万次郎だが、万次郎の名が広く世間に知れ渡ったのは、井伏鱒二の小説『ジョン万次郎漂流記』（昭和十二年、翌年に直木賞受賞）が刊行された後かもしれない。ただし、井伏の小説の約一年半前に、

長男の東一郎による浩瀚な伝記『中濱萬次郎』が刊行されており、英文を含む豊富な史料を引用して、万次郎の生涯を描きつくしているが。

万次郎が「ジョン万次郎」の名前で有名になったのは、井伏の小説の影響が大きいと言われている（中濱博『中濱万次郎』など）。万次郎はアメリカで「ジョン・マン John Mung」の通称で呼ばれていた。最初に万次郎たちを救助したジョン・ハウランド号の「ジョン」と万次郎の「万」をとって「ジョン・マン John Mung」なのだという。日本ではあくまで「中濱萬次郎」だった。ただ、井伏鱒二『ジョン万次郎漂流記』以前に「ジョン万次郎」という呼び方はなく、井伏がこの通称を創作したと考えるとすれば、それは誤解だろう。

昭和十一年刊行の中濱東一郎『中濱萬次郎』に引用されている英文資料（ホノルルで発行されていた新聞「フレンズ The Friends」紙）に John Manjro（東一郎の和訳で「ジョン・マンチロー」と出ていて、井伏は東一郎の著書に依拠して小説を書き、タイトルにもこの名称を採用したと考えられるからだ。ハワイで万次郎と親交を深めていた「フレンズ The Friends」紙の編集者デーマン Deman 牧師にとっても、万次郎はただの（通称の）「ジョン・マン John Mung」ではなく、「ジョン万次郎 John Manjro」だったのだ。

ちなみに、さきほど、上陸用ボートに万次郎たちが「アドベンチャー号」（冒険者 adventurer 号）と名づけていたと書いた。これは、一八五一年一月九日付「フレンズ The Friends」紙の記載によっている（川澄哲夫『黒船異聞』四四頁を参照）。ところが、中濱東一

郎『中濱萬次郎』でも、井伏鱒二『ジョン万次郎漂流記』でも、「アドベンチャー号」（冒険 adventure 号）となっていて、後続の本の多くがこれを踏襲している。米国で出版され日本語にも訳されたエミリー・V・ウオリナー『ジョン万次郎漂流記』は正しく「冒険者（アドベンチャー）」号と記載している。

ともあれ、万次郎は世間から死後も忘れ去られることなく（明治三十一年、脳溢血により七十一歳で死去）、生前よりむしろ有名になった。「ジョン万次郎」はいまや明治維新のヒーローの一人であり、小説やドラマの主人公として、ユニークな活躍を続けている（マギー・ブロイス『ジョン万次郎』、山本一力『ジョン・マン』等）。

### 「土佐人漂着日記」への招待

さて、最初の上陸の場面に戻ろう。

土佐に帰国した万次郎はその後、薩摩藩や幕府に多くの情報をもたらした。彼が伝えたアメリカ建国の精神が、坂本や後藤らに影響を与え、「船中八策」「五箇条の御誓文」の原型となったことも今日では広く知られている。

だが、万次郎たちが日本に帰国する際に上陸地点として選んだ場所が、琉球国摩文仁間切の小渡（現在は大度）海岸だったこと、また、豊見城間切翁長村で過ごした半年あまりの生活については、これまであまり注目されてこなかったと言っている。

「ジョン万次郎について書かれた本は多いが、沖縄の歴史の本には、万次郎に関する記述が意外に少ない」と仲地哲夫氏は書いてい

る〔豊見城村史〕第九卷「文献資料集」三二五頁）。仲地氏は、沖縄で「ジョン万次郎についてよく知られていない」理由として、万次郎が「沖縄の歴史にとってとくに重要な役割を果たしたわけではなかった」こと、そして「明治以降、沖縄人は幕末維新期の日本の歴史について、あまり関心を払ってこなかった」ことの二つを挙げている（同三一六頁）。

仲地氏の指摘を肯定しつつ、筆者は第三の要因として、琉球側のまとまった記録がこれまで欠如してきたことを挙げておきたい。

万次郎たち土佐人「漂着」事件については、既に『球陽』に記事があり、これまでも概略を知ることができた〔豊見城村史〕第九卷「文献資料集」三二八〜九頁）。だが、その内容は王府による尋問にたいする答えが中心で、漂着者の来歴と経緯が簡略に述べられていたにすぎない。

一方、『島津斉彬文書』や「大日本維新史料稿本」に転載された琉球史料や『琉球王国評定所文書』に収録された断片的な記事から、この漂着事件について作成された「一件文書」（一件書類）の存在が予想された。「一件文書」（一件書類）とは、ある政治的事件に関する書類を一括に、また網羅的に綴った史料で、首里王府評定所では日記形式で多数作成されていた。『旧琉球藩評定所書類目録』の標題欄を見ると「一件文書」（一件書類）を含む漂着関係史料が51件あり、「尚家文書」（尚家継承文書）の目録では5件が確認できる。

筆者は、『琉球王国評定所文書』（浦添市教育委員会）刊行時には該当する資料名を発見できなかったのだが、二〇〇三年に『尚家関

係史料総合調査報告書Ⅰ古文書篇』が刊行され、目録中に「土佐人漂着日記」のタイトルを確認することができた。筆者の史料発見の経緯は史料本文に付した「解題」を参照していただきたい。

今回この『豊見城市史だより』で紹介する史料、尚家継承古文書「土佐人漂着日記」には、琉球に上陸した当日の一月三日から七月にいたるまでの、彼ら漂着土佐人たちの翁長村での生活や、首里王府の役人の対応や薩摩の役人による尋問の様子、土佐人の要望に応える形で提供された物品リストなどが詳細に記録されている。（以下の解説では、琉球で通常使用されていた唐暦の年号「咸豊」を使用する。）

#### 漂着事件とは何か

四方を海に囲まれた琉球への漂着船は、近世期をつうじて驚くほど数が多い。琉球国にとって漂着事件に正しく対処することは国家的使命と言って良いほどの重要案件だった。琉球国では漂着船や漂着者についての対応マニュアルが、日本人、中国人・朝鮮人、異国人とケースごとに作成されていた。このうち、日本人の漂着については「日本他領之船漂着之時御用帳」という対応マニュアルが雍正年間作成されていて、漂着者への対応が事細かく規定されていた（『琉球王国評定所文書』第十六巻収録）。

後述するが、本史料に見られる首里王府の対応は、基本的にこの漂着対応マニュアルの規定に沿っていたものと考えられる。

これまで、万次郎たち土佐人の琉球上陸については、『漂異紀畧』ひょういぎりやく

のような聞き書きか、『島津斉彬文書』に収録された薩摩と琉球の首脳レベルで交わした文書記録類に依拠していた。繰り返すが、本史料「土佐人漂着日記」によって、琉球王国（首里王府）の漂着者にたいする通常の規定にのっとった現場での対応を知ることができるようになった。

後段では、本史料の内容を、「日本他領之船漂着之時御用帳」の規定に照らしながら、また、必要に応じて『琉球王国評定所文書』等に収録された他の漂着記録を参照しながら検証する。

さらに、『国立台湾大学図書館典藏 琉球関係史料集成 第三巻』が二〇一六年に刊行され、収録史料「咸豊元年 異国日記」によって、万次郎たち土佐人の漂着事件について、同時期の那覇の記録を読むことができるようになった。本史料と内容が重複する箇所が見られるなど、貴重な内容を含んでいる。本史料と関連する内容についてこの「異国日記」も参照したいと思う。

### 事件の概要をたどる

さて、本史料の概要を日付順に追ってみよう。

旧暦一月二日の午後二時頃に外国船（サラボイド号）からボートを卸して上陸を試みた万次郎たち土佐人三人が摩文仁間切の村人と役人に発見されたのが三日午後二時頃。夕方に那覇に向け出発し、小禄間切小禄村まで到達するが、来た道を引き返し、その日の深夜に豊見城間切翁長村に收容される。その後大きな動きはないが、王府役人と薩摩役人の尋問を繰り返し受けている。薩摩藩の大聖丸

で乗って来たボート（アドベンチャー号）ともども鹿兒島に護送されるが決まるが、出帆予定の六月十四日が天候不順のために延期されたのが、前日の十三日である…。

ここで、王府側の動きを整理してみる。

一月三日の夜八時頃、摩文仁間切から書付が到来する。（冒頭1番文書、以下では「1」と表記する。）「覚」と題された文書がそれで、小渡浜に三人が「漂着」と報告している。「1」の「1」以下は評定所の記録である。書付を首里城まで持参してきた摩文仁間切の人間が（漂着者たちを）那覇に護送する準備を整えている」と言ってきたので、那覇と真和志間切の宿所から取納座役人を派遣して、途中で待ち受けさせ、那覇護送を中止させる指示を出している。その上で、現場の指揮を執るために、御物奉行勝連親方と御鎖之側小禄親雲上をはじめとする首里王府のスタッフが現地へ派遣されている。スタッフの中には、評定所筆者と御物奉行方筆者のほか、外国語の能力が買われ頭角を現してきた当時は御用意方筆者の板良敷里之子親雲上（牧志朝忠）も含まれていた。

そして、この日（三日）の深夜二時頃に、現地から小禄の報告書（兼城親雲上宛）が首里城に到来する「3」。すでに在番奉行所には小禄自身が出向き、摩文仁間切への差戻しという王府の方針（提案）を伝達していた。しかし、現場に急行した小禄たちが目にしたものは、疲労困憊のあまり路上に倒れ伏している土佐人たちの姿だった。場所は小禄間切小禄村である。

無論、このまま路上に寝かせて置くわけにもいかず、付近の小屋



に收容するが、宣教師ベッテルハイム滞在中という事情を勘案し、豊見城間切翁長村に宿の用意を命じている。

ここではじめて翁長村の名前が出てくる。だが、收容場所が正式に決定されたわけではない。小禄は首里にいる日帳主取の兼城に、收容場所変更について在番奉行所に説明するよう依頼している。

以上のうち、漂着地からの報告を受け、御鎖之側が在番奉行所に報告に赴くとともに、現場指揮のため御物奉行と御鎖之側が現地に派遣されることなどは前記「日本他領之船漂着之時御用帳」の規定にのっとった動きである。また、翌日には豊見城間切の役人宛に漂着者に関連した取り締まりの通達が出されているが〔6〕〔覚〕、これなどはマニュアルの規定そのままと言える。

ただし、マニュアルと違っていたと思われるのが、漂着人の那覇移送を摩文仁間切が決め、それを差し戻す判断を首里王府が下していることである。背景に漂着者收容をめぐる在番奉行所と王府間で判断の違いがあり、そのことが反映していたと考えられる。

実は、前掲「咸豊元年 異国日記」にこの間の那覇での動きが記録されている。「異国日記」1号文書は、那覇の親見世にも摩文仁間切から同様の連絡があったこと、そして在番奉行所と相談した結果、漂着者を久米村に收容する準備を進めていると記している。

続く2号文書には、御鎖之側が在番奉行と相談した結果、摩文仁間切に留め置く方針に変更されたと、簡明に記されている。

「異国日記」により、久米村收容という具体的な方針が在番奉行所から出されていたことを知る一方、摩文仁間切に留置するという

その記述が、本史料によって裏書きされたことになる。

### 那覇移送と翁長村收容をめぐる

それにしても、漂着者の收容場所をめぐる在番奉行所と首里王府の方針の違いはどこから来ているのだろうか。

あるいは、那覇移送を即断した摩文仁間切が単純に大きなミスを犯したことになるのだろうか。

「異国日記」には久米村收容の前例として、道光二十年に勝連間切浜村に漂着した水戸人のケースが挙げられている。

また、日本人漂着時は那覇か久米村に收容するという前例が小禄の書簡中で語られている〔22-1〕。

また、雍正期に作成された「日本他領之船漂着之時御用帳」でも「陸宿」の場所は「那覇・久米村之内」と規定されている。ただし、同マニュアルで挙げられている10の漂着事例のうち收容場所は那覇が7例、漂着地の近隣地が3例、久米村は0例である。なお、那覇收容の場合の漂着地はすべて両先島（宮古島・八重山島）である。

憶測の域を出ないが、那覇移送と收容場所変更の背景には、異国船対策として道光二十四年に薩摩藩が異国方役人を琉球に送り込んで以来の変化があるのではないか。つまり、漂着者が異国人の場合（その可能性を含めて）漂着地の間切から首里だけでなく、那覇役人を通じて在番奉行所にもただちに連絡が行くような体制がすでに組み立てられていたのではないか。両者の温度差が気になる。

いずれにせよ、現地に駆けつけた御鎖之側小禄親雲上らの判断で、

仮の収容場所が翁長村にとりあえず決定される。

ただし、翁長村への収容という方針は当初、変更の余地を残していたと考えられる。在番奉行所とはその後も意見が折り合わなかった可能性がある。そのことを端的に示すのが、一月五日付の小禄・勝連連名の兼城宛文書〔10〕<sup>1</sup>で、今後那覇に移送する可能性も排除できないとしている。この時点でも調整段階だったのだろう。

一月四日付の重要文書が、さきほども言及した「覚」〔22〕<sup>1</sup>である。

小禄が認め、小禄自身で在番奉行所に届けている。那覇移送中止と翁長村収容の理由を述べた第一条を筆頭に、漂着者収容方針が九条にわたり示されている。摂政・三司官からの指示という形式をとるが、原案作成は小禄自身ではないかと思われる。

一月八日付「口上」〔21〕も、おそらく〔22〕<sup>1</sup>と相前後して在番奉行所に届けられている。内容は翁長村収容の報告だが、専断的に事を進めた小禄自身の弁明としても読めるのではないか。

一方、一月九日に小禄が在番奉行所に赴いた折に附役を介して渡された文書〔29〕には、在番奉行所内のやや複雑な事情（在番奉行島津登と異国方の齟齬など）が反映している可能性がある。

このように見てくると、久米村収容という在番奉行所の方針に反し、英人逗留を理由に豊見城間切翁長村での収容に議論を導いたのは首里王府の側であり、現場の小禄だったことが見えてくる。

結果として、那覇移送は大聖丸による鹿児島移送のめどが立つてからということになった〔74〕〔76〕。那覇移送は六月十四日に決定されるが〔88〕〔89〕、天候不順により日程が延期される〔91〕。

## どんな待遇を受けたのか

次に、漂着者の待遇について考えておこう。まず、支給品について見てみる。

支給品はおよそ、食料品、衣料品、日用品等に分かれるが、食料品については、中白米七合五勺、醬油三勺、酢三勺、塩三勺、上味噌七勺五才等が一人一日分として支給されている〔22〕<sup>2</sup>。この分量は「日本他領之船漂着之時御用帳」に明記された規定の分量である。

支給品については興味深いことが〔10〕<sup>1</sup>に書かれている。漂着者の待遇について王府内で当初、朝鮮人漂着の時と同様の待遇にするという「申し含め」があったが、朝鮮人と同様の待遇では軽いので、在番奉行所の意向を入れて、他領の（薩摩藩以外の）日本人漂着の時と同様の待遇にすることが決定されたというのである。その結果が上記の食料品リストであった。

支給品の中には焼酎も含まれていた。これは盃25杯分の壺一つというから、それほど多い分量ではない。調べてみると天草人（咸豊二年）も二名で盃25杯分一壺、奥州人（咸豊九年）も七名で50杯分一壺を支給されているから、万次郎たち土佐人だけの優遇ではない。

さらに、鳥島に漂着した朝鮮人たち六名も三月と五月と九月の節句に祝い物として焼酎六合、豚肉三斤、上味噌一合二勺を支給されている。朝鮮人の食料品支給は記録を見る限り、日本人の基準より低いのだが、追加支給の措置がなされて、結局、日本人と大差ない待遇となっている（中白米六合に二合が後日追加で計八合）。

さらに、興味を引くのが、衣料品の支給についてである。

マニユアル「日本他領之船漂着之時御用帳」には、「衣裳」として、夏用は上布、冬は白木綿としか書かれていない。本史料〔10〕<sup>1</sup>には、乾隆十二年の前例を参考にして、木綿の裕（あわせ）・単（ひとえ）衣裳・綿入れを一枚ずつリストアップされている（四日付）。これは公儀（幕府）への外聞を気にする在番奉行所の意向を受けたもので、二日後に野元一郎と堀与左衛門から出された日帳主取兼城宛の文書には、沖縄で仕立てた単（ひとえ）物と裕（あわせ）用の絹織物を一枚ずつ支給することが提案されている。

協議の結果、一月七日に決着が見られ、漂着土佐人には水色木綿の裕（あわせ）衣裳が支給されることになった〔16〕〔17〕〔19〕。これに加え、四月には夏用として、木綿布仕立ての単（ひとえ）物「琉衣裳」の調製が命じられている。

これが一つの前例になったのだろう。翌年十月に漂着した天草人には「水色木綿裕衣裳」が、八年後の四月には奥州人に夏衣裳一枚ずつが支給されている。

日用品では、帯・草履・下駄・たばこ・芭蕉紙が漂着者の要望に応える形で支給されている。草履は各自に一月と三月と五月の都合三度支給されているが、歩きまわる距離が多かったためか、万次郎だけは六月にも支給を受けている。また、芭蕉紙は記録用ではなく、故郷への土産かと思われる。

以上、支給品について書いたが、確認しなかったのは万次郎たち漂着土佐人の待遇が特殊なものではなかったことだ。

本史料を読むかぎり、王府の対応はあくまでも漂着マニユアルに

沿ったものであり、土佐人を優遇する姿勢を見せていたのはむしろ在番奉行所の側だったと思われる。

ところで、翁長村で万次郎たちは格別好待遇を受けていたという話が万次郎フアンの間でまかり通っている。

『島津斉彬文書』所収の「西疇叢書」<sup>せいしゅうそうしょ</sup>には「毎日お酒を支給された」という記述のほか、次のような「裏事情」も記されている。

万次郎らの滞在中は日々暖かいもてなしを受けた。とくに翁長村を去るときは、三人のために駕籠を準備してくれた。それというのも先年、琉球の人々が土佐へ漂着した際は、いろいろとお世話していただいたと聞いている。その御恩に報いるために、粗略な扱いをしないようにと、とくに国王から指示があったようだ。

（『豊見城村史』第九卷「文献資料集」三二三頁、現代語訳は仲地哲夫氏）

琉球人の土佐国漂着とは『大島筆記』に記録されている宝暦三年（一七六二）の事件のことである。「漂洋瑣談」<sup>ひょうようさだん</sup>（中浜家蔵）という史料にこの話の原形が記録されている。

（前略）傳蔵云、先年琉球人土佐へ漂流ノ節種々御介補ノコトアル由ヲ以テ、右報恩ノ為サレハ僂略ナキ様ニ國王ヨリ申付如此ノ扱有リケルトナリ。（伝蔵が言う。以前琉球人が土佐に漂流した折にいろいろお世話になったことがあるので、その恩に報いるた

めにも粗末な扱いにならないようにと、国王が命じたので、このような厚遇になったのだと。(『中浜万次郎集成』六一三頁)

年長者の伝蔵は九十年前の漂着事件のことも聞き及んでいたのだろう。この伝説の作者は伝蔵だったかと思われる。

万次郎たち三人は翁長村での待遇に満足したのかもしれないが、「土佐人だから」優遇されたのではない。琉球国がどの漂着者にも示す通常の取り扱いだった。そのことを忘れるべきではない。

## 最後に

尋問の記録からふたつ、興味深い内容を紹介しておきたい。

ひとつは一月十八日の聴取で、万次郎がホヲニン（無人の意味、小笠原諸島を指す）に漂着した琉球船と乗員について語る箇所〔44〕。二つめは翌十九日の聴取で、「節用」のような書物を「白坊主」という者から渡されたと語る場面。琉球にいる友人とはベッテルハイムの可能性もある。興味を引くエピソードである〔45〕。

最後に、小禄親雲上に触れておきたい。馬姓小禄家12世小禄良忠（馬克承）は嘉慶二十四年生れ。九歳で楽童子として江戸に上り、若里之子に叙せられる。十八歳の時に冠船が渡来し、冊封使の前で踊員を務める。満22歳で下庫理当、28歳で那覇里主、道光三十年、30歳で泊地頭、同年十二月には御鎖之側を拝命する。本史料に登場する小禄は当時31歳で王府を背負う若き官僚だった。翌咸豊二年にはロバートバウン号対策で八重山に派遣され、二年後には副使とし

て江戸に行き、38歳で三司官になる。このように尋常でない出世を遂げた小禄だが、家譜によれば、二年後の咸豊九年に40歳で職を辞する。世に言う「牧志・恩河事件」に連座してのことだった。

薩摩側の人物では、異国方の松本十兵衛・堀与左衛門・野元一郎らの動きが興味深い。野元・堀が王府に提出させた元禄年間の「御条書」の内容も気になるところである〔12〕〔13〕〔70〕。

## 参考文献

- ・『中濱萬次郎』（中濱東一郎、富山房）
- ・『中濱萬次郎』（中濱博）
- ・『中濱萬次郎集成』（小学館）
- ・『豊見城村史』第九卷「文献資料集」（豊見城村教育委員会）
- ・『琉球関係史料集成』第3巻（国立台湾大学図書館）
- ・『大日本維新史料』
- ・『島津斉彬文書』中巻（吉川弘文館）
- ・『琉球王国評定所文書』（浦添市教育委員会）

## 追記

本史料に見る限り、万次郎たち三人は小禄間切小禄村で引き返している。つまり湖城村までは到達していない。本誌2頁に転載された土佐清水市ジョン万次郎資料館作成「万次郎の上陸地・護送経路」図は修正されるべきであると考えている。

尚家継承古文書 四九二号 「土佐人漂着日記」 — 解題と翻刻、現代語訳および脚注 —

栗野慎一郎

〔解題〕

本史料は、現在那覇市が所蔵する「尚家継承古文書」（尚家文書）目録番号四九二号「土佐人漂着日記」である。翻刻に当たっては、琉球大学附属図書館所蔵の紙焼き製本を使用し、難読箇所を同図書館所蔵のマイクロフィルムと那覇市歴史博物館に提供していただいた画像で確認した。

本史料「土佐人漂着日記」は、咸豊元年（一八五一年）の中浜万次郎ら、土佐人琉球上陸事件についての琉球王府の正式記録であり、事件当時に作成された、この事件に関する唯一の一件文書である。

しかしこの史料の存在がずっと知られていたとは言い難く、戦前期に作成された尚家文書の目録である「御蔵本目録」「書籍目録」に本史料の史料名を見出すことはできない。あるいは両目録に「漂着人介抱方并送届日記 六冊」と記された史料の一冊として存在していたにせよ、東恩納寛惇ら当時、尚家文書を閲覧できた数少ない研究者によっても本史料が注目された形跡はない。史料の存在が世に知られたのは、昭和四八年度「古文書等緊急調査」（沖縄県教育委員会）によるが、この時の調査報告書に記載された史料名は「摩文仁間切江土佐人漂着豊見城間切翁長村江召置致介抱便船を以御国許江差登候日記」という長大なものであり、現状のものとは異なる。本史料が注目されるようになったのは、「尚家関係資料」の那覇市移管にともなう「尚家関係資料総合調査」（平成一〇～一四年度）と報告書の刊行によってである。ただし、この報告書に収録された「尚家継承古文書目録」によれば、本史料は史料名である外題のほかに先に挙げた長大な内題を有しているが、琉球大学附属図書館所蔵の四九二号の紙焼き製本にこの内題はない（注）。

本史料については『中浜万次郎集成』（小学館、一九九〇年。増補改訂版、二〇〇一年）にも、『豊見城村史』第九卷（一九九八年）「文献史料集」にも記載がなく、一切言及されていない。しかし、前述したように、本史料には、中浜万次郎ら三名の土佐国人が日本に帰還する際に最初に上陸した琉球での出来事がリアルタイムで記述されており、きわめて貴重な記録と言える。ここで本史料の記述の特徴を挙げておこう。

本史料は、琉球王府評定所で作成された他の一件文書と同様の日記形式を有しており、『琉球王国評定所文書』『旧琉球藩評定所書類目録』に見られる他の漂着関係記録とほぼ同形式である。したがって本史料もまた首里城北殿の評定所で筆写・作成された漂着関係文書の一つであり、明治十二年三月までは評定所で保管されていた文書の一冊と考えられる。だが、本史料が尚家文書として保管されるに至った経緯は明らかでない。

本史料には、土佐人三名が摩文仁間切小渡浜に上陸した嘉永4年1月3日から7月までの文書が収録されている。ただし、日付まで打たれている記事は6月24日が最後であり、日記の地の文としては、6月13日が実質的に最終となっている。実際的那覇出帆が7月18日、翁長村出立が7月11日、乗船が同夜（史料によつては出立・乗船ともに12日）であるから、その間の3、4週間分の記事が抜け落ちていることになる。『琉球王国評定所文書』に収録された他の漂着日記を見る限り、漂着時から護送・乗船または出帆までを記録するのが通常の形式と考えられるので、本史料の場合には、ある特殊な事情が存在したと考えるのが妥当であろう。史料表紙に、所管部署を示す「評定所」の文字が書かれていないことも通例と異なる。しかし、本史料に出立・乗船・出帆の記事が見当たらないにせよ、6月14日が出立・出帆の当初の予定日だったことなど、本史料によつて初めて明らかになる事実も多い。

本史料は従来の土佐人関係資料の欠落を補う内容を有している。とりわけ上陸直後の1月の記事が多く、96件中51文書を1月の記事が占めている。

本史料には、小渡浜上陸直後に開始される、漂着者受入態勢構築の経緯と王府の対応が細かく記録されている。3日の記事を見ると、土佐人らは午後4時頃に摩文仁間切番所を出立。夜10時過ぎには小禄間切同村（現在の那覇市小禄）で足止めされており、疲労のために路上に臥して仮眠をとっている（文書番号3。以下、括弧内の数字は文書番号を示す）。那覇への移送を中止させた上（1）、当面は近辺の「原屋」に召し置き、豊見城翁長村に「宿拵え」させたこと（3）など一連の指示が、王府側の即座の判断だったことがわかる。那覇移送中止は王府評定所の指示、翁長村への止宿は現地での御鎖之側小禄親雲上の指示である。また、止宿地を翁長村に決定したのも事前の打ち合わせによるものではなく、現地での小禄親雲上の判断だったことが

わかる。在番奉行所への連絡は当初から密にとられているが、このように見ていくと、一連の指示と判断が御鎖之側小禄親雲上のイニシアティブによるものであることが明らかになってくる。当初、小禄は、土佐人らを途中で引き返させ摩文仁間切に留め置くとする方針を立て、自身で在番奉行所に赴き伝達していたが(1)、現地の方針を変更して、翁長移送決定の事後報告を首里に在る日帳主取の兼城親雲上に託している(3)。

また、1月4日の指示(8・9)に見られるように、接見のため来村する薩摩役人への応対を含め、急遽派遣された小禄親雲上と御物奉行の勝連親方によって、さまざまな指示が矢継ぎ早に出され、上陸の翌日までに漂着人の応対準備が急速に整えられていく様を本史料に見ることができ。

豊見城間切翁長村での特筆すべき記事を以下に挙げてみよう。

①村民(地下人)を主な対象にして以下の5項目の禁止事項が示されている。

a. 漂着人の村中歩行禁止。 b. 村民の漂着人との接触禁止と中国・日本・琉球その他に関する会話の禁止。 c. 漂着人宿近辺への女性の通行禁止。 d. 火の用心。 e. 漂着人との商売の禁止と進物・贈物の禁止。(6)

②漂着土佐人接見のため来村する薩摩側役人への対応(7・8・9・10他)。

③上陸時の土佐人らの服装が洋装だったため、「日本着物」(和服)に改めるように、在番奉行所の横目斎藤助五郎と附役永山嘉左衛門から指示されている(10・11)。この指示は「沖繩仕立」の単(ひとえ)物と袴(あわせ)用の絹織物に具体的に指定し直されているが、薩摩側(異国方野元一郎と堀与左衛門)はその理由として、土佐人らの帰国後の琉球滞在中の待遇の評価になるとしている(14)。4月21日には夏向けの単の「琉衣裳」作成

の指示が評定所から小細工奉行所に出されている(64・65)。

④滞在中、漂着土佐人の所望品要求が比較的スムーズにかなえられている。帯(27・28)、草履(50・72・73)、木履(52)、多葉粉(51)、芭蕉紙(96)等。多葉粉については国分産の下から中への変更である。

⑤来村する産物方(26)異国方(31)ら薩摩役人らへの対応。

⑥薩摩藩による琉球支配の誇張(32)。土佐人に尋ねられた場合に千人規模の薩摩役人が常駐していると答えよとの指示が詰役に出されている。

⑦1月17日と翌18日の在番奉行と異国方役人による尋問(42・43)。この日の詳しい取調の内容が「堀與左衛門並野元一郎上申書」「島津久包届書」として『島津斉彬文書』に収録され、「琉球使番取調記録」「琉球在番奉行取調記録」の名で『中浜万次郎集成』に再録された史料の元と考えられる。

本史料の記録は、所持品リストの並び順を含めて、「島津久包届書」(「琉球在番奉行取調記録」と同一)に内容が近い。

⑧翌日の尋問の琉球側の記録(44)は、薩摩藩異国方役人の尋問調書(堀與左衛門並野元一郎上申書)に情報量が遠く及ばないが、同調書にない情報も見出される。「ホヲニン」(小笠原諸島)漂着の琉球船に関する記述である。王府側が単独で入手した情報の可能性も想定できる。

⑨伝蔵の眼病と目薬の供与(55・56・57)。

⑩宿囲い近くの井戸道の「むかり」仕置の件(60)。

⑪五右衛門の病氣と異国医者玉城筑登之親雲上派遣(66・67・68・69・70)。

⑫土佐人伝間の那覇移送の件(74・75・76・78・79・80・81・85)。

⑬翁長出立、乗船予定(82・83・84・86・88・89・90・91)。

本史料、尚家文書「土佐人漂着日記」は、琉球現地での忠実な記録であり、事件への王府の対応を知る上で重要な史料と言える。

内容の理解を深めるため、現代語訳文と注を付した。こちらも参考にしていただければさいわいである。

(注) 尚家文書四九三号「豊後国三佐人漂着日記」紙焼き製本の表紙次頁にこの内題の頁が綴られていることが、調査により判明した。

## 〔凡例〕

史料の翻刻に際しては、原史料の体裁をできるだけ生かすよう留意したが、編集上の理由で、以下の変更を加えた。

- 1、漢字は基本的に正字を使用し、旧漢字は新漢字に改めた。ただし、特殊な例と思われる場合や地名・人名の一部については、例外を設けた。
- 2、称号にあたる「里」「筑」の略字体は、「里之子」「筑登之」と表記した。
- 3、助字にあたる変体仮名は字体を小さくして表現した。
- 4、間書や行間の文字、頭書の文字は、字体を小さくして表現した。
- 5、朱書きの部分は「」でくくり、区別した。
- 6、消し点などによる原文の末梢部分は、すべて消し線で表現した。
- 7、誤字は( )で訂正し、脱字と思われる箇所は(脱力)とした。
- 8、判読できない文字は□で示した。
- 9、適宜、句読点や並列点を付した。
- 10、文書ごとに、文書番号を付した。
- 11、関連文書に、枝番号を付した。

大清咸豊元年辛亥  
日本嘉永四年

1 正月三日

本文夜五ツ時分到来。御書院当宇地原親雲上御取次備上覽。御仮屋方江者御鎖之側小禄親雲上持下御届申上候也。  
覚

摩文仁間切

今日八ツ時分、異国伝間一艘人数三人乗組当間切小渡浜江致漂着候付形行相尋候処、大和口上を以、我々者土佐国之者、昨日八ツ時分阿蘭陀船より伝間相卸致到着候段、大抵相通申候。先早々此段首尾申上候。以上。

附

一昨日者雨天、殊ニ霧多相懸り本船者相見得不申候。

一伝間者小渡浜江格護仕置申候。

亥

正月三日

検者

新嘉喜里之子親雲上

下知役

喜久里里之子親雲上

在番

金城筑登之親雲上

大清咸豊元年辛亥  
日本嘉永四年

1 正月三日

【本文は夜八時頃に到来。御書院当の宇地原親雲上が取り次ぎ、国王の上覧に備えた。在番奉行所には御鎖之側の小禄親雲上が持ち下り、お届け申し上げた。】

覚（摩文仁間切）

本日午後二時頃、乗員三人の異国の伝馬船（ボート）一艘が当間切（摩文仁間切）の小渡浜に漂着したので経緯を尋ねたところ、やまとの言葉で「我々は土佐国の者で、昨日午後二時頃に外国船からボートを卸して到着した」という（言明の）おおよそは了解できました。まず早急にこの件を報告します。以上です。

追記

一、昨日は雨天で、特に霧が多く懸かり本船は見えませんでした。

一、ボートは小渡浜に保管して置きました。

亥正月三日

検者

新嘉喜里之子親雲上

下知役

喜久里里之子親雲上

在番

金城筑登之親雲上

注

〔御書院当（こしよいんあた）い〕

首里城御書院詰めの担当官。国王への上奏の取次ぎを務める。

〔上覧じょうらん〕国王が文書を閲覧すること。

〔御仮屋方 おかりやほう〕那覇西町にあった薩摩の在番奉行所。

〔御鎖之側 おさすのそば〕首里王府の役職。申口方に属す。評定所表十五人の一人。

〔伝間てんま〕伝馬船。ボート。

〔形行けいぎよう〕事の成行き。経緯。

〔大和口上 やまところじよう〕日本の言葉づかい。土佐弁か。

〔阿蘭陀船 おらんだせん〕外国船。異国船。

〔首尾 しゅび〕結果。顛末。

〔附 つけたり〕追記。追条。

〔検者 けんじゃ〕雍正13（一七三五）年に王府が各間切に設置した役職。摩文仁間切には「近年疲乏」のため、乾隆51（一七八六）年に検者一人が加立された。

一右之通申来候処、舟并人之装束等

異国之様相見得、且那覇江送越候手組為詮段、

右書付持来候摩文仁間切之者申出有之、

疑敷者ニ而直那覇江送越させ候而者差障候付、

那覇表并真和志間切両宿より取納座役人

老人完差立、中途まちとり差留置候様申付越、

左候而諸事為下知方、御物奉行勝連

親方・御鎖之側小禄親雲上差越候様被仰付

度旨、前条書付備

上覽候砌、口上を以達

上聞、相濟候事。

附、評定所筆者二人・御物奉行方

筆者一人・御用意方筆者板良敷

里之子親雲上ニ茂差越候也。

2-1

本文之通申来候処、何分片付方無之内者那覇江乗廻させ候儀難成候付、此書付持来候者より左之通返答申越候也。

覚 摩文仁間切

今日漂着之士佐国人乗候小舟之儀、

当間切小渡浜江格護仕置申候間、久高島并

糸満人之間御雇被仰付、那覇江乗廻候様

被仰付可被下候。以上。

亥 正月三日 西掟 玉城にや

地頭代 徳嶺親雲上

一、右のとおり連絡が来たが、舟や人の服装などが異国風に見えること、また、那覇に護送する手はずを整えていると、書付を持つて来た摩文仁間切の者が言っていたが、(漂着人は)疑わしい者なので直接那覇に護送しては差し障りがあるので、那覇と真和志間切の双方の宿から取納座の役人を一人ずつ派遣して(連行中の漂着者を宿道の)途中で待ち受け、その場に留め置くように命じておき、そうしておいて、さまざまな指示を出すために、御物奉行の勝連親方と御鎖之側の小禄親雲上が現地に出張するようにしていたきたいと、(摩文仁間切からの)前条の書付を上覽に備えた際に口頭で国王に上奏し、裁許された。

追記 評定所筆者二人・御物奉行方筆者一人・御用意方筆者の板良敷里之子親雲上も派遣された。

2-1

【本文のとおり報告があつたが、何分にも事が収拾しないうちは、那覇に回漕させることも実施しがたいので、この書付を持つて来た者に託して摩文仁間切には、以下のように(2-2)返答した。】

覚(摩文仁間切)

本日漂着土佐国人が乗っていた小舟は、当間切小渡浜に保管しておきましたが、久高島か糸満人のいずれかの者を雇われ、那覇に回漕するように、ご命じください。以上です。

亥正月三日

西掟 玉城にや

地頭代 徳嶺親雲上

〔下知役 げちやく〕 検者とともに

に王府が間切に派遣した役人。

乾隆57(一七九二)年に摩文仁間切に設置。

〔在番 ざいばん〕 諸浦在番。漂

着船対策のため王府が派遣した

役人。

〔格護 かくご〕 保管。

〔手組 てぐみ〕 準備。用意。

〔取納座 しゆのうざ〕 年貢や諸

上納物を所管する役所。

〔御物奉行 おものぶぎょう〕 王

府の財政を所管する物奉行所の

長官。物奉行所には所帯方・給

地方・用意方の三局があり、そ

れぞれ奉行がいた。

〔評定所筆者 ひょうじょうし

よひつしや〕 評定所の筆者。

〔御用意方 ごよういほう〕 物奉

行所の部局の一つ。

〔西掟 にしおきて〕 地方役人の

一つ。ニシウツチ

〔地頭代 じとうだい〕 地頭にか

わり間切に在任する地方役人の

最高職。ジトウデー。



2-2 今日漂着之士佐国人乗来候伝聞

之儀、那覇江乗廻候様ニ者不被仰付候間、其元江昼夜番人相付、堅固格護仕置、何分ニも御差図次第片付いたし候様可被取計候。聊疎意有間敷候。此旨申越候。以上。

亥 正月三日 兼城親雲上 与那原親雲上

摩文仁間切 下知役 検者

地頭代

3 本文夜八ツ時分到来。翌四日御書院当御取次上覽。御飯屋方江者日帳主取兼城親雲上持下、及御届候也。

摩文仁間切江漂着人三人、七ツ時分番所より出立、夜四ツ過時分小禄間切同村迄着いたし候処、夜前より明通ニ而相「草」臥居候由ニ而、道中江相臥居成行等承届候儀相成不申、就而者起上候節見計、委細問尋致問合候得共、先早々此段申越候。以上。

附

一 摩文仁番所ニおひても唐芋豆腐等相与候由。

一 本文通、道中江臥候而者不相成候間、先近辺之原屋江召置、左候而豊見城

2-2 本日漂着土佐国人が乗って来た伝馬船(ボート)の件は、那覇

に回漕するようには命じられなかつたので、そちらで昼夜監視人を付けて、しっかり保管しておき、いずれにせよ王府からの指示が出次第すぐに処置するように取り計りなさい。いささかも指示を軽んじるようなことがあつてはならない。この件を通達する。以上。

亥 正月三日 兼城親雲上・与那原親雲上(差出) 摩文仁間切 下知役・検者・地頭代(宛)

3

【本文は深夜二時頃に到来。翌四日に御書院当が(国王に)取次ぎ、上覽に備えた。在番奉行所には日帳主取の兼城親雲上が持参して、お届けした。】

摩文仁間切への漂着人三人は、午後四時頃に摩文仁番所を出立。夜の十時過ぎ頃に小禄間切小禄村まで到着していたが、前夜から一睡もしておらず、疲労困憊しているということで、道中に臥せている経緯などを聴取することができず、それゆえ、彼らが起き上がる頃合いを見計らい、詳しく尋問して報告しますが、まず早々にこの件を連絡しました。以上です。

追記

一、摩文仁番所でも唐芋や豆腐などを与えたそうです。  
一、本文にあるとおり、道中に臥せさせてはまずいので、まず付近の小屋に収容し、そうしておいて、豊見城

〔其元 そこもと〕そちら。こゝこゝでは摩文仁間切を指す。  
〔疎意 そい〕うとんじる心。

〔日帳主取 ひちょうぬしどり〕  
表十五人の一人。評定所日記を  
率領。  
〔同村 どうむら〕小禄村を指  
す。

〔夜前 やぜん〕前日の夜。昨夜。  
〔明通 あきどおし〕眼を明け続  
けていること。不眠。  
〔就而者 ついては〕したがっ  
て。よつて。それゆえに。

間切翁長村江宿拵申渡、相調次第

夜中彼村江引越候様、可仕候。

此点、御仮屋御届二者相除候事。

一 本文漂着之成行、御仮屋方江御届

申上、左候而那覇之様差越候段申来

候付而者、道中行逢候ハ、引帰、摩文仁間切江

召置候段申上置候間、御仮屋方江之御届者

「於」其元可被取計候。

正月三日

小禄親雲上

兼城親雲上

間切の翁長村に宿の用意を命じて、用意がととの次第、夜中に翁長村に引越しようにいたします。

【以下の条項は、在番奉行所への報告から削除しました。】

一、本文にある漂着の経緯を在番奉行所に報告し、そして、那覇に向かっていると（摩文仁間切から）報告して来たことについては、道中で（漂着土佐人らと）行き逢ったならば引き返させ、摩文仁間切に留め置くようにしますと申し上げているので、在番奉行所への（収容場所変更の）報告はそちらで（日帳主取のあなたが）処理してください。

正月三日

小禄親雲上

兼城親雲上

4

本文四日到来。右同断

漂着人共成行相尋、左ニ申越候。

一 本国漂着之次第相尋候処、日本口上ニ而

二人者土佐国高岡郡之内宇左浦、一人者

同国中之浜与申所之者、十年成正月

五日、人数五人乗組、魚猟ニ罷出候折、風波

荒立、七日目ニ無人島江致漂着、船及破船

候付、右島江上り、小鳥抔捕、相給、暮兼候折、

同六月三四日之比、アメリカ与申国之船鯨取ニ

致到着、列行呉候様頼入、一同乗合、同十月比

西洋之内ウワフ国与申所江罷渡、便船を以

本国江送届呉候様、段々頼入候得共、受合

不申、十ヶ年程致滞在候処、此節垂美

理駕之船ウワフ国江来着有之、右船唐国

上海江商売として致渡海由承候付、土佐

4 【本文は四日に到来。前項3と同じ。】

漂着人たちに漂着の経緯を尋ねたところ、以下のように陳述した。

一、本国や漂着の経緯を尋ねたが、日本の言葉で、「二人は土佐国高岡郡宇佐浦、一人は土佐国中の浜という所の者で、十年前の正月五日に五人が乗組み、漁労に出た折に、風波が荒れ立ち、七日目に無人島に漂着し、船が破船したので、その島に上陸し、小鳥などを捕まえて食べるなどして、暮らしかねていましたが、その年の六月三、四日頃に、アメリカという国の船が捕鯨のために到来し、連れて行ってくれるよう頼み入れ、一同乗せてもらい、同年十月頃に西洋の内の「ウワフ国」という所に渡りました。「便船」で故国に送り届けてくれるように、さまざまに頼み入れましたが、承知せず、十年ほど滞在しましたが、今回、アメリカの船が「ウワフ国」に到着し、その船が中国の上海へ商売のために航海するというのを聞いたので、

〔宿拵やどこしらえ〕役人らの宿の用意をすること。

〔其元 そこのもと〕ここでは兼城親雲上を指す。

〔ウワフ国〕現在の米国ハワイ州オアフ島。

〔便船 びんせん〕便乗するのに都合の良い船。

人共儀、毎年帰国之念願を以貨取等二而貯銀有之候付、伝間一艘買入、便船相頼度、左候而日本之地で見請候ハ、右所江卸呉候様右船頭江頼入候処、請合呉候付、去年十月廿日比、右船江乗付罷渡、於洋中国を見懸、琉球之段承候付、昨日八ツ時分、地方より二三里程之所ニ而伝間相卸候処、折節雨風少々強相成候付、其夜琉球之地方江伝間寄居、漸今日此地取着為申由。

附

一 五人之内一人者ウワフ国ニおひて漂着々

五ヶ年目病死仕、今一人者ウワフ国江罷在候由。

一本船乗組人数「土佐人共外」亜美利駕人十五人之由。

一名面歳等相尋候処、一人者伝蔵、歳四十八、

一人者五右衛門、歳二十五、一人者万次郎、歳

二十三之由。

一 文字存知居候哉与相尋候処、日本文字者存不申、尤万次郎一人者ウワフ国之字様

存知居候由。

一 冠装束等阿蘭陀人ニ似寄候得共、髪黒

言語礼儀等日本人之様相見得、何そ

疑敷躰相見得不申候。

一 所持道具箱大小三ツ、唐針其外軽品々

有之候得共、夜中委敷相分不申候間、

私たち（土佐人たち）には毎年、帰国したい一心から賃労働などでためた貯金があったので、伝馬船（ボート）を一艘買入れ、「便船」を頼みたい、そして、日本の土地と判断できれば、その場所に卸してくれるように、その船の船長に頼んだところ、請け合ってくれたので、去年の十月二十日頃、その船に乗せてもらい、洋中に陸地を見かけて、その土地が琉球であると聞いたので、昨日午後二時頃、陸地から二、三里ほどの場所にボートを卸したが、ちようどその頃に、風雨が少々強くなり、その夜は琉球の陸地（海岸）にボートを寄せて居りました、ようやく本日この地に上陸した」とのことです。

追記

一、五人のうち一人は「ウワフ国」において漂着から五年めに病死し、もう一人は「ウワフ国」にいるそうです。

一、本船（異国船）の乗員は土佐人たち以外に、アメリカ人が十五人だったということです。

一、姓名・年齢などを尋ねたところ、一人は伝蔵で四八歳、一人は五右衛門で二五歳、一人は万次郎で二三歳ということでした。

一、文字を知っているかと尋ねたところ、日本の文字は知らない、ただし万次郎一人は「ウワフ国」の文字を知っているということです。

一、かぶりもの（帽子）や衣服などがオランダ人（異国人）に似通っているものの、髪は黒く、言葉や礼儀作法などは日本人のようで見えて、何ら疑わしい様子は見えませんでした。

一、所持していた道具箱は大小三つで、羅針盤その他の雑品がありますが、夜中なので詳しいことは分からず、

〔名面なめん〕名前。

〔字様じさま〕文字。ここはアルファベットを指す。

〔冠装束かぶりしようぞく〕

帽子と洋服のいでたち。

〔阿蘭陀人おらんだじん〕外国

人。異国人。

〔唐針からはい〕羅針盤。中国

針とも。

〔委敷くわしく〕

明日相糺、委細可申越候。

一 夜喰之儀、唐芋汁等相与申候。

一 右者共宿之儀、豊見城間切翁長村可致

相応儀与相考、人家明除、夜中差越

申候。

右之通承届候。尤取締向、介抱方等之儀、

追而致吟味、何分可申越候。御仮屋方御届者

其元より可被申上候。此段致問合候。以上。

附、口上聞得兼候儀共段々有之、手様等

を以相通申候。

小禄間切二而

正月三日

小禄親雲上

勝連親方

兼城親雲上

5

本文同日到来、御書院当御取次備

上覧。御仮屋方江者日帳主取兼城親雲上添書を以那覇

役人江差遣及御届候也。

一 漂着人共儀、昨日より今日者口上格前

聞易有之、板良敷里之子親雲上茂相逢、アメリカ

言葉を以相尋させ候処、昨日致問合置候通、違目

無之、尤互之応答茂大和口上いたし候上、

土佐国之産物、又者日本之事共、兼而

承及候通相替不申、且致所持居候品々、

左之通箱荷等都而明開候而見せ、左候而土佐

国ニ而着懸之由ニ而古裕衣裳一枚差出、是者

致帰国候時宜茂可有之、為証拠、此程

明日尋問して、詳細を報告します。

一、夜食として、唐芋汁などを与えました。

一、この者たちの宿について、豊見城間切の翁長村がふさわしい  
だろうと考えて、人家を空けさせ、夜中に移動しました。

右のように聴取しました。ただし、警備や介護などの件につい

ては、のちほど検討して、何らかの形で知らせます。在番奉行所

への報告はそちら（評定所）からお願いします。この件は連絡し

ました。以上。

追記（漂着土佐人らの）言葉が聞き取りにくいことなど色々

ありましたが、手ぶりなどを用いて意思を通じさせました。

正月三日

小禄間切にて小禄親雲上・勝連親方

兼城親雲上

5

【本文は同日到来し、御書院当が取次ぎ、上覧に備えた。在番奉

行所には日帳主取の兼城親雲上の添書を付けて那覇役人に差し

遣わし、お届けしました。】

一、漂着人たちの件は、昨日より今日は言葉も格段に聞き取りや

すく、板良敷里之子親雲上も面会し、アメリカの言葉を使つて尋

ねさせたところ（話の内容が）昨日連絡しておいたとおりで、食

い違っているところがなく、また、土佐人たちどうしの会話も日

本の言葉でやりとりしていた上に、土佐国の産物、または日

本の事についても、かねてから聞き及んでいたとおりで変わりな

く、また、所持している物品は、左のとおりで、（土佐人たちは）

箱荷などをすべて開封して見せ、そして、土佐国で着かけていた

という古い裕（あわせ）の着物一着を差し出して、これは帰国す

る時もあるかと、（その時のための）証拠として、これまで

〔夜喰 やぐい〕夜食。

〔承届 うけとどけ〕聴取する。

〔手様 てさま〕手ぶり。

〔口上 こうじょう〕話しぶり。

弁舌。

〔裕衣裳 あわせいししょう〕表裏

を合わせて作った衣服。裏地つ

きの着物。

〔此程 このほど〕今度。今回。

致格護居候与申候。就而者日本人無相違儀与存申候。

一箱老ツ長四尺五寸高横式尺程完

内

一天下図七枚

一西洋書籍十一冊

一懷中铁砲二

一小箱四 葉并玉壺細物入付

一布団一枚

土佐国ニ而着懸之等

一古裕衣裳一枚

一釣道具

一蕃錢大小四枚

西洋調之等

一衣裳四枚程

一牛之角二 塩焔入付

一箱一ツ長三尺高壱尺横壱尺式寸程

内西洋調之衣裳入付

一箱一ツ長式尺五寸高八寸横壱尺五寸程

内光餅并蕃錢芋入付

一布袋一ツ 衣裳入付

一布団四枚

西洋調

一鉄砲一

一唐針一

一移錫箱大小二

保管してましたと申しています。それゆえ、日本人に間違いないと思われず。

一、箱一つ。長さ四尺五寸。高さ横二尺ほどずつ。

中に（以下のもの）

一、世界地図七枚

一、西洋の書籍十一冊

一、懷中铁砲（ピストル）二丁

一、小箱四つ（葉と玉壺細物が入れてある）

一、布団一枚

一、古い裕（あわせ）衣裳一枚（土佐国で着かけたもの）

一、釣り道具

一、蕃錢大小四枚

一、衣裳四枚ほど（西洋製のもの）

一、牛の角二つ（塩焔入り）

一、箱一つ（長三尺・高一尺・横一尺二寸ほど／中に西洋製の衣裳が入れてある）

衣裳が入れてある）

一、箱一つ（長二尺五寸・高さ八寸・横一尺五寸ほど／中に光

餅と蕃錢・芋が入れてある）

一、布袋一つ（衣裳が入れてある）

一、布団四枚

一、鉄砲一丁（西洋製）

一、羅針盤一つ

一、移錫箱大小二つ

〔天下図 てんかず〕 世界地図。

〔懷中铁砲 かいちゆうてつぱう〕 ピストル。

〔光餅〕 クンペンのこと。

一 布帆大小二

一 玉壺一 水入用之由

一 右者共召置候人家門前江関番仮屋打調、番人さはくりより二人・所之位衆三人・百姓二人昼夜相詰、嚴重取締申渡置候。右之通致問合候。以上。

附、御仮屋方御届者其元より可被申上候。

正月四日

小禄親雲上

勝連親「方」雲上

兼城親雲上

## 6 覚

一 漂着土佐国人、猥ニ村中徘徊為仕間敷事。

一 地下人、漂着人ニ不近付様申渡、尤用事ニ

付而出合候節茂唐・大和・琉球之様子  
其外咄共為仕間敷事。

一 右近辺より女往通為仕間敷事。

一 右宿近辺火用心、別而入念候様、可申付事。

一 漂着人共江商売之儀者不及申、少事

之物進物贈答為仕間敷事。

右之通、堅固ニ相守候様可申渡候。若不締之儀於有之者到各可為越度候。以上。

亥

正月四日

小禄親雲上

一、布帆大小二つ

一、玉壺一つ（水入れ用ということです）

一、この者たちを留置している人家の門前に関番用の仮小屋を建て、番人として間切役人から二人、翁長村の位衆（村役人）から三人、百姓から二人ずつ昼夜を問わず詰めさせ、嚴重な取り締まりを申し渡しておきました。

右のとおり連絡しました。以上です。

追記、在番奉行所への報告はそちら（首里評定所）からしてください。

正月四日

小禄親雲上・勝連親方（差出）／兼城親雲上（宛）

## 6 覚

一、漂着土佐国人に、むやみに村中（むらなか）を徘徊させてはならないこと。

一、地元民は、漂着人に近づかぬように通達し、用事のため出会う際も、中国・日本・琉球の様子や、その他の話などをさせてはならないこと。

一、漂着者の宿所付近を女性に通行させてはならないこと。

一、漂着者の宿所付近の防火に、とくに念を入れるように申し付けるべきこと。

一、漂着者たちを相手に商売することは言うまでもなく、少々の物でも進物・贈答をさせてはならないこと。

右のとおり、堅固に守るように通達しなさい。もし守らないようなことがあれば、（間切の役人）各自の落ち度（責任問題）である。以上。

亥

亥正月四日

小禄親雲上

〔さはくり〕間切役人。

〔位衆 くらいしゅう〕村役人のうち親雲上や筑登之などの位階を有する者を指す。

〔村中 むらなか〕村内（むらうち）。翁長村の集落範囲の翁長原（おながばる）一帯を指す語か。

〔越度 おちど〕過ち。失敗。

勝連親方

豊見城間切

下知役

検者

さはくり中

豊見城間切

下知役

検者

さはくり中

勝連親方

7-1 豊見城間切翁長村江被召置候漂着

土佐国人為御差引、御横目御老人・

御附役御老人・足軽一人、只今彼表江

御差越ニ成候付、別紙之夫高・手当有之

候様、御在番所より被仰渡候間、小禄間切方

差出候様、構之向江被仰渡度、尤御急

用之事ニ而小禄間切江者為早々、此方方も

相達置申候。此段致御問合候。以上。

附

一大和横目一人・問役一人、先例通附添差越

候付、別紙之通、問役申出有之候間、其通

被仰付度候。

一 御仮屋方并大和横目問役宿五軒

翁長村江手当被仰渡度候。

正月四日

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

御鎖之側御方

7-2 夫七人完

斎藤助五郎

永山嘉左衛門

7-1 豊見城間切翁長村に留置している漂着土佐国人の尋問のため

に、横目一人、附役一人、足軽一人がもうすぐ、かの地（翁長村）

に出立されますので、別紙の人馬の用意をするように、在番奉行

所から指示がありました。については、小禄間切から徴発するよう

に関係部署に命じていただきたい、ただ、急を要する事なので、

小禄間切には、早急にこちら（那覇親見世）からも通達しておき

ます。この件、お知らせします。以上。

追記

一、大和横目一人・問役一人を先例どおり（薩摩役人に）付き

添わせ、派遣します。その件について、別紙のように、問役から

申し出がありましたので、そのとおり命じていただきたい。

一、在番奉行一行、ならびに大和横目・問役のための宿五軒を

翁長村に手配するように命じていただきたい。

正月四日

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

御鎖之側御方

7-2 人夫七人ずつ

斎藤助五郎

永山嘉左衛門

〔差引きしひき〕指揮。差配。

ここでは土佐人に対する尋問、

事情聴取の意味。

〔御横目 およこめ〕薩摩から派

遣された役人。在番奉行を補佐。

〔御附役 おつけやく〕薩摩から

派遣された役人。在番奉行と横

目を補佐。

〔足軽 あしがる〕薩摩から派遣

された下級役人。

〔構之向 かまえのむき〕担当部

局。

〔大和横目 やまとよこめ〕親見

世の下級役人。那覇士族が就任。

〔問役 といやく〕親見世の役職

の一つ。船の出入港に関する諸

業務を担った。

〔手当 てあて〕手配。準備。

〔御方 おんかた〕貴人に対する

尊敬語。

同四人

白石仲左衛門

人夫四人

白石仲左衛門

7-3 覚

一 乗馬老疋形共

但 駕籠二繰替

一 荷持夫三人

但 大和横目老

一 乗馬老疋形共

一 荷持夫三人

但 問役老

右者豊見城間切翁長村江漂着土佐国人

被召置候付、為御差引、定式御横目御一人・

同御附役御一人・同足輕御一人、彼表江御差越

被成候付、大和横目・問役茂附添差越申候間、

本行之通、往還共宿々無滞差出候様、取納座江

被仰付可被下候。以上。

亥 寄問役

長嶺筑登之

慶田筑登之

右之通承届申候以上

正月

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

8

一 夫七人完

7-3 覚

一、乗馬一匹 馬具付き

(ただし、駕籠に変更)

一、荷持夫三人

(ただし、大和横目一人に)

一、乗馬一匹 馬具付き

一、荷持夫二人

(ただし、問役一人に)

右は、豊見城間切の翁長村に漂着土佐国人を留置しているの

で、尋問のため、定役の横目お一人、定役の附役お一人、定役の

足輕お一人が彼の地(翁長村)に出張されますので、大和横目と

問役もつき添い、出張しますので、右のリストどおり、往復の宿

所で滞りなく供出するように、取納座に命じてください。以上で

す。

亥正月 寄問役

長嶺筑登之

慶田筑登之

右のとおり承知しました。以上です。

亥正月

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

8

一、人夫七人ずつ

〔形なり〕身なり。服装。ここ  
では鞍など乗馬用具を指すか。



一同四人

横目  
附役  
齋藤助五郎殿

永山嘉左衛門殿

足軽

白石仲左衛門

一 乗馬壹疋形共

但 駕籠二繰替

一 荷持夫三人

但 大和横目壹人

一 乗馬壹疋形共

一 荷持夫貳人

但 問役壹人

右者、豊見城間切翁長村江被召置候漂着

土佐国人為御差引、横目・附役衆并足軽共、

只今彼表江御差越被成候間、人夫手当

有之候様、御在番所より被仰渡、就而者大和

横目・問役共ニ茂附添差越候先例ニ而、右通

小祿間切より早々差出候様、被仰渡度旨、

那覇役人より申越趣有之、遂披露、相济

候間、無間違差出候様、可被申渡候。以上。

附、御仮屋方并大和横目・問役共宿五軒

翁長村江手「当」濃被仰渡度旨、本文同断

申越有之、是又遂披露、相济候間、早々

手当可被申渡候。

亥

正月四日

兼城親雲上

一、人夫四人

横目  
附役  
齋藤助五郎殿  
永山嘉左衛門殿

足軽  
白石仲左衛門

一、乗馬一匹 馬具付き

(ただし駕籠に変更)

一、荷持夫三人(大和横目一人に)

一、乗馬一匹 馬具付き

一、荷持夫二人(問役一人に)

豊見城間切翁長村に留置している漂着土佐国人の尋問のため、

横目・附役衆と足軽たちが今から翁長村に出張されますので、人

夫の手配をするようにに在番奉行所から命じられました。この場合

には、大和横目と問役たちも付き添い出張するのが先例であり、

右のとおり小祿間切から早急に供出するように命じていただき

たいという那覇役人からの申し出があり、(評定所で)披露され、

承認されましたので、間違いなく供出するように下知してくださ

い。以上です。

追記 在番奉行所の役人一行と大和横目・問役たちの宿五軒を

翁長村に手配するようになさりたいと、本文同様に申し出

があり、この件についても、(評定所で)披露され、承認されま

したので、早急に供出するように命じてください。

亥正月四日

兼城親雲上

〔彼表かのおもて〕ここでは翁長村を指す。

御物奉行

9 豊見城間切翁長村江被召置候漂着

土佐国人為御差引、横目・附役衆并足輕共、只今彼表江御差越被成候付、人夫手当有之候様、御在番所より被仰渡候間、小禄間切より差出候様、被仰付度旨、夫高取書取添、被申越紙面之趣相達置、遂披露、早々差出候様、構之向江相達置候。此旨及返答候。以上。

附大和横目并問役共ニ茂、先例通、附添差越候付、人馬差出候様、且翁長村江宿五軒手当為致候様ニ与之段も相達、是又手当申渡置候。

正月四日

兼城親雲上

里主

御物城

10-1

一昨日、御仮屋方役々衆被差越、漂着人共

成行被相尋候間、宿拵いたし置候様、親見世方より

申越有之、夜四ツ過時分、横目齋藤助五郎殿・

附役永山嘉左衛門殿・足輕一人・大和横目・問役

被差越、漂着人共、助五郎殿宿江召寄、成行

委細承届、荷物者今日被相改答候。

附、本文之成行者御案内之上、何分

御物奉行

9 豊見城間切翁長村に留置している漂着土佐国人の尋問のため、横目・附役衆と足輕たちが今から翁長村に出張するので人夫を手配するように在番奉行所から命じられたので、小禄間切から供出するように命じていただきたいという、「夫高取書」を添えて申し出があった書面の趣旨は伝達しておき、(評定所で)披露されたので、早急に供出するように担当部局に伝達して置いた。この件は返答した。以上です。

追記 大和横目と問役たちも先例どおりつき添い出張するので人馬を供出するように、また、翁長村に宿五軒を用意するようにという案件も伝達され、この件についても、手配を命じておきました。

正月四日

兼城親雲上

里主

御物城

10-1

一、昨日、在番奉行所の役人衆が出張され漂着人たちの経緯を尋ねられるので宿の用意をしておくようにと、親見世の方から通達があり、夜十時過ぎ頃、横目齋藤助五郎殿・附役永山嘉左衛門殿・足輕一人・大和横目・問役が到着され、漂着人たちを助五郎殿の宿所に呼びだして、経緯を詳しく聴取し、荷物は今日改められる段取りです。

追記 本文の経緯はご報告の上で、何とか

〔構之向 かまへのむき〕担当部局。「構」は係・所管の意味。

致取計筈ニ而、今日迄御延申上候得共、日本人無御疑、夜前為被召寄事候。

一 今日、助五郎殿・嘉左衛門殿より、土佐国人共

日本着物ニ不相改候而不相叶事候処、琉球

方より被成下候哉、右者共御取扱向、委細

公辺御届相成事ニ而、着物等結構ニ被成下候ハ、

公辺御都合向宜、

太守様御冥加ニ茂相成事候。若琉球方より

不被成下候ハ、御在番所より御取計有之

筈候間、摂政・三司官衆江茂申越、何分早々

返答有之候様、致承知候。依之、先例相糺させ

申談候処、漂着人共、当分通、西洋装束

有之候而者如何敷、尤、乾隆十二卯年

羽州秋田能代之船六人乗ニ而勝連間切

浜島江漂着之節、木綿袷一枚完・紙帳

三ツ・焼酎十盃入小壺一ツ被成下、且御用

帳ニ茂衣裳等被成下候筋相見得候間、左之

品々被成下候而者何様可有之哉、其元ニ

おひても被致吟味、「御案内之上」何分早々可被申越候。

一 木綿袷一枚完

一 単衣裳一枚完

一 棉入袴一枚完

一 帯一筋完

一 下帯一筋完

一 あふら

一 鬢附

聴取を実施する段取りでした。今日まで延期してきましたが、日本人であることは疑いなく、昨晚お呼び寄せられました。

一、今日、助五郎殿・嘉左衛門殿より「土佐国人たちは日本の着

物に改めなくてはならないが、琉球側で支給しますか、この者た

ちの取り扱いは、詳細に公儀（幕府）にご報告されることなので、

着物などが申し分なく支給されると、公儀（幕府）への聞こえも

よく、太守様のご利益にもなることです。もし琉球側から支給さ

れなければ、在番奉行所からの措置があるはずなので、摂政・三

司官衆にも連絡して、何分にも早々に返答するように」との指示

を承知しました。これを受けて、先例を調査させて相談したとこ

ろ、漂着人たちに、これまでどおり西洋の服装をさせるのはどう

かと思われ、もつとも、一七四七年（乾隆十二卯）に羽州秋田能

代の船（六人乗船）が勝連間切の浜島に漂着した際には、木綿十

一枚ずつ・紙帳三つ・（盃十杯分の）焼酎の小壺一つを支給され、

また、御用帳にも衣裳などが支給された様子が見えるので、下記

のリストの品々を支給されてはどうか。評定所でも吟

味され、在番奉行所にもご説明した上で、ともあれ、早急にご連

絡ください。

一、木綿袷（あわせ）一枚ずつ

一、単（ひとえ）衣裳一枚ずつ

一、棉入れ一枚ずつ

一、帯一筋ずつ

一、下帯一筋ずつ

一、油

一、鬢つけ油

〔結構 けっこう〕十分。申し分のないこと。

〔公辺 こうへん〕公儀。幕府を指す。

〔太守様〕島津斉興（なりおき）を指す。

〔冥加 みょうが〕冥利。報恩。

〔鬢附 びんつけ〕鬢付け油。髪を固めるため使用。

一 櫛

一 捌

一 紙帳弔帳

一 草履老足完

一 木履老足完

一 右者共介抱方之儀、朝鮮人漂着之

例通相心得候様、昨日與那原親雲上より大台所

加勢具志堅里之子江申含趣有之候処、

御仮屋方より前条通有之候付而者、朝鮮人

漂着之例通ニ而者輕有之候間、別紙他領人

漂着之例通被成下候而者何様可有之哉、是又

被致吟味、何分可被申越候。

一 右者共、那覇江被引越候茂難計候間、入置

道具等之儀、居所相究候上、被成下候而も何様

可有之哉、何分可被申越候。

右之通致問合候。以上。

正月五日

小禄親雲上

勝連親方

兼城親雲上

10-2 覚

一 中白米七合五勺

一 上味噌七勺五才

一 醤油三勺

一 肴八拾目

一 野菜百目

一、櫛（くし）

一、捌（さばき）

一、紙帳弔帳

一、草履一足ずつ

一、下駄一足ずつ

一、右の者たちの救護の件は、朝鮮人が漂着した際の前例どおり

と心得るようにと、昨日、与那原親雲上から大台所加勢の具志堅

里之子に申し含めがあつたようだが、御在番奉行所から前条のよ

うな指示があつたからには、朝鮮人漂着時の前例では輕いので、

別紙に示した日本人の他領人漂着の前例どおりに支給されては

いかがですか。この件もまた吟味され、必ず連絡してください。

一、右の者たちは、那覇に引越しさせることもありうるので、支

給した道具などは、居所を決定してから支給しても良いのでは

ないか。きつと連絡をください。右のとおり連絡します。以上で

す。

正月五日

小禄親雲上

勝連親方

兼城親雲上

10-2 覚

一、中白米七合五勺

一、上味噌七勺五才

一、醤油三勺

一、肴八拾目

一、野菜百目

〔捌さばき〕櫛。サバチ。

一 たはこ五匁  
一 薪木

右一人二而一日分

一中茶

一炭

一菜種子油

亥

正月

11-1

漂着土佐国人共事、日本着物ニ不相改候而

不叶事候処、此御方より被成下候哉

之旨、横目・附役衆より被致承知候付、衣裳并

品々等被成下候而者何様可有之哉之旨、品立書

取添被申越紙面相達候。右付、猶又爰元ニ

おゐても帳留相糺、先例之振合を以、左之

品々被成下可然哉与相考、致御案内

相濟候間、左様可被相心得候。尤品々調方

之儀者於爰元向々江可申渡候。此旨及

返答候。以上。

正月六日

兼城親雲上

勝連親方

小禄親雲上

11-2

一 水色木綿裕衣裳一枚完

一、たばこ五匁  
一、薪木

(右は一人で一日分)

一、中茶

一、炭

一、菜種子油

亥正月

11-1

漂着した土佐国人たちの事で、日本の着物に改めなくてはなら

ないが、琉球当局から支給できるかどうかということを、(薩摩

の)横目・附役衆より(の命を受けて現地組が)承諾したので、

衣裳やその他の品々などを支給されてはいいかがかという(勝連・

小禄からの)提案については、物品リストを添付した上申書が(王

府に)届きました。この件については、さらに評定所の方でも帳

簿を精査して、前例を基準として、以下の品物を支給するのが妥

当ではないかと考え、(上の御座、撰政・三司官に)相談して裁

可されましたので、そのようにご了解ください。ただし品々の調

達については、評定所の方で各部署に通達します。この件を回答

しました。以上です。

正月六日

兼城親雲上

勝連親方

小禄親雲上

11-2

一、水色木綿裕(あわせ)衣裳一枚ずつ

一 蚊張式張  
一 焼酎一壺

但式拾五盃入

12 同日

一 野元一郎殿・堀与左衛門殿より、異国人漂着之節取計向、元禄年間被仰渡  
置候御條書写被見合度候間、差上候様  
被申越候付、日帳主取兼城親雲上より遂披露、  
堅状箱ニ入切封ニ而、一郎殿御宿江差上させ候事。

13

元禄四年より同十五年迄

御條書写一冊

右、慥ニ御預申置候。

14

一 翁長村逗留漂着人共事、西洋調之

衣裳者持合居由候得共、若哉近辺歩行等願出候事茂可有之、異様之将束ニ而歩行等

いたし候而者、彼村辺者勿論、嘆人茂逗留中之

儀ニ付、響合彼是差障候儀難計候間、

沖繩仕立之単物并袷袴一枚完被与置候間、

歩行等之「折」儀者右を着用為致候方可然、左候ハ、

帰国之上於琉球介抱方等、ヶ様〜ニ丁寧

一、蚊張（かや）二張

一、焼酎一壺（ただし盃二十五杯分入り）

12 同日（正月六日）

一、野元一郎殿・堀与左衛門殿より（の通達です）、異国人漂着の際の対応は、元禄年間に出しておいた命令書の条文（御條書写）を参考にしたので、持参するようにとのご連絡があったので、日帳主取の兼城親雲上が（国王の）裁可を得て、堅状箱に入れて切封じにして、一郎殿のお宿にお届けしました。

13

（元禄四年から十五年まで）

「御條書写」一冊

右の書籍は、たしかにお預かりしました。

14

一、翁長村に逗留中の漂着者たちは、西洋で仕立てられた衣服を持ち合わせているという話だが、もしかすると村の付近の歩行などを願い出ることもあり得るし、異様な服装で歩きまわるなどされては、翁長村近辺はもちろん、英人も逗留中のことでもあるので、（英人に）噂が伝わり、あれこれ差し障ることも予測されるので、沖繩仕立の単（ひとえ）の着物と袴（あわせ）用の絹織物一枚ずつを与えておいて、歩行などの際は、右の着物を着用させるのが妥当であり、そうすれば帰国後に、琉球での救護の仕方などがこのように丁寧で

「切封きりふう」書状の封じ方の一つ。腰文（こしぶみ）。

「響合ひびきあい」知れ渡ること。

「左候ハ、さそうらわば」そうすれば。

有之候段者おのつから申出茂可致管候付、「御会積様」

厚情之所も相分り、旁可然儀与、今日奉行初御役々致評義置候付、御條書持参

被致候ハ、御口合可申含之分、無其儀候付、乍序、及御掛合候間、撰政・三司官衆江も被申出、何分吟味之上、宜様早めニ被取計候様、可被致候。以上。

但、右之趣者為差引、出張見聞役・御付役

より茂鎖之側等江御達為申置由候付、

最早其許江も為相通管与ハ存候得共、

猶亦、今日吟味之成行為念、及御問合

置候。

正月六日 野元一郎

堀与左衛門

兼城親雲上殿

15

漂着土佐国人荷物之儀、御仮屋方

改方相済、横目・附役衆者今日被罷帰、

足軽一人・産物方御用聞一人者為取締

詰居、右荷物之内、諸品入付御箱并鉄砲

唐針者足軽御用聞格護ニ而、漂着人

当用之品々者申出次第被渡候段有之

候付、横目・附役衆御相談之上、御物奉行方

筆者一人・取納座役人一人・大台所加勢筆者

一人相詰させ、私共二者明日可罷登候。此段致問合候。

あつたことが（漂着人から）自然と申し出もあるはずなので、（琉

球人が）「思いやり」の精神に富み厚情であることも理解され、

色々な意味でよろしいことだと、本日、在番奉行はじめ（薩摩の）

役人衆が評議し判断されたので、「御条書」を持参いたされるな

ら、口裏を合わせ、申し含めるべきところなどを配慮する必要が

ないので、ついでですが（この件は）議論にもなったので、撰政

と三司官衆にも申し出られて、いろいろ検討した上で、よろしい

ように、早めを実施されるように調整してください。以上。

ただし、以上の趣旨は、現場指揮のために出張中の見聞役と御

付役からも鎖之側（小禄親雲上）などに通知して置いたことなの

で、もう今頃はそちら（兼城ら首里評定所のメンバー）にも通知

されているはずだとは思いますが。なおまた、本日の審議の結果を

念のため、ご連絡しておきました。

正月六日 野元一郎／堀与左衛門

兼城親雲上殿

15 漂着した土佐国人の荷物の件は、薩摩側の検査が済み、横

目・附役衆は本日那覇に帰り、足軽一人・産物方御用聞一人が警

衛のために（翁長村に）詰めています。この荷物のうち諸品を入

れている箱と鉄砲・羅針盤は足軽と御用聞が保管しており、漂着

人の日用品は申し出しに渡すことになっており、横目・附役

衆とご相談の上で、（琉球側からは）御物奉行方筆者一人・取納

座役人一人・大台所加勢筆者一人、計三人を現地に詰めさせ、私

たちは明日（首里城に）登城します。この件を連絡しました。

「御会積様（ごえしゃくさま）思

いやり。ご愛嬌（あいきょう）。

「旁かたがた」あれこれ。いろ

いろ。いずれにせよ。

「掛合（かけあい）談判。議論。

カキエー。

以上。

正月六日

小禄親雲上

勝連親方

兼城親雲上

以上です。

正月六日

小禄親雲上

勝連親方

兼城親雲上

16 同七日

一 漂着土佐国人江先例之通、木綿袴衣裳

老枚完・蚊張二・焼酎一壺被成下候様、被仰付

度旨、綿紙切紙ニ書付、御書院当桃原

親雲上御取次、達

上聞、相濟候付、調方申渡させ事。

16 正月七日

一、漂着した土佐国人に前例どおり、木綿の袴（あわせ）衣裳を

一枚ずつ・蚊張（かや）二張り・焼酎一壺を支給するように命じ

ていただきましたと、綿紙切紙に書き付け、御書院当の桃原親雲上

が取り次ぎ、国王に上奏し、裁可されたので、調達を命じた。

17 覚

一 水色木綿袴衣裳老枚完

一 蚊張式ツ

内、老ツ二人引、老ツ老人引。

右、漂着土佐人三人江被成下候間、蚊張者

下布水色染ニ而相調、衣裳裁縫之儀者

翁長村詰役々引合「を以相調」之儀相渡候様、可被申渡旨

御差函ニ而候。以上。

正月七日

兼城親雲上

申口

右之通被仰渡候間、相届次第、土佐人江

可相渡候。尤右之段者、詰之足軽・御用聞江も

可相達候。此段致問合候。以上。

17 覚

一、水色木綿袴衣裳一枚ずつ

一、蚊張二張

このうち、一つは二人用、一つは一人用。

右の物が、漂着土佐人三人に（王府から）支給されたので、蚊

張は下布を水色に染めて調製し、衣裳の裁縫については、翁長村

詰め役人の裁量で調製し（土佐人に）支給するよう指示しなさい

とのご命令です。以上です。

亥正月七日

兼城親雲上

申口

右のとおり命じられましたので、（支給品が）届きしだい、土

佐人に渡しなさい。ただしこのことは、詰め足軽とご用聞にも

連絡しなさい。この件を通知した。以上。

〔引合 ひきあい〕 指導。裁量。

〔綿紙切紙 わたがみきりがみ〕  
緒皮（ちよひ）で造られた上質  
な紙。切つて書簡などに用いた。



亥

正月七日

翁長村

詰役々

18 覚

焼酎壺

但、貳拾五盃入、わら巻、黒繩すかり。

右、漂着土佐人江被成下候間、早々相調、

翁長村詰役々江引渡相届候様可被申渡旨、

御差図ニ而候。以上。

亥

正月七日

御物奉行

右之通被仰渡候間、焼酎相届次第、土佐

人江可相渡候。尤「右」之段者詰之足軽・御用

聞江も可相達候。以上。

亥

正月七日

翁長村

詰役々

19 翁長村逗留漂着人衣裳一件付、御評

議之成行、委曲被仰下趣、承知仕候。小禄

親雲上より茂申越趣有之、急度致吟味、

撰政・三司官江茂相達、取計可仕候。先早々、

此段御返答申上候。以上。

正月七日

兼城親雲上

亥正月七日

翁長村詰役々

18 覚

焼酎一壺

ただし、二十五盃入、わら巻、黒繩すかり。

右の物が漂着土佐人に支給されたので早急に調達し、翁長村詰

めの役人たちに引き渡し（土佐人に）届けるよう下知せよとのご

指示です。以上。

亥正月七日

御物奉行

右のように命じられたので、焼酎が届きしだい土佐人に渡しな

さい。ただし右のことは翁長村詰めの足軽と御用間にも通知しな

さい。以上。

亥正月七日

翁長村詰役々

19 翁長村に逗留中の漂着人の衣裳の一件については、ご評議の成

行や、ご命令の趣旨の詳細について、承知いたしました。（現地

にいる）小禄親雲上からも同内容の連絡があり、（評定所で）き

つちり検討し、撰政・三司官にも上申して、実施するようになら

す。まず早急に、この件をご返答申し上げます。以上です。

正月七日

兼城親雲上

野元一郎「様」殿  
堀与左衛門「様」殿

20 同日

一勝連親方・小禄親雲上、翁長村より罷登、  
月番国吉親方江首尾申出、登  
城、御近習御取次、奉伺御機嫌、御首尾  
言上仕候事。

但、評定所筆者兩人・板良敷里之子親雲上、直ニ  
罷登候也。

21-1 同八日

一右付、左之通、杉原半切紙ニ書付、御在番所  
参上、附役衆取次、御届申上候事。

21-2 口上

摩文仁間切小渡浜江土佐人三人阿蘭陀  
伝間より下、如那霸送越候段申来、諸事  
為取計差越候。中途彼者共行逢候付、先以  
豊見城間切翁長村江召置、横目衆・附役衆  
以御相談、締向等申渡、昨日罷「帰」下。尤介抱方  
構役々共者相詰居申候。此段御届為可申上、  
参上仕候。以上。

正月八日 小禄親雲上

野元一郎 様  
堀与左衛門 様

20 正月七日

一、勝連親方と小禄親雲上が、翁長村から首里に帰還し、月番の  
三司官である国吉親方に業務を報告してから登城し、御近習が取  
り次いで、国王のご機嫌を伺い、業務についてご報告申し上げま  
した。

ただし、評定所筆者二人と板良敷里之子親雲上は、直接首里に  
帰還したそうです。

21-1 正月八日

一、右の件について、左のとおり、杉原半切紙に記録し、在番  
奉行所に参上し、附役衆が取り次ぎ、お届けしました。

21-2 口上

摩文仁間切の小渡浜に土佐人三人が西洋式ボートから下船し、那  
覇に護送すると言ってきたので、諸事を指揮するため現地に出張  
しました。途中で土佐人一行と行き逢いましたので、まず、豊見  
城間切の翁長村に留置して、横目衆・附役衆とご相談し、警備の  
ことなどを指示して、昨日、帰還しました。ただ、漂着者の救護  
のため、関係部局の役人たちは詰めています。この件を、ご報告  
申し上げますため、参上しました。以上です。

正月八日 小禄親雲上

本文杉原半切紙ニ書調、御鎖之側小祿親雲上持下、御在番所江御座立之砌ニ而直ニ御奉行江差上候也。  
覚

一 摩文仁間切江土佐人漂着有之、右者共

召置候宿之儀、先例日本人漂着之節々

那覇・久米村之内江見合申付来候処、

当分護国寺江嘆人致逗留、那覇・久米村

時々致徘徊事候付、差障可申、此節者

豊見城間切翁長村江人家明除、召置

可申事。

一 右通、翁長村江「引」越候ハ、横目衆・附役衆・鎖之側・

里主・御物城之内一人・大和横目・足輕出会、

改方可有之事。

一 右者共宿江用達勤番として、士武人

昼夜相詰させ可申事。

附、間切役々之内一人・村頭二人、本文

同断、相詰させ可申候。

一 滞在中、水夫一人付置可申事。

一 賄方之儀、別紙之通可申付事。

一 唐・大和・琉球何角之様子、其外差障候

嘶共仕間敷旨、番人共江可申付事。

一 右宿江無用之者不立寄様、可申渡事。

一 火用心、猶以入念候様、可申渡事。

一 漂着人江商売之儀者勿論、軽品逆茂

進物・贈答不致様、稠敷可申付事。

右之通、先例見合御相談申上候間、

御存寄茂御座候ハ、何分可被仰聞候。

22-1 【本文は杉原半切紙に書きととのえられ、御鎖之側の小祿親雲上が在番奉行所に持参したところ、(横目・附役など奉行所の中級役人らが)会議中の時だったので、直接お奉行に差しあげたそうです。】

覚

一、摩文仁間切に土佐人の漂着がありました。この者たちを留置する宿の件ですが、前例として日本人が漂着した際には、那覇か久米村のうちで、手ごろな人家を見繕って宿に指定し、持ち主に提供させてきましたが、現在のところ護国寺に英国人が逗留しており、那覇や久米村を時々徘徊することがあるので、差しさわりがあつ、今回は豊見城間切の翁長村に人家を明け渡させて、漂着者を留置したいと思つています。

一、右のとおり、翁長村に移動したならば、横目衆・附役衆・鎖之側・里主と御物城のうちの一人・大和横目・足輕が出張し、取調べをしたいと思つています。

一、この者たちの宿に用達・勤番人として、士(さむらい)二人を昼夜詰めさせたいと思つています。

追記、間切役人のうち一人・村頭二人を、本文にあるのと同様に、詰めさせたいと思つています。

一、滞在中は、水夫(かこ)一人を付け置きたいと思つています。

一、賄(まかない)の件は、別紙のとおり命じたいと思つています。

一、中国・日本・琉球の何事かについての様子、そのほか、さしさわりのあるうわさ話をしないように、番人たちに命じたいと思つています。

一、この宿に無用の者が立ち寄らぬよう、通達したいと思つています。

一、火の用心を、なお一層入念に命じたいと思つています。

一、漂着人に商売のことはもちろん、軽品とても進物・贈答をいたさぬように、きびしく命じたいと思つています。

右のとおり、前例に照らしつつ、ご相談申し上げましたが、ご意見・お考えもありましたら、何なりとお聞かせください。

〔杉原半切紙 すぎはらはんぎりがみ〕杉原紙を横半分切り書状に用いた。

〔御座立(ござだて)〕定例または臨時の会議。

〔当分(とうぶん)〕しばらくの間。当座。

〔何角(なにかど)〕何につけ。どのような。何廉。

〔稠敷(ちぢ敷)〕厳重に。かたしく。

〔存寄(ぞんじより)〕意見。考え。

此旨、撰政・三司官申付候。以上。

正月四日 小禄親雲上

22-2 覚

- 一 中白米七合五勺
  - 一 醤油三勺
  - 一 酢三勺
  - 一 塩三勺
  - 一 肴八拾目
  - 一 野菜百目
  - 一 上味噌七勺五才
  - 一 薪木壹合式勺五才
  - 一 割多葉粉五匁
  - 右 右老人ニ付壹日分
  - 一 中茶三匁
  - 一 炭七合
  - 一 菜種子油「五」三勺
  - 右、三人ニ而壹日分。
- 正月

このことは、撰政・三司官のご命令です。以上です。

正月四日 小禄親雲上

22-2 覚

- 一 中白米七合五勺
  - 一 醤油三勺
  - 一 酢三勺
  - 一 塩三勺
  - 一 肴八拾目
  - 一 野菜百目
  - 一 上味噌七勺五才
  - 一 薪木一合二勺五才
  - 一 割りたばこ五匁
  - 以上、一人で一日分
  - 一 中茶三匁
  - 一 炭七合
  - 一 菜種子油五勺
  - 以上、三人で一日分。
- 正月

23 手形

- 一 中白米七合五勺
- 一 醤油三勺
- 一 酢三勺
- 一 塩三勺
- 一 肴八拾目

23 手形

- 一 中白米七合五勺
- 一 醤油三勺
- 一 酢三勺
- 一 塩三勺
- 一 肴八拾目

- 一 野菜百目
- 一 上味噌七勺五才
- 一 薪木壹合式勺五才
- 一 割多葉粉五匁
- 一 割多葉粉五匁

右、壹人ニ付壹日分。

一 中茶三匁

一 「炭」 茶七合

一 菜種子油五勺

右、三人ニ而壹日分。

右、漂着土佐人賄方、右通申渡候間、

可被相渡者也。

亥

正月八日 御物座

取次

兼城親雲上

御物奉行

右之通、被仰渡候間、致問合候。以上。

正月八日 兼城親雲上

翁長村

詰役々

24 漂着土佐国人為御差引、翁長村江

御差越被成候御横目・御附役・大和

横目・問役、一昨晚御帰被成候。此段御問合

いたし候。以上。

正月八日 仲宗根親雲上

一、野菜百目

一、上味噌七勺五才

一、薪木一合二勺五才

一、割りたばこ五匁

以上、一人で一日分。

一、中茶三匁

一、炭七合

一、菜種子油五勺

以上、三人で一日分。

漂着土佐人の賄方については、右のリストどおりに命じたので、供出してください。

亥正月八日 御物座取次 兼城親雲上

御物奉行

右のとおり裁可されたので連絡する。以上。

正月八日 兼城親雲上

翁長村詰役々

24 漂着土佐国人の尋問のため翁長村にご出張中の横目・附役・大

和横目・問役（の皆さん）が一昨晚（那覇に）お戻りになりました。

このことを連絡します。以上です。

正月八日 仲宗根親雲上

〔御物座 おものざ〕尚質王代の康熙年間に設置。詳細は不明。「御物」（おももの）は王府の物、官有物の意味。

御鎖之側御方

喜屋武親雲上

25

本文、日帳主取兼城親雲上より遂披露候也。

覚

摩文仁間切

当間切江漂着「之」土佐国人形貌、又者舟形等、異国ニ似寄候故、間切中浜辺・山野委ク相改候得共、何ぞ疑敷不審成儀無之候。尤古舟之儀、小渡浜与申所江差置候処、荒場人離之所江長々召置候儀、無心元事御座候付、一昨日番所江「持」召寄、格護させ申候。此段、追而首尾申上候。以上。

亥 検者

正月八日

新嘉喜里之子親雲上

26-1 土佐国人御取締として、豊見城間切

翁長村江産物方御用聞之内屯人ツ、屯日交代ニ而被差遣候付、往來着替持夫三人ツ、明日より日々早天より昆布座江差出候様、産物方御目附衆より、別紙之通、御掛合有之候間、毎日明六ツ時分親見世江参り問役引合相勤候様、構之向江被仰渡度、此段致問合候。以上。

正月九日

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

御鎖之側御方

御鎖之側御方

喜屋武親雲上

25 【本文は、日帳主取の兼城親雲上から披露されたそうです。】

覚（摩文仁間切）

当間切に漂着した土佐国人の形貌や舟の形などが異国に似ていたため、間切中の浜辺や山野をくわしく捜査しましたが、何ら疑わしく不審な点はありませんでした。ただし、（土佐人たちが乗ってきた）古舟（ボート）については、小渡浜という場所に置いていますが、荒れ場であり、人里離れた場所に長らく放置していることは、心配なことでありますので、一昨日、番所を持ってきて保管させました。

このことについて、後日ご報告します。以上です。

亥正月八日

検者 新嘉喜里之子親雲上

26-1 土佐国人の警衛要員として、豊見城間切翁長村に産物方御用聞の内から一人ずつ、一日交替で派遣されますので、往復する際の着替え（等の荷物）を持つ人夫を三人ずつ明日から毎日、早朝から昆布座に出頭させるようにと、産物方御目附衆より、別紙のようにご相談があったので、毎日朝の六時ごろ親見世に参上して、問役の裁量のもので勤務するように、担当部局に命じていただきました。このことを連絡しました。以上です。

正月九日

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

御鎖之側様

〔掛合 かけあい〕相談。談判。  
ここは通達の意味に近い。

26-2

夫三人完

右者此節土佐国之者三人異国船方

送来、豊見城間切之内翁長村江滞在

いたし居候付、為御取締、産物方御用聞共

之内より茂老入ツ、老日交代ニ而被差越

候間、本行之通、往來着替持夫相附

候様、可被申渡、此旨申達候。以上。

但、夫之儀者昨日より日々早天より

昆布座江差越候様、可被申渡候。

産物方掛

正月九日

肥後平九郎

親見世

26-3 産物方御目附衆より、別紙之通

掛合有之候間、毎日明六ツ時分親見世江

参り問役引合相勤候様、被仰付度旨、那覇

役人添書を以申来、遂披露、相済候間、

無間違相勤候様、可被申渡候。以上。

正月九日

兼城親雲上

御物奉行

27 同十日

一 漂着土佐人共事、帯不自由之躰

相見得候付、一筋完被成下候様、被仰付

26-2

人夫三人ずつ

右は、このたび、土佐国の者三人が異国船より護送され、豊見城間切の翁長村に滞在しているので、警衛のため、産物方御用聞たちよりも一人ずつ一日交替で派遣される。については、見出しのとおり、往復の着替え持ちの人夫を付けるように命じていただきたく、連絡しました。以上です。

なお、人夫は、昨日より毎日早朝から昆布座に出頭するように命じてください。

正月九日

産物方掛の肥後平九郎

親見世

26-3 産物方御目附衆より、別紙のとおり、通達がありましたので、毎日朝の六時ごろ親見世に参上して、問役の裁量のもとで勤務するように命じていただきましたと、那覇役人の添え書を添付して申し出があり、(評定所で)披露され、裁可されましたので、間違ひなく勤務するように命じてください。以上です。

正月九日

兼城親雲上

御物奉行

27 正月十日

一、漂着土佐人たちが帯に不自由している様子が見受けられたので一本ずつ支給するように命じていただき

度旨、綿紙切紙ニ書付、御書院当宇地原親雲上御取次、達

上聞、相濟候付、調方申渡候事。

28 覚

下布三切、長壹丈完布幅。

但、水色染。

右、漂着土佐人三人江帯用として

被成下候間、急度相調、翁長村詰役々江

相渡候様、可被申渡旨、御差函ニ而候。以上。

亥

正月十日 兼城親雲上

申口

右之通、被仰渡置候間、帯相届次第、可被

相渡候。以上。

正月十日

翁長村

詰役々

29

本文、御鎖之側小祿親雲上、別御用ニ付、御在番所致参上居候砌、附役衆を以被御渡候也。

今度日本人漂着付而者定式方取扱之

先例ニ候得共、右者共事者長々異国江罷在、

殊当分嘆咭喇人逗留中之儀ニ而彼是

差支之廉有之候付、此節者御内用方

致取扱候間、左様可被相心得候。此段申達

候事。

たいと、綿紙切紙に書き付けて、御書院当の宇地原親雲上が取り次ぎ、国王に上奏して、裁可されたので、調達を命じました。

28 覚

下布三切、長さ一丈ずつ、布幅。

(ただし、水色染め)

右は、漂着土佐人三人に帯用として支給されるので、必ず調製

して翁長村詰め役人たちに渡すように下知しなさいとの、ご下

命です。以上です。

亥正月十日

兼城親雲上

申口

右のとおり、命じられたので、帯が届きしだい渡しなさい。以

上。

正月十日

翁長村詰役々

29

【この文書は、御鎖之側の小祿親雲上が、別件で在番奉行所に参上していた折に、附役衆から渡されたそうです。】

今回の日本人の漂着については、(在番奉行所の)定式方管轄

という前例があるが、この者たちは長らく異国に滞在しており、

特に現在はイギリス人逗留中の件があるので、あれこれ都合の

悪い事情があり、今回は御内用方が管掌するので、そのように心

得えてください。このことを通達します。

〔廉かど〕理由となる点。



亥

正月九日

右之通、御在番所より御掛合有之候間、其心得可被致候。以上。

正月十一日

小禄親雲上

里主

御物城

亥正月九日

右のように、在番奉行所から通達があつたので、そのように心得てください。以上です。

正月十一日

小禄親雲上

里主

御物城

30 漂着土佐人共之儀、御当地滞在中者

当分之宿江被召置候間、左様可被相心得候。此段致問合候。以上。

正月十一日

小禄親雲上

豊見城間切

下知役

検者

地頭代

31 土佐人召置候宿外圍竹垣之儀、堅固

結調させ、聊不締之儀無之様、可取計旨

先達而申達置候処、弥其通取計置候哉、

近日中異国方御役々衆并我々ニ茂

再見分として差越申管候付、其内右躰之

取計向等不行届候而者別而如何敷候間、

自然未結調儀茂候ハ、早々仕合させ、何分之

首尾兩三日中可申越候。此旨申越候。以上。

正月十一日

小禄親雲上

翁長村

30 漂着土佐人たちのことは、琉球滞在中は現在の宿所に留置されることになるので、そのように心得てください。このことを連絡します。以上です。

正月十一日

小禄親雲上から

豊見城間切の下知役・検者・地頭代あて

31 土佐人を留置する宿所の外圍いの竹垣は、堅固に結び調えさせて、いささかも緩みのないように措置するべきだと、先頃通達して置いたが、確かに通達どおり措置しているか、近日中に異国方の役人衆と我々王府の役人も再見分のため来訪する予定なので、それまでに、上記のような措置などが実施されていないようなことがあれば大いに問題になるので、万一、いまだに竹垣が結び調えられていないようなことがあれば、早急に仕上げさせて、現状を何らかの形で二、三日中に報告しなさい。このことを連絡した。以上である。

正月十一日

小禄親雲上

〔不締ふしまり〕緩み。

〔先達而せんだつて〕さきごろ。このあいだ。

〔弥いよいよ〕ますます。確かに。きつと。

〔自然じねん〕万一。ひよつとして。

32 漂着土佐人共江唐・大和・琉球何角之

様子、其外差障候嘶共不致様ニ与之儀者、先達而申渡置通ニ而、おのつから其慎有之筈ニ者候得共、自然右者「共」より、当分琉球御詰として鹿兒島より御下合之御人数何十人ニ而候哉と尋等有之候ハ、此儀不相知筋ニ者難申入候故、委敷者不存候得共、大抵八九百人、千人余ニ茂及居候半与相答、其外逗留英人一件等者一切口外不致様、可相心得候。此旨申越候。以上。

正月十一日

翁長村

詰役々

32 漂着した土佐人たちに、中国・日本・琉球の何らかの情勢そのほか差しさわりのある話をしないようにすることは、あらかじめ通達しておいたとおりで、自然にそのような配慮があるはずであるが、万一この者たちから、現在、琉球に駐在している鹿兒島からの出張役人の人数は何十人ですかと尋ねられることなどがあれば、それについては知らないとは答えにくいので、くわしくは知らないが、だいたい、八、九百人、千人あまりにも及んでいるだろうと答え、そのほか、逗留中の英人の件などは一切口外しないように心得なさい。このことを通知した。以上である。

正月十一日

翁長村詰役々

33 覚

- 一 一升焼鍋式枚、ふた共
  - 一 雑丹後壺荷
  - 一 同水桶壺ツ
  - 一 同水釣壺ツ、緒共
- 右、漂着土佐人宿江入置道具として、急度相調相渡候様、可被申渡候。以上。

正月十四日

御物奉行

兼城親雲上

33 覚

- 一、一升焼鍋 二枚、ふた付き
  - 一、雑丹後 一荷
  - 一、雑水桶 一つ
  - 一、雑水釣 一つ、緒付き
- 右のものを、漂着土佐人の宿所に備え付けの道具として、必ず調達して渡すように通達してください。以上です。
- 亥正月十四日
- 御物奉行
- 兼城親雲上

〔丹後 たんこ〕担桶（たご）。  
 水や肥やしを入れて運ぶ桶。タ  
 ーグ。  
 〔水釣〕柄杓か。咸豊9年の漂  
 着日記に「差水釣」「差柄杓」「差  
 物柄杓」。ニープ。  
 〔急度 きつと〕必ず。確かに。

- 一 上焼茶家壺ツ、小形鉄取手共
- 一 同煎茶々碗三枚
- 一 同火取壺ツ
- 一 今焼屋貫壺ツ、鉄取手共
- 一 同播鉢壺ツ
- 一 同すゝき壺ツ
- 一 黄塗多葉粉盆壺ツ
- 一 同丸茶盆壺ツ
- 一 同枕三ツ
- 一 桐油塗夜食膳三枚
- 一 上焼中茶碗六枚
- 一 同菜皿三枚
- 一 塗箸三手
- 一 めしかい壺ツ
- 一 なへかい壺ツ
- 一 摺木壺ツ
- 一 高行燈壺ツ
- 一 竹灰吹壺ツ
- 一 わら箒壺ツ
- 一 庖丁壺刃柄共
- 一 雑真那板壺丁

右、漂着土佐人宿江入置道具として、急度相調相渡候様、可被申渡候。以上。

亥

正月十四日

兼城親雲上

- 一、上焼きの茶家（ちゆうか）一つ、小形の鉄の取手つき。
- 一、上焼きの煎茶々碗三枚
- 一、上焼きの火取一つ
- 一、今焼きの屋貫（やかん）一つ、鉄製の取手つき。
- 一、今焼きの播鉢（すりばち）一つ
- 一、今焼きのすすき一つ
- 一、黄塗りのたばこ盆一つ
- 一、黄塗りの丸茶盆一つ
- 一、黄塗りの枕三つ
- 一、桐油塗りの夜食膳三枚
- 一、上焼きの中茶碗六枚
- 一、上焼きの菜皿三枚
- 一、塗箸三手
- 一、めしかい一つ
- 一、鍋かい一つ
- 一、摺りこぎ一つ
- 一、高行燈（あんどん）一つ
- 一、竹の灰吹一つ
- 一、わら箒一つ
- 一、庖丁一刃、柄つき。
- 一、雑まな板一丁

右のものを、漂着土佐人の宿所に備給する道具として必ず調達して渡すように命じてください。以上です。

亥正月十四日

兼城親雲上

〔上焼 じょうやき〕 施釉陶器。

沖繩本島北部の粘土を用いた。

ジョーヤチ。

〔茶家 ちゃか〕 陶製の急須。チ

ユーカ。

〔今焼 いまやき〕 釉薬を用いな

い素焼きの陶器。

〔すすき〕 灯油を入れる小皿。

〔めしかい〕 飯を盛る杓子。

申口

35 本文、土佐人より所望申出候段、詰役々々申越有之、日帳主取兼城親雲上方遂披露、相濟候付、渡方申渡候也。覚

夏通鬢附老斤

右、漂着土佐人より被成下度旨、申出有之候間、急度相渡候様、可被申渡旨、御差図ニ而候。

以上

亥

正月十四日

兼城親雲上

御物奉行

右之通、被仰渡候間、致問合候。以上。

正月十四日

翁長村

詰役々々

36 漂着土佐人為取締、豊見城間切翁長

村江毎日交代ニ而被御遣候産物方御用聞共

着替持夫之儀、御用無之、以来手当ニ不及段、

昆布座より申出有之候間、構之向江被仰渡度、

此段致御問合候。以上。

正月十四日

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

御鎖之側御方

37 漂着土佐人為取締、豊見城間切翁長村江

申口

35 【本文は、土佐人から所望品の申し出があつたと、詰めの役人たちから連絡があり、日帳主取の兼城親雲上から披露され、裁可されたので、渡すように言い渡した。】

覚

夏用のびんつけ油 一斤

右の品物について、漂着土佐人から支給してほしいと申し出があつたので、必ず渡すように通達しなさいというご命令です。以上です。

亥正月十四日

兼城親雲上

御物奉行

右のとおり（王府から）命じられたので連絡する。以上。

正月十四日

翁長村詰役々々

36 漂着土佐人の警衛のため、豊見城間切翁長村に一日交代で派遣

される（薩摩役人の）産物方の御用聞たちの着替え持ちの人夫の

ことは、用務がなく、今後は手配に及ばないと、昆布座から申し

出があつたので、担当部署に命じていただきたく、この件につい

て、ご連絡しました。以上です。

正月十四日

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

御鎖之側御方

37 漂着土佐人の警衛のため、豊見城間切翁長村に

〔昆布座 こんぶざ〕在番奉行所に隣接して設置されていた薩摩藩の昆布保管所。

毎日交代ニ而被御遣候産物方御用聞共

着替持夫之儀、最早御用相濟、以来

手当ニ不及段、昆布座より申出有之候段、

那覇役人より申「越」出趣有之候間、此段問合

いたし候。以上。

正月十四日

兼城親雲上

御物奉行

38 漂着土佐人為取締、豊見城間切翁長村江

毎日交代ニ而被御遣候産物方御用聞共着替

持夫之儀、最早御用相濟、以来手当ニ不及「段」申、

昆布座より申出有之候段、被申越紙面

相達、遂披露、構之向江相達置候。此旨及返答候。

以上。

正月十四日

兼城親雲上

里主

御物城

39

本文、摂政・三司官江茂相達、致吟味申上候様、兼而御奉行  
島津登殿より御鎖之側小禄親雲上江被仰聞候付、いつれも  
申談候処、御座御案内之上、正月十四日、同人御在番所参上、  
口上を以申上候也。

漂着土佐人宿之儀、異国人取締向同様、

虎落結調させ候方ニ茂可有之哉、吟味仕可申上旨

承知仕、いつれ茂申談候処、彼者共儀、異国江

多年為「致」逗留事候付、虎落等之取締

被仰付方ニ茂一先存候得共、其通ニ而者土佐国江

一日交代で派遣される(薩摩役人の)産物方の御用聞たちの着替  
え持ちの人夫の件は、すでに用務が済み、今後は手配に及ばない  
と、昆布座から申し出があったと、那覇役人から報告があったの  
で、この件を連絡します。以上です。

正月十四日

兼城親雲上

御物奉行

38 漂着土佐人の警衛のため、豊見城間切翁長村に一日交代で派遣

される(薩摩役人の)産物方の御用聞たちの着替え持ちの人夫の

件は、すでに用務が済み、今後は手配に及ばないと、昆布座から

申し出があった件についての報告の書面が(王府に)届き、(評

定所で)披露され、担当部署に通達して置きました。この件につ

いて回答しました。以上です。

正月十四日

兼城親雲上

里主/御物城

39 【本文の内容は、摂政と三司官にも通知し検討してから申し上

げるようにと、以前に在番奉行の島津登殿から御鎖之側の小禄親

雲上にお話しされていたので、(評定所のメンバー)全員で協議

したところ、摂政・三司官に報告した上で、正月十四日、小禄親

雲上が在番奉行所に参上し、口頭で申し上げました。】

漂着土佐人の宿所のことは、異国人に対する警備の場合と同様

であり、「虎落」を結び調べさせる方法でも良いのか、検討して

報告すべきことを承知しました。(評定所のメンバー)全員で協

議したところ、土佐人たちは、異国に長年逗留していたことであ

るので、「虎落」などの警備を命じていただく方が良いとまず考

えますが、そのままでは土佐国に

〔御座 うぎ〕ここでは上の御  
座。摂政・三司官を指す。

〔虎落 もがり〕竹を筋違いに組  
み合わせ縄で結い固めた柵。

奉対御都合向、如何可有御座哉、其上  
逗留英人、右辺歩行、虎落見及候ハ、差障  
可申、右宿竹垣囲有之、堅固結立方申渡置、  
殊ニ土佐人共別而律儀罷在事候間、取締向  
詰人数嚴重取計候ハ、何そ不束之儀者有之  
間敷哉与吟味仕、摂政・三司官江茂相違、  
此段申上候。併、何分ニ茂御吟味奉存候事。  
正月

40 盃立

肴立 式通

吸物

拾老人前

たい  
ひり柚

同

さき鳥  
大こん  
生姜

右者、明後十七日、御奉行并異国方御役々衆  
翁長村逗留之土佐国人御見分ニ御越  
被成候付、御馳走与して、豊見城間切江手当  
可被申渡候。以上。

正月十五日

兼城親雲上

御物奉行

41 漂着土佐人風説聞之儀者、先日御示談

申置候通、明十七日弥差越候付、各方ニ者早朝方  
翁長村之様出張可有之候。依時宜者一日ニ而  
難相濟儀も可有之候間、二三宿之考ニ而出張

対する体裁をどう整えたら良いでしょう、さらに逗留中の英人が  
あの付近を歩行しており、「虎落」を見つけたら差し障りがある  
はず。この宿所には竹垣の囲いが（すでに）あり、堅固に結  
び立てるように通達して置いてあります。ことに土佐人たちは格  
別に律儀なこともあり、警備の方法や警備の人員を嚴重に措置す  
れば、何ら困った事態にはならないだろうと判断して、摂政と三  
司官に結果を報告し、このことを申し上げます。ただし、何とい  
つても、（在番奉行所の）ご検討が重要と考えます。

正月

40 盃立

肴立（二通）

吸物十一人前（二通）

一、鯛／ひり柚

一、さき鳥／大根／生姜

右のメニューは、明後十七日に、在番奉行と異国方のお役人衆  
が翁長村に逗留中の土佐国人をご検分にお越しになるので、（そ  
の際に出す）ご馳走として、豊見城間切に用意するように通達し  
てください。以上です。

正月十五日

兼城親雲上

御物奉行

41 漂着土佐人からの「風説」聴取の件は、先日通知して置いたと  
おり、明日十七日に（我々が）間違いなく出張しますから、（王  
府の関係機関の）関係者は早朝から翁長村の方面に出張してくだ  
さい。時と場合によっては、一日では済まないこともありうるの  
で、二、三日は宿泊することも念頭に置いたうえで、出張

〔風説聞ふうせつぎき〕  
噂（風説）を聴くこと。

可有之候。此旨及御問合候。以上。

正月十六日

野元一郎

堀与左衛門

小祿親雲上殿

42 明日、御奉行様御始、異国方御役々衆、

土佐国人為御問尋、翁長村江御差越。左候而、

御奉行様者御視濟次第御帰、余之御役々衆者

都合次第、伝問御見分として、摩文仁間切江も

御差越被成筈之段、野元一郎殿并御用達

藺田仁右衛門殿より致承知候。為御心得、此段

致御問合候。以上。

正月十六日

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

御鎖之側御方

43 正月十七日

一 今日、御奉行并御役々衆、豊見城間切翁長

村江御差越、漂着土佐人共形行御問糺

被成候段、兼而御達有之候付、小祿親雲上・兼城

親雲上・評定所筆者久志里之子親雲上・比屋根里之子親雲上、

同日彼村江差越候事。

一九ツ時分、御奉行島津登殿并異国方

松本十兵衛殿・野元一郎殿・堀与左衛門殿御差越

被成候付、間切向例通之御馳走仕候事。

附、里主喜屋武親雲上茂差越候也。

してください。このことをご連絡しました。以上です。

正月十六日

野元一郎／堀与左衛門

小祿親雲上殿

42 明日、在番奉行はじめ異国方のお役人衆が土佐国人の尋問のた

めに翁長村にお越しになります。そして、お奉行様は様子窺いが

済み次第お帰りになられ、残りのお役人衆は、ご都合によっては、

ボートの検分のために、摩文仁間切にもお出でになるはずだとい

うことを、野元一郎殿ならびに御用達の藺田仁右衛門殿から承つ

ています。ご確認のため、このことを連絡しました。以上です。

正月十六日

仲宗根親雲上／喜屋武親雲上

御鎖之側御方

43 正月十七日

一、本日、在番奉行ならびに役人衆が豊見城間切翁長村に出張さ

れ、漂着土佐人たちの（漂着の）経緯について尋問される件は事

前に通達があり、小祿親雲上・兼城親雲上・評定所筆者の久志里

之子親雲上と比屋根里之子親雲上（の四人）が、本日、翁長村に

出張されました。

一、昼の十二時ころ、在番奉行の島津登殿と異国方の松本十兵衛

殿・野元一郎殿・堀与左衛門殿が到着されますので、間切で通例

どおりのご馳走をしました。

追記 里主の喜屋武親雲上も到着されました。

〔御視 おのぞき〕 覗き見。ここ

では、壁越しに尋問の様子を伺

い観察すること。

〔御用達 ごようたし〕 薩摩藩に

許可を受けた出入りの商人。

〔形行 けいぎょう〕 事の成行

き。経緯。

一 漂着人共被召寄、御奉行者壁越、十兵衛殿

以下御役々衆御列座、小禄・兼城・喜屋武・

評定所筆者共ニ茂出席ニ而問糺候形行、

左之通。

一 漂着人、伝蔵・五右衛門兩人者土佐国高岡

之群（郡）宇佐浦、万次郎者同国中之浜与申

所之者之由。

附、五右衛門者伝蔵弟之由。

一 右三人事、兼而致魚猟、渡世仕者ニ而、去ル丑

正月五日、人数五人乗組ニ而「魚」急獵ニ出候折、段々

風波荒立、七日目辰之方江当り候無人島江致

漂着候処、船及破船候付、右島江上り、鳥類其外

貝莖之朽物杯食物ニいたし、乍漸、致助命候処、

同六月三四日比、異国（船脱力）与見請、冲江相見得候付、

衣裳等を以相招、漸招寄候処、右船者アメリカ

国鯨取船之由、手様等ニ而相分候付、一命助呉候様、

手様杯ニ而頼入候処、致合点、右船江乗付、夫方

西洋之内、ウワフ国与申所江、同十月比致着船、

同所江相卸、右之船頭知人之者所江介抱方

相頼呉、左候而、右船頭申候者、万次郎儀、若年

者之事候付、随分丁寧致介抱、本国江

列越可見与申、同十一月比、ウワフ国致出帆、翌年

四月比、北アメリカ国江着船、船頭所江介抱方ニ預居

候処、是非一度者罷帰度候得共、いつれ彼国

言葉・文字茂不相分候得「者」共、右様願筋出来兼

候付、夫を第一相考候而、手習等仕、都合ニケ年

一、漂着人たちを呼び寄せられ、在番奉行は壁越しに、十兵衛殿以下の役人衆は列席に着座されて、小禄・兼城・喜屋武と評定所筆者たちも出席して尋問した実況は、以下のとおりです。

一、漂着人の、伝蔵と五右衛門の二人は土佐国高岡郡宇佐浦、万次郎は土佐国中之浜という所のであるということです。

追記、五右衛門は伝蔵の弟であるということです。

一、この三人は、以前は漁労をして生活していた者で、去る丑年

（一八四一年）の正月五日に、（一艘に乗員）五人で漁猟に出た

折に、次第に風波が激しくなり、七日目になつて東南東の方角に

ある無人島に漂着したところ、船が破船したので、その島に上陸

し、鳥類そのほか貝や草の腐ったような物などを食物にして、か

らうじて命をつないでいたところ、同年六月三四日ごろ、異国船

と見える船が沖に見えたので、衣服などを振って招き、やつと招

き寄せたところ、その船はアメリカ国の捕鯨船であることが、手

ぶり（ジェスチャー）などで分かったので、一命を助けてくれる

ように、手ぶりなどを用いて頼んだところ了解し、その船に乗せ

られ、それから西洋のうちのウワフ国という所に同年十月ころ到

着し、同所で船を下ろされ、この船長の知人の者に所に保護を頼

んでくれ、そして、この船長が言うことには、万次郎は、若年者

であり、ずいぶん丁寧に保護して、本国に連れて行ってみたいと

言い、同年十一月ごろ、ウワフ国を出帆し、翌年四月ごろ、北ア

メリカ国に着船し、船長の家で養育するため預かっていたが、（万

次郎は）ぜひ一度は（母国日本に）帰りたい、しかし、いずれに

せよ、かの国の言葉や文字もわからなければ、そのようなことを

願ひ出ることのできないので、それを一番に考えて学習に励み、

計二年ほど滞在し、

〔辰之方 たつのほう〕 東南東の

方角。

〔貝莖之朽物 かいえんのきゅ

うぶつ〕 貝や草の腐ったもの。

〔ウワフ国〕 オワフ島。



程罷居候而、又ウワフ国江差越、皆共段々土地之

言葉等相馴候付、夫々銘々賃取等ニ而稼方仕

居候処、此節アメリカ国之船ウワフ国江参り、夫方

唐江差越由承候付、土佐人共儀、是非本国

之様罷帰度、多年之念願ニ付、日本之地江

送届呉候様、頻ニ相頼候処、日本国江相送候儀者

我々共二者別而恐れを(敷力)兼而相成居候付、其儀者

不罷成与相断事御座候付、左候ハ、於爰元

伝間可買入、便船為致候而、日本之地与見請

候ハ、右所江卸呉候様、頼入候処、請合呉

候付、右船江乗付、罷渡候処、於洋中国を

見掛、琉球之段承候付、則右伝間、今月

二日、相卸候処、折節雨風少々強相成候付、

翌三日、上陸為致由。

一 右本船之儀者、唐国上海与申所江商売

与して差越候由ニ而、直ニ戊亥之方江差向

走通候由。

一 右土佐人五人之内、一人者右之伝蔵弟

十助与申者。ウワフ国江罷在賃取稼いたし

候処、漂着より五ヶ年目ニ病死仕候由。

今一人者伝蔵同浦之虎右衛門与申者。

ウワフ国ニ而家大工稼仕居候付、一所ニ致帰国

候様申聞候処、如何様船中相恐候哉、亦

便宜茂可有之、其節可罷帰与、相残候由。

一 右之三人事、於異国、耶穌(蘇)之道、又者

右様之邪宗為相学事者無之哉与、再往

(万次郎は)またウワフ国に来て、(他の二人も)全員が次第に

土地の言葉などに馴れ、各自賃労働などで資金を稼いでいたが、

今度アメリカ国の船がウワフ国に来て、そこから中国に航行する

と聞いたので、土佐人たちはぜひ母国に帰りたい、帰国は長年の

念願であり、日本の地に送り届けてくれるよう、しきりに頼んだ

ところ、日本国に送還することは、我々(米国船員)にとつて特

別に恐ろしいことに以前から成つており、その件は駄目ですと断

られることがあったので、そうであれば、当方でボートを購入し

て、便船にして、日本の地と思われたなら、その所で下ろしてく

れるように頼み込んだところ、承知してくれたので、その船にボ

ートを乗せ渡航したが、今月二日、海上で陸地を発見し、(その

陸地が)琉球であると聞いたので、すぐにボートを下ろしたが、

ちょうど風雨が少々強くなつたので、翌三日に上陸したといふこ

とです。

一、この本船は、中国の上海という所に商売のため向かっている

ということ、すぐに北西の方角に走り去つたということです。

一、この土佐人五人のうち、一人はこの伝蔵の弟で十助という者

です。(十助は)ウワフ国に在留し、賃労働をしていたが、漂着

から五年目に病死したということです。もう一人は伝蔵と同郷の

虎右衛門という者です。(虎右衛門は)ウワフ国で家大工の仕事

で稼いでいて、一緒に帰国しようと言つたところが、さては、

船に乗るのを恐れたか、またの機会もあるはずだから、その時に

帰国しようと言つて、(現地に)残つたということです。

一、この三人に、異国において、ヤソの道、またはそのような邪

宗を学んだことはないかと、再度、

〔戊亥之方いぬいのほう〕北西  
の方角。

〔如何様いかさま〕きつと。い  
かにも。さては。なるほど。

〔耶穌之道やそのみち〕キリス  
ト教。

〔邪宗じゃしゅう〕邪教。  
〔再往さいおう〕再度。

相糺申候処、一切右様之儀無之段、何ヶ度茂  
不相変申出、尤三人共ニ宗旨一向宗之由。

一 伝蔵事者年輩茂為相丈者故、執筆

可相調哉与相尋候処、浦人共之儀ニ而筆取

一切不相調由。

一 漂着人共所持道具、左之通

一 鉄炮壱挺

一 方針壱箱

一 箱壱ツ 鑰相添

内

一 書物大小拾七冊

内、三冊者万次郎覚留等之由。

一 絵図七卷

一 薬入付之硝子七ツ

一 小形之ふらすこ壱ツ

一 鑄形壱ツ

一 懐中道鉄炮式挺

右式行、帆木綿袋入

一 ヒストン入り紙張小箱拾六

一 牛角式ツ

内、壱ツ塩焔入

一 白砂糖入り小壺壱ツ

一 紙包壱ツ

但、白茶入

一 引物之筒拾

但、附木入

問いたしていますが、一切そのようなことはない、何度も変  
わらずに申し出ています。もつとも三人ともに宗旨は一向宗であ  
るということですよ。

一、伝蔵は、年長者でもあるので、字は書けるのかと尋ねたとこ  
ろ、(自分たちは)浦人(うらびと)であり、字は一切書けませ  
ん、ということですよ。

一、漂着人たちが所持していた道具は以下のとおりです。

一、鉄砲 一挺

一、羅針盤 一箱

一、箱一つ かぎ付き

このうち

一、書物大小 十七冊

(このうち、三冊は万次郎の備忘録などであるという話です)

一、絵図七卷

一、薬が入れているガラス容器 七つ

一、小形のフラスコ 一つ

一、鑄形 一つ

一、懐中鉄砲 二挺

(以上の二行は、帆木綿の袋に入れてある)

一、ヒストン入り紙張小箱十六

一、牛角二つ (このうち、一つは塩焔入り)

一、白砂糖入りの小壺一つ

一、紙包み一つ (ただし、白茶入り)

一、引物の筒十 (ただし、つけ木入り)

〔方針 ほうしん〕磁針。羅針盤。  
〔鑰 かぎ〕

〔塩焔 (塩硝) えんしょう〕有  
塩火薬。煙硝。

一 丸薬入紙張小箱式ツ

一 鯨蝟壺本

一 膏薬式ツ壺包

一 白糸式かな

一 やすり拾壺本

一 丸のみ壺本

右式行、壺包

一 測量道具壺箱

一 石板壺枚

但、石筆壺本添

一 蕃銭大小四枚

内、壺枚銅蕃銭

一 四文銭壺文

右式行、皮袋入

一 釘并古金物等入

但、箱之内江作付有之

一 紺岬岐衣裳式枚

一 木綿衣裳式枚

但、島白

一 日本調右同壺枚

但、生国より着懸之由ニ而、致帰国候  
節之為証拠、致格護置候由。

一 ばつち四ツ

但、黒白赤島

一 袂時計壺ツ

一 硝子板三枚

一、丸薬入れの紙張り小箱二つ

一、鯨蝟一本

一、膏薬二つ一包

一、白糸二かな

一、やすり十一本

一、丸のみ一本

(右の二行は一包み)

一、測量道具一箱

一、石板一枚

(ただし、石筆一本添え)

一、蕃銭大小四枚

(このうち一枚は銅蕃銭)

一、四文銭一文

(右の二行は皮袋に入れてある)

一、釘ならびに古金物などの容器

(ただし箱の内に作り付けてある)

一、紺岬岐衣裳二枚

一、木綿衣裳二枚

(ただし、縞白)

一、日本製の木綿衣裳一枚  
(ただし、故郷より着てきたということで、帰国した時の証拠と

して、保管しておいたということ)

一、「ばつち」四つ(ただし、黒白赤縞)

一、懐中時計一つ

一、ガラス板三枚

〔岬岐びき〕毛織物(唐反布類)  
の一種。サージ。

一 西洋絵拾枚

一 耳飾式ツ

右式行、小箱入

一 ふとん式枚

但、白并形付

一 帆木綿切壱ツ

一 胴着式ツ

一 紅絹手拭切壱ツ

一 手貫壱通

一 足袋式ツ

一 胸懸式ツ

一 襟巻式ツ

一 粒胡椒入小皮袋壱ツ

一 木綿切々三ツ

一 衣裳ちり払壱ツ

一 煉菓壱包壱本

一 書物切々一結

一 色々総一拼

一 小紙包壱ツ

但、壱式「分」本位より三四分位迄之

焼金四ツ入

一 藤掛蓋物壱ツ

内、縫針道具入

一 絵具入小箱壱ツ

一 伝間之帆道具壱通

右品々之分者都而会所江取揚、足輕

一、西洋絵画十枚

一、耳飾り二つ

(右の二行は、小箱入り)

一、ふとん二枚

(ただし、白ならびに模様入り)

一、帆木綿切れ一つ

一、胴着二つ

一、紅絹手拭切れ一つ

一、手貫一通

一、足袋二つ

一、胸懸二つ

一、襟巻二つ

一、粒胡椒入りの小皮袋二つ

一、木綿の切れ三つ

一、衣裳ちり払い一つ

一、煉り菓一包一本

一、書物切々一結

一、色々総一拼

一、小紙包み一つ

(ただし、一二分位より三四分位までの焼金四つ入り)

一、藤掛蓋物一つ

(中に、縫針道具が入れてある)

一、絵具入小箱一つ

一、ボートの帆道具一通り

(右の品々の分はすべて間切番所で取り揚げ、足輕

〔形付かたつき〕型付とも。模様のついたもの。

〔胴着 どうぎ〕上着と襦袢の間に着る綿入りの防寒着。

〔手貫 たぬき〕手袋か。

其外番人共江預置申候。

一 小櫃壱ツ 鑰相濟（添力）

内

一 羅紗羽織式枚

一 烏毛緞切壱ツ

一 髮剃刀道具壱揃

一 錫杓子壱ツ

一 衣裳五枚

一 木綿羽織大小式枚

内 白并形

一 蕃錢壱枚

一 手貫壱通

但、右之蕃錢此手貫ニ入付有之。

一 小風呂敷包壱ツ

内

一 唐剃刀壱本

但、合道具相付

一 日本剃刀壱本

一 鏡壱ツ

一 蓋付引物壱ツ

但、さほん入付

一 庖丁壱刃

一 風呂敷六枚

内、毛織五枚、形付壱枚

一 蒲団壱枚

一 衣裳三枚

そのほか番人たちに預け置きました。）

一、小櫃一つ かぎ付き

内

一、羅紗の羽織二枚

一、烏毛緞の切れ一つ

一、髮剃刀道具一揃い

一、錫製の杓子一つ

一、衣裳五枚

一、木綿羽織大小二枚

（このうち、白ならびに模様入り）

一、蕃錢一枚

一、手貫一通

（ただし、右の蕃錢はこの手貫に入れてある）

一、小風呂敷包み一つ

内

一、中国剃刀一本

（ただし、合わせ道具付き）

一、日本剃刀一本

一、鏡一つ

一、蓋付きの挽き物一つ

（ただし、石鹸が入れてある）

一、庖丁一刃

一、風呂敷六枚

（このうち、毛織五枚、模様入り一枚）

一、蒲団一枚

一、衣裳三枚

〔櫃 ひつ〕 大型のハコの類で、上向きに蓋が開くもの。

〔引物 ひきもの〕 ろくろで挽いて作った木製品。  
〔さほん savon (仏)〕 シャボン。  
石鹸。

内、毛織紫壺枚、同島式枚

一 単衣裳八枚

但、白地形付色々

一 ばつち拾式

内、毛織三ツ、其外島紺地色々

一 雨羽織三枚

但、手織

一 頭巾三ツ

一 笠三ツ

内、紙張抜作之物壺ツ

一 大錫皿壺ツ

但、破物

一 帆木綿袋壺ツ

内、枕三ツ、其外古わた等入

一 水入徳利壺ツ

但、外黒葛巻

一 錫箱大小式ツ

内、壺ツ菓子入、壺ツ明キ箱

一 錫柄杓式ツ

一 錫皿壺ツ

一 右「同」茶碗壺ツ

但、ヒ壺ツ相添

右之分者都而当用之品与相見得、当人  
共江引渡置申候。

一 右相済、御奉行并十兵衛殿者入相時分  
如那覇御帰被成候事。

(このうち、紫の毛織物一枚、縞模様の毛織物二枚)

一、単(ひとえ) 衣裳八枚

(ただし、白地・模様入りの物など色々)

一、「ばつち」十二

(このうち、毛織三ツ、そのほか縞・紺地など色々)

一、雨羽織三枚

(ただし手織り)

一、頭巾三ツ

一、笠三ツ

(このうち、紙張り抜作の物一ツ)

一、大錫皿一ツ

(ただし、破れ物)

一、帆木綿袋一ツ

(中に枕三ツそのほか古綿などが入っている)

一、水入徳利一ツ

(ただし、外黒葛巻)

一、錫箱大小二ツ

(このうち、一つは菓子入り、一つはあき箱)

一、錫製の柄杓(ひしゃく)二ツ

一、錫製の皿一枚

一、錫製の茶碗一ツ

(ただし、さじ一ツ付き)

以上の分は、すべて当用の品と見受けられ、当人たちに引き渡して  
おきました。

一、以上の荷物検査が終了し、在番奉行と十兵衛殿は日没の頃に  
那覇に向けお帰りになりました。

一 一郎殿・与左衛門殿・仁右衛門殿、三人者一兩日

止宿、猶様子委問糺被成、濟次第、摩文仁

間切江茂被差越、伝間見分被致候由ニ而、

被残居候。右付、輕御休、間切調ニ而差上

候事。

附、翌日より、体式者御自分ニ被成候段

被仰聞候付、間切例向之有付品差上

させ候也。

#### 44 同十八日

一 四ツ時分より土佐人共被召寄、前条之

成行、再往間糺申候処、少茂不相替段

申出候事。

一本船ウワフ国より致出帆、今月二日此地

取着候迄、七拾二日相成候由。

一万次郎咄ニ、六ヶ年跡計ホヲニン

《ホヲニン口土佐ノ人共最初致》

《漂着候とり山与申所方ノ三十里程寅之方ニ当り候由》

与申島江琉球之船老艘口船

致漂着、折節彼島江メリケン国等之者口（共力）

罷在、夫より芋水等貰、琉球江可帰与致

出帆候処、致破船、乗組人数二人者右之

島江上り、メリケン人等より被仕暮し居候処、

一人者相果、残一人者被仕方難儀ニ付、いも共

貰、小舟より可帰与乗出、夫より行衛不相知由。

万次郎、メリケン船江乗り、ホヲニン江致着船、

一、一郎殿・与左衛門殿・仁右衛門殿の三人は、一日二日は翁長

村に滞在し、なお様子を詳しく尋問されて、尋問が済み次第、摩

文仁間切にも向かわれ、ボートを調査されるそうで、残られました

た。これにともない、軽食を間切で調達して差し上げました。

追記、翌日から食事はご自分で用意すると承ったので、間切

での通例のあり合わせのもの（有付品）を差し上げさせたそうで

す。

#### 44 正月十八日

一、午前十時ころから土佐人たちを呼び寄せて、前項の経緯につ

いて、再度尋問したところ、（話の内容が）少しも変わらないと

（役人たちが）申し出ています。

一、本船は「ウワフ国」を出航し、今月二日にこの地（琉球）に

到着するまで、七十二日になるといふことす。

一、以下は万次郎の話です。六年ほど前、ホヲニンという島に琉

球船が一艘漂着したのですが（ホヲニンは土佐人たちが最初に漂

着した「とり山」という所から百二十キロほど東北東にあるそう

です）、ちょうどそのころ、その島にはメリケン国などの者たち

が居住していて、（琉球人たちは）その者たちから芋や水などを

もらい琉球に帰ろうと出航したが難破し、乗員二人は島に上陸

し、アメリカ人たちの下僕となって暮らしていたが、一人は死に、

残りの一人は使われるのが嫌なので、芋などをもらい小舟で帰ろ

うと海に乗り出して以後、行方が分からないということす。万

次郎は米国船でホヲニンに到着したのですが、

〔輕御休 けいごきゅう〕 軽食。

〔休〕 は飯のこと。

〔体式 きゅうしき〕 食事。

〔跡あと〕 昔。以前。

〔ホヲニン〕 小笠原諸島。

〔とり山〕 鳥島。

〔寅之方 とらのほう〕 東北東の  
方角。

其四五日前ニ、右之一人不知与之咄、承候由候事。

45 同十九日

一四ツ時分方土佐人共被召寄、今月二日  
亜美利駕船より伝間相御候所、摩文仁  
間切地方より何里程之所ニ而御候哉之旨  
相尋候処、二三里計為有之筈之由。

一伯徳令、妻子等引列逗留之事、ウワフ  
国ニおゐて取沙汰等者不承候哉与被相尋  
候処、右取沙汰者不承候得共、於彼国  
白坊主与申者より万次郎江、琉球江罷渡  
儀も候ハ、朋輩之者琉球江渡海為有之筈、  
于今罷在候而若相逢候ハ、書物尅さつ  
相届候様有之、持来居候由。右付、何様之事  
書付置候哉、右書物取出させ読聞候処、  
西洋表軍一件、又者致商売手柄を得候  
事、其外古事等色々書付、大概日本  
節用之様成書物ニ而候。

但、右書物者拾七冊之内ニ而候。

46 同廿日

一四ツ時分、土佐人共被召寄、同人所持之  
天下図ニ而里数其外西洋表之事  
色々被相尋候事。

到着の四、五日前に、この一人の行方が分からなくなったという話を聞いたということです。

45 正月十九日

一、午前十時ころから土佐人たちを呼び寄せて、今月二日にアメリカ船からボートを下した場所は、摩文仁間切の陸地から何里ほどの場所に下ろしたのかということを探るところ、二、三里ほどはあつたはずだという話でした。

〔地方じかた〕陸地。

一、伯徳令が、妻子などを引き連れて逗留していることが、「ウワフ国」で噂になつているようなことは聞いていないかと尋ねたところ、そのような噂は聞いていないが、かの国では、「白坊主」という者から万次郎に、琉球に渡るようなこともあるなら、友達が琉球に渡っているはず、今も滞在して出逢つたならば、書物一冊を届けるように言われて、(その書物を) 持つて来ているということ。このように話すので、どのような内容が描かれているのか、この書物を取り出させて読み聞かせをさせたところ、西洋の軍事情勢、また商売して手柄を得たこと、そのほか、古事など色々なことが書いてあり、だいたい日本の「節用」のよきな書物でした。

〔于今いまに〕今も。今だに。

なお、この書物は十七冊のうちです。

46 正月二十日

一、午前十時ころ、土佐人たちを呼び寄せて、彼らが所持していた世界地図で里数そのほか西洋での事情を色々とお尋ねになりました。

〔天下図てんかず〕世界地図。



47 同廿一日

一 昨日同断、被相尋候事。

47 正月二十一日

一 昨日と同様に、お尋ねになりました。

48 同廿二日

一 昨日同断、被相尋候事。

48 正月二十二日

一、昨日と同様に、お尋ねになりました。

一 松本十兵衛殿・喜屋武親雲上江茂一郎殿等  
御一同伝間見分被致由ニ而、今日、翁長村江  
被差越候事。

一、松本十兵衛殿と喜屋武親雲上も、一郎殿などご一同と一緒に  
ボートを検分されるということで、本日、翁長村に到着されまし  
た。

49-1 同廿三日

一 四ツ時分、いつれ茂土佐人宿江被差越、見分  
被致候事。

49-1 正月二十三日

一、午前十時ころ、いずれの方も土佐人の宿所にお出でになり、  
ご見分されました。

一 四ツ過時分翁長村出立、高嶺間切宿替ニ而、  
八ツ時分摩文仁間切着、伝間被致見分、八ツ  
過時分同所出立、兼城・小禄宿替ニ而、夜  
四ツ時分罷帰候事。

一、午前十時過ぎころ翁長村を出発。高嶺間切で「宿替」され、  
午後二時ころに摩文仁間切に到着、ボートを検分されて、午後二  
時過ぎころ同所を出発、兼城・小禄で「宿替」をして、夜の十時  
ころに帰りました。

「宿替 やどがわり」宿を移動す  
ること。ここでは短時間の休息  
の意味か。

49-2 伝間見分書

一 伝間老艘長四間半中差渡五尺老寸

49-2 ボート検査記録

一、ボート一艘。長さ四間半（約八メートル）。中ほどのさし渡  
し五尺一寸（約百五十三センチ）。

一 帆桁老本

一、櫓（ほばしら）一本

一 櫓老本

一、帆桁（ほげた）一本

一 打かい四ツ

一、櫓（ろ） 一つ

一 網大小四筋

一、打かい 四つ

正月

正月

一、網 大小四筋

50 覚

為草履三足

右、漂着土佐人より被成下度旨申出  
有之候間、急度相渡候様、可被申渡旨  
御差図ニ而候。以上。

正月卅日 兼城親雲上

御物奉行

右之通、被仰渡候間、草り相届次第、  
詰之足軽引合を以、可被相渡候。此段致  
問合候。以上。

正月卅日

翁長村  
詰役々

51 覚

中国分多葉粉

右、漂着土佐人賄方、下国分多葉粉  
被下候処、不被吞由ニ而、繰替被成下度旨  
申出有之候間、本行之通、繰替相渡候様  
可被申渡旨、御差図ニ而候。以上。

亥

正月卅日 兼城親雲上

御物奉行

右之通、被仰渡候間、致問合候。以上。

正月卅日

御物奉行

50 覚

イグサの草履三足

右は、漂着土佐人から、支給していただきたいという申し出が  
あったので、かならず渡すようにしなさいという、ご命令です。  
以上です。

亥正月三十日 兼城親雲上

御物奉行

右のように、命じられましたので、草履が届き次第、詰め  
の足軽の裁量で渡しなさい。このことを連絡する。以上。

正月三十日

翁長村詰役々

51 覚

「中」の国分たばこ

右は、漂着土佐人への支給品として、「下」の国分たばこを支  
給したところ、吞めないということで、(質の良いものに)変更  
して支給してほしいという申し出があったので、冒頭に書かれ  
ているように、変更して渡すようにしなさいという、ご命令です。  
以上です。

亥正月三十日 兼城親雲上

御物奉行

以上のように、命じられましたので、連絡しました。以上です。

正月三十日

御物奉行

52 覚

木履三足

右、漂着土佐人より、被成下度旨申出有之候間、急度相渡候様、可被申渡旨御差図ニ而候。以上。

亥

二月四日

川平親雲上

御物奉行

右之通、被仰渡候間、木履相届次第、詰之足軽引合を以、可被相渡候。以上。

亥

二月四日

翁長村

詰役々

53

本文、亥二月十六日、御鎖之側小禄親雲上持下、野元一郎殿取次、「御在番所江」差上候也。

漂着土佐人共当地滞在之内、異国船

来着、彼者共様子相尋候儀も候ハ、言向

何様有之可然哉、吟味仕可申上旨承知仕、

いつれ茂申談候処、土佐人共于今当地江

致滞留居候筋相答候ハ、異国人共より

相逢度申出、事煩敷儀茂可致出来、

且自分伝間より致帰国度申出、既ニ為致

出帆形相達候方ニ茂相考候得共、小舟より

帰国難成、当地江者御国船出入有之、

52 覚

下駄三足

右は、漂着土佐人より、支給していただきたいという申し出があったので、かならず渡すようにしなさいという、ご命令です。以上です。

亥二月四日

川平親雲上

御物奉行

右のとおり、命じられたので、下駄が届き次第、詰めの足軽の裁量で渡しなさい。以上。

亥二月四日

翁長村詰役々

53

【本文は、亥年二月十六日、御鎖之側の小禄親雲上が（首里から）持参して、野元一郎殿が取り次ぎ、在番奉行所に差し上げました。】

漂着土佐人たちが当地（琉球）に滞在している内に、異国船が

来着し、あの者たちの様子を尋ねることもあれば、どういう言葉

で説明するのが妥当か、検討した上で上申するようという、ご

命令を承りましたので、（評定所内で）議論した結果、土佐人た

ちは今も当地に滞留していると答えたなら、異国人たちから逢い

たいと言つて来て、煩わしいことにもなりかねず、また一方で、

（土佐人たちが）自分のボートで帰国したいと申し出て、既に出

航したように答える方策も考えましたが、小舟での帰国は難し

く、当地には薩摩船の出入りがあり、

〔木履 ぼくり〕下駄のこと。

右江便船の見込を以為致来着事候付、

其段者異国人共能存知居可申、其儀ニ

おひてハ何歟与疑相立可申茂難計、就而者

嘆人逗留罷在事候付、度佳喇島船

那霸川江渡来、右帰帆便送越為申筋ニも

難相答候間、自然異国船来着、右様相尋

申儀も候ハ、土佐人共乘来候伝間者小振ニ而

遠海難乗渡、於此方至極及当迫居候処、

幸北山府江日本漂着船有之、其段申聞

候処、其身共可致相談由ニ而、伝間方乗廻り、

右船より致出帆「候段相答」候而者如何可有之哉、左候而

万一異国船より日本人送来、便船を以送

呉候様申出候ハ、是非断付可申候。乍其上、御国

せん参居候「と」見懸、右江致相談呉候様申出候

事茂候ハ、那霸川江参居候船者年々

渡来之者共、勿論度佳喇島者右躰

取次者不相成法令之由ニ付、何程致相談

候而も不受合候間、異国船より直ニ日本江

可差送旨、屹与申達可然与吟味仕、此段可申上旨

撰政・三司官申付「候」事。

亥  
二月

54

本文之通申来候付、翌廿四日、日帳主取川平親雲上方  
遂披露相濟候付、翁長村詰之大台所ニ而買入を以相渡させ  
候様、御物奉行方江相達させ候也。

漂着土佐人之内、伝蔵与申者、眼氣相煩、

薩摩船に便乗して帰国できる見込みで到来したことであるので、

そこは異国人たちがよく了解していると言うべきで、そのような

嘘でごまかしては、何かと疑念を持たれるかもしれず、また、英

人が逗留している事もあり、トカラ島船が那覇港に渡来し、そ

の帰帆便で送り帰したという筋書きで答えることも難しいので、

万一、異国船が来着して、そのように尋ねることもあれば、土佐

人たちが乗って来たボートは小振りで、遠海を乗って渡することは

難しく、琉球側としても大変困っていたところ、さいわい、北山

府に日本の漂着船があつて、この事情を聞いて、それなら我々に

相談していただきたい、ボートから乗り換えて、その船で出帆し

たと答えてはどうでしょう、そうして、万一異国船が日本人を送

つて来て、便船で送ってくれるようにと申し出るなら、（これは）

断固断ります。さらにその上、（外国船が）薩摩船が来ているの

を見かけ、これに相談してくれと言ってくるようなこともあれ

ば、那覇港に來ている船は年々渡来する者たちで、もちろん度佳

喇島はそのような取り次ぎはできない法令であるということな

ので、どれだけ相談されても受け合わないので、異国船から直接、

日本に送ってくださいと、きっちり通達するのが良いという結論

になり、このことを（在番奉行に）申し上げなさいと、撰政と三

司官が命じました。

亥  
二月

54 【本文のように、連絡がありましたので、翌日の二月二十四日、

日帳主取の川平親雲上から披露され、裁可されたので、翁長村詰

めの大台所担当者が買入れて支給するように、

〔自然じねん〕万一。

〔北山府 ぼくさんふ〕沖繩本島  
北部一帯。北山。

〔乍其上 そのうえながら〕さら  
にその上。

〔屹与 きっと〕たしかに。間違  
いなく。

〔遂披露 ひろうをとげ〕披露さ  
れ。

目薬被成下度旨、関番ニ付而申出候付、早速  
私共立寄、様子相尋候処、海上方相煩、御当地  
到「着」来以来者少快相成候得共、いまた平愈（癒）  
不仕候間、道ぞ葉り被成下度、猶又申出  
有之候。就而者、弥申出通、目薬被成下候而者  
何様可有御座哉、御吟味之上、何分被  
仰越可被下候。詰足輕江茂釣合之上、此段  
御問合仕候。以上。

二月廿三日  
翁長村詰取納座  
楚南里之子

同帳当座

屋良里之子親雲上

御鎖之側御方

55 今日五ツ過時分、堀与左衛門殿・永山嘉左衛門殿

御兩人爰許江御差越被成、早速、漂着

土佐人之内、万次郎与申者、御宿江御召寄、

諸国之里積御不審之様、段々御問尋

を以、入相時分、御帰被成候。尤右御役々衆

御差越之段者、昨晚詰足輕より通達

有之候付、御馳走方之儀、御肴壱ツ・

御吸物壱ツ、豊見城間切江手当申付、

差上置申候。此段御問合仕候。以上。

二月廿八日  
同上

御鎖之側御方

56 漂着人伝蔵、眼気煩之儀、此間被成下候

御物奉行所の部局に通達させたということです。】

漂着土佐人のうちの伝蔵という者が眼病を煩い目薬を支給し  
てほしいと、関番人をつうじて申し出たので、早速私たちが立ち  
寄り様子を尋ねたところ、海上にいるところから具合が悪く、当地  
（琉球）に到着して以降は少し快方に向かつていましたが、いま  
だに平癒しないのでどうぞ薬を支給してくださいと、また申し出  
がありました。このような事情なので、確かに申し出どおり目薬  
を支給してはいかがでしょうか。ご検討いただいた上でどうか支給  
するようにご命じください。詰めの足輕とも相談の上、このこと  
をご連絡しました。以上です。

二月二十三日  
翁長村詰取納座  
楚南里之子

翁長村詰帳当座  
屋良里之子親雲上

御鎖之側 様

55 本日午前八時過ぎごろ、堀与左衛門殿と永山嘉左衛門殿のお二

人が翁長村にお越しになり、すぐに、漂着土佐人のうちの万次郎  
という者をお宿にお召しになって、海外諸国までの距離と位置関  
係について不審な点を色々とお尋ねになり、日没のころにお帰り  
になりました。ただし、このお役人衆がいらつしやることにつ  
いては、昨晚、詰めの足輕から通達があったので、（役人たちを  
もてなす）ご馳走は、お肴一つ、御吸物一つ、を豊見城間切に用  
意を命じて、（役人衆に）差し上げておきました。このことにつ  
いて、ご連絡します。以上です。

二月二十八日  
54 文書と同じく、翁長村詰め取納

座の楚南里之子と帳当座の屋良里之子親雲上より

御鎖之側 様

56 漂着人伝蔵の眼病のことは、このあいだ支給された

〔里積りづもり〕陸路また海路  
での距離。

目薬ニ而宜躰有之候得共、晚より付薬  
及払底候段、申出有之候間、今老壺ハ  
被下方ニ可取計旨、詰足軽より被申聞  
候間、弥申出通、被成下度、此段御問合仕候。  
以上。

亥

翁長詰取納座

三月二日

田崎里之子

同帳当座

屋良里之子親雲上

御鎖之側御方

57 土佐人伝蔵より、目薬今（一脱力）壺被成下度旨  
申出候段、被申越紙面相達候。弥申出通  
詰之大台（所脱力）ニ而買入、相渡候様、可被相達候。  
此旨、及返答候。以上。

三月三日

川平親雲上

翁長村

詰役々

58 覚

み草履三足

右、先達而漂着土佐人三人江被下置候  
草り切癪（廢）候付、被成下度旨、申出有之候間、  
急度相渡候様、可被申渡旨、御差図ニ而候。  
以上。

亥

三月八日

松堂親雲上

御物奉行

目薬で良くなった様子でしたが、晩になってつけ薬が切れたとい  
う申し出がありましたので、もう一壺は支給するようにと、詰め  
の足軽から指示されましたので、確かに申し出どおり支給してい  
ただきたく、このことについてご連絡しました。以上です。

亥三月二日

翁長詰取納座

田崎里之子

翁長詰帳当座

屋良里之子親雲上

御鎖之側御方

57 土佐人伝蔵から、目薬をもう一壺支給していただきたいとい  
申し出があったことについて、連絡の書面が（評定所に）届いた。  
確かに申し出どおり、詰めの大台所役人の方で買入れて渡すよう  
に通達します。この件を回答した。以上。

三月三日

川平親雲上

翁長村詰役々

58 覚

イグサの草履三足

右は、以前に漂着土佐人三人に支給しておいた草履が破れたの  
で支給してほしいという申し出があったので、必ず渡すようにし  
なさいという、ご命令です。以上です。

亥三月八日

松堂親雲上

御物奉行

〔急度きつと〕必ず。

右之通、被仰渡候間、草り相届次第、詰之  
足輕引合を以、可被相渡候。此段致問合候。  
以上。

三月八日

翁長村

詰役々

59 漂着人他国人共、被召置候場所江御圍

懸之外、見物人等立寄候儀、堅御禁止  
之事候処、頃日、豊見城間切翁長村江  
被召置候、漂着土佐国之者見物として  
差越候者も有之哉三相聞得、甚以不可  
事候。依之、右躰違犯之者者屹与御咎め  
不被仰付候而不叶事候付、則々名面申出  
候様、翁長村詰役々江被仰渡候条、此旨得

其意、御法度之旨趣、堅固相守候様、《首里中／那覇中》

《泊中／久米村中 豊見城間切江》不洩、可被申渡旨、御差函

ニ而候。以上。

亥

三月十日

兼城親雲上

川平親雲上

小禄親雲上

御物奉行

平等之側

里主 御物城

惣役 長史

泊頭取

右のとおり、ご命令がありましたので、草履が届き次第、詰め  
の足輕の裁量で渡しなさい。このことを連絡する。以上。

三月八日

翁長村詰役々

59 漂着した他国人たちを留置する場所に設置した囲いの外に見

物人などが立ち寄ることは堅く禁止しているが、近頃、豊見城間  
切翁長村に留置している漂着した土佐国の者を見物するために  
やって来る者もあると聞いている。はなはだ、よろしくないこと  
である。このような現状であるので、このような違反者は必ず罰  
しなくてはならないことなので、速やかに氏名を報告するよう  
に、翁長村詰め諸役に命じられたゆえ、この趣意を理解して、  
御法度の趣旨を堅固に守るよう、首里中・那覇中・泊中・久米村  
中・豊見城間切に、もらさず通達するようにとのご命令です。以  
上です。

亥三月十日

兼城親雲上

川平親雲上

小禄親雲上

御物奉行

平等之側

里主 御物城

惣役 長史

泊頭取

〔頃日 けいじつ〕このごろ。過  
日。

〔則々 そくそく〕即座に。

〔名面 なめん〕名前。

右之通、被仰渡置候間、得其意、自然  
違犯之者茂候ハ、則々名面可申越候。此旨  
御差図ニ而候。以上。

亥 三月十日

翁長村

詰役々

右のとおり、命じられたので、趣意を理解し、万一違反者もあ  
るなら、速やかに氏名を報告しなさい。このことは(王府の)ご  
命令です。以上である。

亥 三月十日

翁長村詰役々

「返答」

60 漂着土佐人宿困外、南表式三間先、真前ニ

「本文 今日承達候。申越通、弥仕合せ候様、可取計候。」

有之候、井門道筋為取締方、むかり仕置

「以上」

候処、右者共手足并衣裳洗方ニ右むかり

より不断踰行、水を用、今形ニ而者不締ニ

相懸候付、屹与差止候様、難申付候間、門外方

真竹ニ而むかり仕合せ候様、可取計旨

詰足輕より被相達候付、弥其通仕合

為致候而者何様可有御座哉、御吟味之上、

何「分」様被仰越、可被下候。此段御問合仕候。以上。

亥 「廿日」

翁長村詰取納座

三月十九日

「上」高里筑登之

同帳当座

「上」新田筑登之親雲上

「下」御鎖之側

61 豊見城間切翁長村江大和横目糸嶺

筑登之親雲上・吉浜筑登之親雲上、両人之間一人宛

相詰させ候様、可申付旨、被仰聞趣致承知、

60 漂着土佐人の宿所の困いの外、南向き約三・六から五・四メー

トル(二三間)前方の正面にある「井門」への通路の取り締まり

のために「むかり」を設置しておいたところ、この者たちは手足

や衣裳を洗う際にこの「むかり」から常に越えて行き、水を使っ

ている。今のままでは不用心になるので、必ずやめさせるように、

(しかし)言って聞かすことも難しいので、門外から真竹で「む

かり」を設置するように差配しなさいと、詰め足輕から通達が

あったので、実際にそのとおりに(足輕が言うとおりに)設置さ

せてはいかがでしょうか。ご検討いただいた上で、どうかご裁可く

ださい。このことをご連絡いたしました。以上です。

亥 三月十九日

翁長村詰取納座

高里筑登之

御鎖之側

「返答」(本文は本日承りました。ご連絡いただいたように、

かならず設置するよう、差配します。以上です。三月二十日 御

鎖之側より新田・高里宛)

61 豊見城間切翁長村に大和横目の糸嶺筑登之親雲上・吉浜筑登之

親雲上の二人のうち一人ずつ勤務させるように命じるご命令を

承り、

「井門 いもん」井戸。

「むかり」「もかり」「虎落」と

同一か。

「今形 いまなり」今成。今のま

まの状態。

「不締 ふしまり」不用心。



早速、右兩人召寄、申付候処、今日四ツ時分、糸嶺筑登之親雲上差越、相詰申候。此旨及御返答候。以上。

三月廿九日 喜屋武親雲上  
小禄親雲上

62 此通式通、御状方江相渡、御国元江差登候也。  
〔外題二〕  
漂着土佐人伝間并船具荷物改帳

覚

- 一 伝間老艘、長四間半、中差渡五尺七寸
- 一 檣老本
- 一 帆桁老本
- 一 櫓老
- 一 打かい四
- 一 網大小四筋
- 一 鉄炮老挺
- 〔右老行、箱相調入付、差登申候。〕
- 一 方針老箱
- 一 箱老鑰相添

内

- 一 書物大小拾七冊
- 内、三冊者万次郎覚留等之由。五冊ハ  
〔御仮屋御方、後条西洋絵五枚一箱之内ニ入付、被差登候由。〕
- 一 絵図七卷
- 一 葉入付之硝子七
- 一 小形之ふらすこ巻

早速この二人を呼んで命じたところ、今日の午前十時ごろ、糸嶺筑登之親雲上がやって来て勤務しました。このことについて、ご返信いたします。以上です。

三月二十九日 喜屋武親雲上  
小禄親雲上

62 【このとおり二通を御状方に渡し、鹿児島に提出しました。】  
〔外題に〕「漂着土佐人のボートと船具・荷物の検査記録」

覚

- 一、伝間一艘、長さ四間半（約八メートル）、中ほどの差し渡し五尺一寸（約百五十三センチ）。
- 一、帆柱一本
- 一、帆桁（ほげた）一本
- 一、櫓一つ
- 一、打かい四つ
- 一、網大小四筋
- 一、鉄砲一挺
- 〔右一行は、箱を調達して収納し（鹿児島に）お届けしました。〕
- 一、羅針盤一箱
- 一、箱一つ カギ付き

中に

- 一、書物大小十七冊
- このうち三冊は万次郎の備忘録などであるということです。五冊は（後記の西洋絵画五枚と一つの箱に入れて在番奉行から鹿児島にお届けしたそうです）。
- 一、絵図七卷

〔御国元 おくにもと〕 鹿児島。

〔方針 ほうしん〕 羅針盤。

〔覚留 おぼえどめ〕 備忘録。

- 一 鑄形壺
- 一 懷中鉄砲式挺
- 一 右式行、帆木綿袋ニ入
- 一 ヒストン入紙張小箱拾六
- 一 牛角式
- 一 内壺、塩焔入
- 一 白砂糖入小壺壺
- 一 紙包壺
- 一 但白薬入
- 一 引物之筒拾
- 一 但、附木入
- 一 丸薬入紙張小箱式
- 一 鯨蠟壺本
- 一 膏薬式壺包
- 一 白糸式かな
- 一 やすり拾壺本
- 一 丸のみ壺本
- 一 右式行、壺包
- 一 測量道具壺箱
- 一 石板壺枚
- 一 但、石筆壺本添
- 一 蕃銭大小「五」四枚
- 一 内壺枚銅蕃銭
- 一 四文銭壺「文」枚
- 一 右式行、皮袋ニ入
- 一 釘并古金物等入

- 一、薬入りのガラス容器七つ
- 一、小形のフラスコ一つ
- 一、鑄形一つ
- 一、懷中鉄砲二挺
- （右二行は、帆木綿袋に入れてある）
- 一、ヒストン入り紙張りの小箱十六個
- 一、牛角二つ（うち一つは塩硝入り）
- 一、白砂糖入り小壺一つ
- 一、紙包み一つ（ただし、白薬入り）
- 一、引物の筒十個（ただし、附木入り）
- 一、丸薬入りの紙張り小箱二つ
- 一、鯨蠟一本
- 一、膏薬二十一包み
- 一、白糸二かな
- 一、やすり十一本
- 一、丸のみ一本
- （右二行は一包み）
- 一、測量道具一箱
- 一、石板一枚（ただし、石筆一本添え）
- 一、蕃銭大小五枚（うち一枚は銅蕃銭）
- 一、四文銭一文
- （右二行は皮袋に入れてある）
- 一、釘ならびに古金物などが入ったもの

但、箱之内江作付有之

一 緋岬岐衣裳式枚

一 木綿衣裳式枚

但、島白

一 日本調右同壱枚

但、生国より着懸之由ニ而、致帰国候節之

為証拠、致格護置候由。

一 ばつち四

但、黒白赤島

一 袂時計壱

一 硝子板三枚

一 西洋絵拾「壱」枚

「内五枚者、御仮屋御方方前条書物一箱之内ニ入付、被差登候由。

一 耳飾式ツ

右式行、小箱入

一 ふとん式枚

但、白并形付

一 帆木綿切壱

一 胴着式

一 紅絹手拭切壱

一 手貫壱通

一 足袋式

一 胸懸式

一 襟卷式

一 粒胡椒入小皮袋壱

一 木綿切々三

(ただし、箱の内に作り付けがある)

一、緋岬岐衣裳二枚

一、木綿衣裳二枚(ただし、縞白)

一、日本製の木綿衣裳一枚

(ただし、生国より着てきたという話で、帰国する時の証

拠とするため保管して置いたということです)

一、「ばつち」四(ただし、黒白赤縞)

一、懐中時計一つ

一、硝子板三枚

一、西洋絵十一枚

(このうち五枚は在番奉行の方で前条の書物と一つの箱に

入れて鹿兒島にお届けしたそうです。)

一、耳飾り二つ

(右二行は小箱に入れてある)

一、ふとん二枚(ただし、白ならびに模様入り)

一、帆木綿切一枚

一、胴着二着

一、紅絹手拭い切れ一枚

一、手貫一通

一、足袋二足

一、胸懸二枚

一、襟卷二枚

一、粒胡椒入りの小皮袋一つ

一、木綿の切れ三枚

一 衣裳ちり払壺

一 煉菓壺包壺本

一 書物切々壺総

一 色々總壺拼

一 小紙包壺

但、壺式分位より三四分位迄之焼金四入

一 藤掛蓋物壺

内、縫針道具入

一 絵具入小箱壺

一 伝間之帆道具一通

一 小櫃壺鑰相添

内

一 羅紗羽織式枚

一 烏毛緞切壺

一 髮剃刀道具壺揃

一 錫杓子壺

一 衣裳五枚

一 木綿羽織大小式枚

一 内、白并形付

一 蕃銭壺一枚

一 手貫壺通

但、右之蕃銭者此手貫ニ入付有之

一 風呂敷包壺

内

一 唐剃刀壺本

但、合道具相付

一、衣裳のちり払い一つ

一、煉り菓一包一本

一、書物切々一総

一、色々總一拼

一、小紙包一つ

(ただし、一二分位より三四分位までの焼金四つ入り)

一、藤掛蓋物一つ

(中に縫針道具が入れてある)

一、絵具入りの小箱一つ

一、伝間の帆道具一通

一、小櫃一 カギ付き

中に

一、羅紗羽織二枚

一、烏毛緞切一

一、髮剃刀道具一式

一、錫杓子一

一、衣裳五枚

一、木綿羽織大小二枚

(うち、白ならびに形付き)

一、蕃銭一枚

一、手貫一通

(ただし、右の蕃銭はこの「手貫」に入れてある)

一、風呂敷包み一つ

中に

一、唐剃刀一本(ただし、合道具付き)

一 日本剃刀壺本

一 鏡壺

一 蓋付引物壺

但さほん入付

一 庖丁壺刃

一 風呂敷六枚

内、毛織五枚、形付壺枚

一 蒲団壺枚

一 衣裳三枚

内、毛織紫壺枚、同島式枚

一 単衣裳八枚

但、白衣形付色々

一 ばつち拾式

内、毛織三、其外島紺地色々

一 雨羽織三枚

但、手織

一 頭巾三

一 笠三

一 大錫皿壺

但、破物

一 帆布綿袋壺

内、枕三、其外古わた等入

一 水入德利壺

但、黒葛巻

一 錫箱大小式

一、日本剃刀一本

一、鏡一つ

一、蓋付きの引物一つ

(ただし、石けんが入れてある)

一、庖丁一刃

一、風呂敷六枚

(このうち、毛織五枚、模様入り一枚)

一、蒲団一枚

一、衣裳三枚

(このうち、毛織り紫一枚、毛織り縞二枚)

一、単(ひとえ)衣裳八枚

(ただし、白衣や模様入りなど色々)

一、「ばつち」十二

(このうち、毛織三、そのほか縞・紺地・色々)

一、雨羽織三枚(ただし、手織り)

一、頭巾三つ

一、笠三つ

(このうち、紙張り抜作の物一つ)

一、大錫皿一(ただし、破れ物)

一、帆布綿袋一つ

(中に、枕三つ、そのほか古綿などが入れてある)

一、水入り德利一つ(ただし、黒葛巻)

一、錫箱大小二つ

内、老菓子入、明箱

一 錫柄杓二つ

一 錫皿壹

一 右同茶碗壹

但、七老相添

亥

四月

63 昨日より、大和横目老人、其元江詰被仰付置

候付、是迄都而之御用、右大和横目江次渡

いたし、以来諸御用筋、大和横目を以、得相談

候而取計候様、可相心得候。此段致問合候。以上。

四月

小禄親雲上

豊見城間切翁長村詰

帳当座筆者

同

取納座役人

64 四月廿一日

一 漂着土佐人共事、先達而、木綿袷衣裳ハ

被成下置候処、漸々暖氣ニ相成、単衣裳

不自由之躰相見得候間、是又老枚宛、琉

衣裳縫ニ而、可成程、島入之等より被成下度旨

御在番所より御相談之趣有之、先例者

無之候得共、右通御相談有之候付、弥其通

被成下度旨、綿紙切紙ニ書付、御書院当

「宇地原」御親雲上御取次、達

(このうち、一つは菓子入り、もう一つはあき箱)

一、錫柄杓二つ

一、錫皿一枚

一、錫茶碗一つ

(ただし、さじ一つ添え)

亥四月

63 昨日より、大和横目一人が、そちら(翁長村)での勤務を命じ

られているから、これまでのすべての御用は、この大和横目に引

継ぎをして、今後の諸事は、大和横目と相談して措置するように

心得なさい。このことを連絡する。以上。

四月

小禄親雲上

豊見城間切翁長村詰 帳当座筆者

翁長村詰 取納座役人

64 四月二十一日

一 漂着土佐人たちに、以前に、木綿の袷(あわせ)衣裳は支給し

て置いたが、だんだん暖かくなり、単(ひとえ)の着物が必要な

様子が見て取れるので、これもまた一枚ずつ、「琉衣裳縫い」で、

なるべく綿入りのものなどから支給していただきたいと、在番奉

行所から相談があり、前例はないが、このように相談があつたの

で、必ずそのとおりに支給していただきたいと、綿紙切紙に書き付

け、御書院当の宇地原親雲上が取り次ぎ、

「先達而 せんだつて」さきこ

ろ。このあいだ。

「琉衣裳 りゆういししょう」琉球

の服装。

「島入 しまいり」縞模様入りの

衣裳または生地。

上聞、相濟候付、調方申渡候也。

65 覚

単衣裳壹枚完

但、水色地島木綿布調

右、漂着土佐人三人江被成下候間、急度

相調、翁長村詰役々江相渡候様、小細工奉行

所江可被申渡候。尤裁縫之儀者右役々

申談、琉衣裳之通、相調候様、是又可被

申渡旨、御差図ニ而候。以上。

亥

四月廿一日

川平親雲上

申口

右之通、被仰渡候間、小細（工脱力）奉行所様子

次第、土佐人申談、縫調させ、詰足軽引合

を以、可被相渡候。以上。

亥

四月廿一日

翁長村

詰役々

66 漂着土佐人、五右衛門与申者、去ル廿日より

喰事以前之様無之候付、私共立寄、

様子相尋候処、虫気ニ而候哉、右通喰事

進兼、其上夜中然々寝度不罷成候間、

道そ薬り被成下度旨、申出有之、且大和

横目并詰足軽より茂、右五右衛門様子

国王に上奏し、裁可されたので、調達するように命じた。

65 覚

単（ひとえ）衣裳一枚つ

ただし、水色地で島木綿布を調えたもの

右は、漂着土佐人三人に支給されるので、必ず調製して、翁長村詰め役人衆に渡すようにと（いうことを）、小細工奉行所が

命じられました。ただし、裁縫のことについては、この役人衆と

相談して、琉衣裳のとおり、調整するようにと、これもまた命

じなさいという、ご指示です。以上です。

亥四月二十一日

川平親雲上

申口

右のとおり命じられたので、小細工奉行所の事情を見はからい、土佐人と相談しながら、縫い調えさせ、詰め役の足軽の裁量で、渡しなさい。以上。

亥四月二十一日

翁長村詰役々

66 漂着土佐人の五右衛門という者、去る二十日から食欲が以前の

ようにないので、私たちが立ち寄って、様子を尋ねたところ、腹

の具合が悪いのか、いま述べたように食事が進まない様子で、そ

の上、夜中にろくろく寝ることもできないので、どうぞ薬を支給

してくださいと申し出があり、さらに大和横目と詰め役の足軽から

も、この五右衛門の様子を

〔虫気むしけ〕腹痛をともなう

病気の総称。

〔然々しかじか〕確かに。十分。

はつきり。

相尋候処、虫氣之様有之候。就而者煎薬被成下方ニ可取計旨、被申聞候間、弥

申出通、御差下し被成下候而者何様可有

御座「哉」、御吟味之上、何分被仰越可被下候。此段御問合仕候。以上。

亥 豊見城間切翁長村詰取納座

四月廿八（一カ）日 平敷里之子親雲上

同帳当座

新田筑登之親雲上

御鎖之側御方

67 漂着土佐人五右衛門与申者、虫氣ニ而茂

可有之哉、去廿日比より食事進兼候付、煎

薬被下度旨、申出有之候間、明日、豊見城

間切翁長村江差越、看脈様子等相尋、

「煎」薬相与、左候而、此方江之首尾、明後廿五日

四ツ時分、登 城、可被申出候。此段申達候。

以上。

四月廿三日

川平親雲上

異国医者

玉城筑登之親雲上

68 漂着土佐人五右衛門事、虫氣ニ而可有之哉、

喰事進兼候付、一昨日、医者玉城筑登之親雲上

爰元江差越、看脈、様子等相尋、「煎薬」式袋之

分者居合之上相与ひ、三袋者翌日は又

相与ひ候様、右玉城より被相渡、其通吞させ、

尋ねたところ、腹の具合が悪い様子である。それについては煎薬

を支給する方針で対処するのがよいと（大和横目と詰めの足軽か

ら）説得されたので、確かに（土佐人の）申し出どおりに、指示

を出され支給されてはいかがでしょうか。ご検討の上で、どうか命

じていただき支給していただけますように。このことを、ご連絡

しました。以上です。

亥四月二十一日 豊見城間切翁長村詰 取納座

平敷里之子親雲上

翁長村詰 帳当座

新田筑登之親雲上

御鎖之側 様

67 漂着土佐人の五右衛門という者、腹の具合が悪いのか、去る二

十日ころから食事が進まない様子なので、煎じ薬を支給してほし

いという申し出があつたので、明日、豊見城間切の翁長村に向か

い、脈を看て具合を尋ねるなどして、煎じ薬を与え、そして、王

府への報告は、明後二十五日の午前十時頃に登城して、申し出る

ように。このことについて通達した。以上。

四月二十三日

川平親雲上

異国医者 玉城筑登之親雲上

68 漂着土佐人の五右衛門のこと、腹の具合が悪いのか、食事も進

まない様子なので、一昨日、医者玉城筑登之親雲上が当地に到

着し、脈を看て、具合を尋ねるなどして、煎じ薬二袋の分はその

場で見守りつつ与え、三袋は翌日また与えるように、この玉城か

ら渡され、そのとおり吞ませ、

と。  
〔居合 いあい〕その場に居ること。



私共立寄、様子相尋候処、今迄快躰

無之候間、重而医者ニ相見得、療治方被下

度旨、右五右衛門申出有之候付、詰足輕相談之上、

此段御問合仕候。以上。

亥 豊見城間切翁長村詰  
取納座

四月廿六日

真栄田里之子親雲上

同帳当座

新田筑登之親雲上

友寄筑登之親雲上

御鎖之側御方

69 漂着土佐人五右衛門事、病氣相煩、先達而

其方より相与候煎薬服用為致候得共、

未ニ快ク無之、右付、重而療治を受度旨

申出候段、翁長村詰役々より申出趣有之

候間、早々罷下、療治いたし、左候而、明後

廿九日四ツ時分、登城、首尾可被申出候。以上。

四月廿七日

兼城親雲上

異国医者

玉城筑登之親雲上

70 五月二日

一先達而、野元一郎殿・堀与左衛門殿江差上置候、

元録（禄）年間之御條書写、今日、与左衛門殿方

御鎖之側小禄親雲上ニ付而御返答有之候事。

(一) 漂着土佐人五右衛門、病氣ニ付、私共不断

立寄、様子相尋候得者、最初ハ喰事進兼、

私たちは立ち寄り、具合を尋ねたところ、未だに快い状態になら

ないので、もう一度医者に会って、治療を受けたいと、この五右

衛門の申し出があつたので、詰め足輕と相談の上で、この件で

ご連絡いたしました。以上です。

亥四月二十六日 豊見城間切翁長村詰 取納座

真栄田里之子親雲上

翁長村詰 帳当座

新田筑登之親雲上

友寄筑登之親雲上

御鎖之側 様

69 漂着土佐人の五右衛門のこと、病気を煩い、このあいだ貴殿が

与えた煎薬を服用させたけれども、いまだに快復せず、そこで、

再び治療を受けたいという申し出があつたと、翁長村詰めの役人

たちから申し出の説明があつたので、早急に往診して治療し、そ

して、明後二十九日の午前十時頃に登城し、結果を報告しなさい。

以上。

四月二十七日

兼城親雲上

異国医者 玉城筑登之親雲上

70 五月二日

一、このあいだ、野元一郎殿・堀与左衛門殿に差し上げて置いた

元禄年間の「御条書写」のことで、本日、与左衛門殿より御鎖之

側の小禄親雲上を介して、ご返答がありました。

一、漂着土佐人の五右衛門が病気なので、私たちが不断に立ち寄

つて様子を尋ねていますが、最初は食事が進まず、

夜茂難寝、難儀之躰為有之事候処、  
医者御差下し、療治被仰付候以後ハ、漸々  
喰事進出、寝安躰有之由。尤、咽ニ毛之  
懸る様つんのむニ差障迄ニ而候得者、煎菓  
之儀、今四五日程者被差扣度、右五右衛門  
申出有之候。此段御問合仕候。以上。

亥  
五月二日

豊見城間切翁長村詰取納座  
真栄田里之子親雲上  
同帳当座

新田筑登之親雲上

同大和横目

糸嶺筑登之親雲上

御鎖之側御方

71御国許江御届用、漂着土佐人共江

品物渡帳之儀、先例之振合を以、親見世

役人名前ニ各致奥書候様被仰付、帳者

爰元ニ而調方申渡候間、右役人兩名□□(唐名カ)

書出候様、可被申渡候。是又、土佐人海上飯米

之儀、先例通、於親見世致手当候様、被仰付

候間、前々之例を以、日数三拾日分致手当、

尤、野菜・肴も、数日保候品見合、相渡候儀共、

都而如例被申渡、左候而、前文小帳調方ニ付

見合相成候間、右海上飯米品立書、爰元江も

差出候様、可被申渡候。御案(内脱カ)之上、此段致

問合候。以上。

五月

小禄親雲上

夜も寝られず、難儀な様子でありましたが、医者を派遣し、治療を命じていただいて以後は、だんだんと食事も進み、寝やすくなりました。漸々ようよう。だんだんと。  
「つんのむ」勢いよく飲む。ツンは強めていう接頭語。

亥五月二日

豊見城間切翁長村詰取納座 真栄田里之子親雲上

帳当座 新田筑登之親雲上

翁長村詰大和横目 糸嶺筑登之親雲上

御鎖之側 様

71鹿兒島にお届けする漂着土佐人たちへの物品支給リストのこととは、前例とのバランスを考えて、親見世役人の名前の箇所に各自で奥書するように命じられ、帳面は当方で調達を指示するので、この親見世役人兩名の唐名(からな)を書き出すようにしてください。また、土佐人たちの渡航中の食糧の件は、前例どおり、親見世で調達するように命じられたので、前々からの事例により、日数三十日分を調達し、なお、野菜・肴も数日は日持ちがする品を選んで渡すことなど、すべて前例どおりに指示され、そして、前文で指示した物品支給リストの調製については、見合せることになったので、この渡航時食糧リストについては、こちら(評定所)にも提出するように命じられました。(上司にも)お知らせした上で、このことを連絡しました。以上です。

五月

小禄親雲上

〔唐名からな〕トナー。琉球士族の中国名。  
〔海上飯米 かいじょうはんまい〕渡航中の食糧。

里主  
御物城

72 去三月、漂着土佐人共江被下置候為草り之儀、最早及大破候間、今三足ハ被成下度旨、詰足輕共ニ付而申出有之候。此段御問合仕候。以上。

亥 豊見城間切翁長村詰取納座

五月九日 楚南里之子

同帳当座

新田筑登之親雲上

同大和横目

糸嶺筑登之親雲上

御鎖之側御方

73 覚

為草り三足

右、先達而漂着土佐人三人江被下置候

草り切廢候付、被成下度旨申出有之候間、

急度相渡候様、可被申渡旨、御差図ニ而候。

以上。

亥

五月十一日

兼城親雲上

御物奉行

右之通、被仰渡候間、草り相届次第、

詰之足輕引合を以、可被相渡候。此段致

問合候。以上。

五月十一日

里主  
御物城

72 去る三月に漂着土佐人たちに支給しておいたイグサの草履は、すでに大きく破れているので、もう三足は支給してほしいと、詰め足輕たちをつうじて申し出がありました。このことをご連絡しました。以上です。

亥五月九日

豊見城間切翁長村詰 取納座 楚南里之子

翁長村詰 帳当座 新田筑登之親雲上

翁長村詰 大和横目 糸嶺筑登之親雲上

御鎖之側様

73 覚

イグサの草履三足

右は、さきごろ漂着土佐人三人に支給して置いた草履が擦り切れたので支給してほしいという申し出があったので、確実に渡すようにしなさいという、ご命令です。以上です。

亥五月十一日

兼城親雲上

御物奉行

右のように命じられたので、草履が届き次第、詰め足輕の裁量で渡しなさい。このことを連絡した。以上である。

五月十一日

翁長村  
詰役々

翁長村詰役々

74 漂着土佐人共「乗」無来候伝間之儀、当夏便御国船大聖丸より、御国元江被差登候付、右之船頭より、水主共江伝間見分為致度旨、申出有之、明後廿二日、足輕差添、其元江被御遣候段、御仮屋方御掛合有之候。為心得、此段申越候。以上。

五月廿日

兼城親雲上

摩文仁間切

下知役

検者

地頭代

75 覚

摩文「仁」仕間切

漂流之士佐人乗合之伝「間」馬為御見合、一昨日、足輕内藤直右衛門、大聖丸水主 忝人召烈（列）、当間切江御差越、御見届相済申候。右伝間之儀、御国元江被差登候付、兎角御仮屋御方より表御方江御間合有之筈候間、其節者無遅滞、那覇江引廻候様、内藤直右衛門御申出之趣、御座候。然者、当間切之者共、船乗方存不申次第御座候間、伝間引廻方之儀、兼城間切系満村江被仰付被下度、奉願候。以上。

亥 西掟

74 漂着土佐人たちが乗船してきたボートの件は、今年の夏便の鹿兒島船大聖丸に載せて、鹿兒島に運搬されるので、この大聖丸の船長から、水主たちにボートを見学させたいという申し出があり、明後二十二日に、足輕を付き添わせて、そちら（摩文仁間切）に派遣すると、在番奉行所から連絡があった。事前情報として、このことを伝達した。以上である。

五月二十日

兼城親雲上

摩文仁間切 下知役 検者 地頭代

75 覚（摩文仁間切）

漂流した土佐人たちが乗り合せていたボートの見学のため、一昨日、足輕の内藤直右衛門が、大聖丸水主一人を連れて、当間切に出向かれ、ご検分が済みました。このボートは鹿兒島に運搬されるので、いずれ、在番奉行所から評定所（表御方）にご連絡があるはずですので、その際には遅滞なく那覇に廻船するようにと、内藤直右衛門殿から申し出がございました。そうではあります、当間切の者たちは、操船について知らないという事情があり、ボートの廻船については、兼城間切系満村に命じていただきたいと、お願い申し上げます。以上です。

「兎角とかく」あれこれ。いづれにせよ。とにかく。

「表御方 おもて（ほう）評定所 の下の御座。表十五人。

五月廿四日

玉城にや

南風掟

山城にや

大掟

山城にや

首里大屋子

宮城筑登之

地頭代

徳嶺親雲上

右申出之通、船乗方存不申次第御座

候間、願通被仰付度、奉存候。以上。

喜屋武在番

五月廿四日

潮平筑登之親雲上

検者

新嘉喜里之子親雲上

下知役

喜久里里之子親雲上

76-1 同廿八日

漂着土佐人共人数・荷物并伝問等、乗船江

乗付方之次第、先例等見合、御在番所□□（よりカ）

御相談書相仕立、先達而、御鎖之側小禄親雲上

を以、堀与左衛門殿取次、差上させ候処、此節之儀者、

別段之御吟味を以、左之通、被仰付候段、今日

与左衛門殿より、小禄江被相渡候付、向々江手当

申渡させ候事。

76-2

平田清右衛門

堀与左衛門

亥五月二十四日

西掟 玉城にや

南風掟 山城にや

大掟 山城にや

首里大屋子 宮城筑登之

地頭代 徳嶺親雲上

右の申し出のとおり、操船について知りませんので、願いどおりに命じていただきたく思っております。以上です。

五月二十四日

喜屋武在番 潮平筑登之親雲上

検者 新嘉喜里之子親雲上

下知役 喜久里里之子親雲上

76-1 五月二十八日

漂着土佐人たち本人の身柄、荷物ならびにボートなどを乗船させ船積みする順序について前例などを見合せ、在番奉行所と協議

書を作成し、さきごろ御鎖之側の小禄親雲上をつうじて、堀与左

衛門殿が取り次ぎ、（在番奉行所に）提出したところ、今回の件

は特段のご配慮によって左のとおり命じられ、以下の文書（76-2）

が、本日、与左衛門殿から小禄に渡され、各局部に（乗船・船積

みの）準備が命じられた。

〔手当てあて〕用意。準備。

76-2

平田清右衛門

堀与左衛門

伊集院次左衛門

川上五後右衛門

才領

御兵具方足輕三人

鎖之側

日帳主取一人

三司官座筆者

一人

右、来月九日早朝より翁長江被差越、漂着人共江近日中便船有之候付、薩州迄差送候段申達、猶又、漂着之次第等申聞事可有之事。

76-3

横目一人

附役一人

足輕五人

鎖之側

日帳主取一人

里主

大和横目一人

物奉行方筆者一人

取納座役人一人

大台所役人一人

間切役々式人

右、出帆前晚、漂着土佐人并荷物共、大聖丸江無(乗)付之筈候付、翁長村より、右人数中途

伊集院次左衛門

川上五後右衛門

才領

御兵具方の足輕三人

鎖之側

日帳主取一人

三司官座の筆者

一人

右の方々が、来月九日の早朝から翁長村に出張され、漂着人たちに近日中に船便があるので薩州(薩摩国)まで送ると通達し、また、漂着の経緯などについて尋ねることがあるはずです。

76-3

横目一人

附役一人

足輕五人

鎖之側

日帳主取一人

里主

大和横目一人

物奉行方筆者一人

取納座役人一人

大台所役人一人

間切役々二人

右の者たちが、出帆の前夜に漂着土佐人と荷物などを大聖丸に積み込む予定なので、翁長村からの道中を右の人達で

〔才領さいりょう〕荷物運送の責任者。ここでは船積みの担当官。

致見締、列越、警固江引渡方可有之候。尤  
中途可成丈、不見（目力）立様、列越、夜入乗せ付方  
可有之、且啖人致徘徊候儀茂難計候付、  
猶以可被入念事。

76-4

横目老人

附役老人

足軽老人

鎖之側

里主

御物城

大和横め老人

右、漂着人乗来候伝間、天氣次第、大聖丸  
水主式人・琉球船方拾式人乗付、中途  
入念、那覇川口江不目立様、夜入乗廻、右人数  
出会相改、大聖丸江積入、警固江引渡方  
可有之候。尤、異国船等見懸候ハ、何方浦江  
成共漕入、忍せ置候様、分而可被申渡事。

五月

77 漂着土佐人一件三付、明日異国方御役々衆

御三人・砂糖方古横目・足軽三人・御鎖之側・

日帳主取一人・評定所筆者一人、其元江

御差越被成候間、去正月御下之時同様、

御馳走向等手当可被申渡置候。此段申越候。

以上。

警護し、連行して、船の警備役に引き渡す予定です。ただし道中  
はなるべく目立たぬように連行し、夜になってから乗船させる予  
定で、また、英人が徘徊することも予想されるので、なお一層、  
念を入れてください。

76-4

横目一人

附役一人

足軽一人

鎖之側

里主

御物城

大和横目一人

右は、漂着人が乗って来たボートに、天候次第で、大聖丸の水  
主二人と琉球の船方十二人が乗り付け、途中でも念を入れ、目立  
たぬように、夜になってから那覇港に回漕し、右の人たちが立ち  
合い、検査して、（ボートを）大聖丸に積み入れ、船の警備担当  
者に渡すのが良いでしょう。ただし異国船などを見かけたなら、  
どの浦にでも漕ぎ入れて隠して置くように、とくに指示してくだ  
さい。

五月

77 漂着土佐人の一件について、明日、異国方の役人衆三人・砂糖

方の古横目・足軽三人・御鎖之側・日帳主取一人・評定所筆者一  
人（の計十人）が、そちら（翁長村）にお出でになるので、去る

正月に来村された時と同様に、ご馳走の手配など準備をしておく  
ようにしなさい。この件を伝えました。以上である。

〔砂糖方 さとうほう〕薩摩藩の  
担当部局。道光11年（一八三一）  
代納糖制導入以降に設置か。  
〔古横目 こよこめ〕前任の横  
目。

六月八日

兼城親雲上

翁長村

詰役々

78 漂着土佐人とも乗来候伝間之儀、此節

御国船大聖丸より御国元江被差登

候間、船方之者十二人、明日、大聖丸船頭

列合を以、右之水主も二人召列、摩文仁間切江

差越、明後十日、那覇江乗廻来候様、可被申渡、

且又、右伝間之儀、破所有之、加修甫不申者

難乗廻候間、桐油・餅式升・間之板老枚・一寸

釘百五拾本、渡方被仰付候様、船方共見分

之上、申出有之候間、是又、渡方可被申渡候。

右之旁、御案（内脱力）之上、此段致問合候。以上。

六月八日

兼城親雲上

御物奉行

79

伝間老艘、長四間半、中差渡五尺一寸

右、漂着土佐人とも乗来候等、此節御国船

大聖丸より御国元江被差登候付、明後

十日、摩文仁間切方那覇川江乗廻方被仰付

候間、那覇川到着之上ハ、右口船頭相合、

わら蒔ニ而堅固荷作相調させ候様、可被取計旨

御差図ニ而候。以上。

六月八日

兼城親雲上

六月八日

兼城親雲上

翁長村詰役々

78 漂着土佐人たちが乗って来たボートは、このたび鹿児島船大聖

丸に載せて鹿児島に運搬するので、船方之者十二人は、明日、大

聖丸の船長が同行し、右の水主も二人連れて、摩文仁間切に出張

し、明後十日に那覇に廻船するようにしていただきたい。また、

このボートは破損箇所があり、修理しなければ廻船できないの

で、桐油・餅二升・間の板一枚・一寸釘百五十本の支給を命じて

いただきたいと、船方たちが検分した結果、申し出があったので、

これもまた、支給するように指示してください。右の諸事項を合

わせてご説明した上で、この件を連絡しました。以上です

六月八日

兼城親雲上

御物奉行

79

ボート一艘、長さ四間半（約八メートル）、中間の差し渡し五尺

一寸（約百五十三センチ）

右は、漂着土佐人たちが乗って来たもので、このたび鹿児島船

大聖丸に載せて鹿児島に運搬するので、明後十日に、摩文仁間切

から那覇港に廻船するように仰せつけられました。那覇港に到着

したら、この船（大聖丸）の船長と会い、わら蒔で堅固に荷作り

を調えさせるよう取り計りなさいとのご指示です。以上です。

六月八日

兼城親雲上

〔右之旁 みぎのかたがた〕この  
ついでに。以上のあれこれ。



御物奉行

80 明後十日、土佐人伝間、摩文仁間切より那覇川江

乗廻方被仰付管候。右三付、万一中途

異国船杯見掛候ハ、何方浦江も差懸次第、

陸江引登、異国人目二不掛様、格護不致

候而不叶候間、早々其手組いたし置、伝間

乗人数様子次第、無遅々罷出、右人数

相合、格護方取計候様、中途之間切く江

可被申渡候。此段致問合候。以上。

六月八日

小禄親雲上

御物奉行

御物奉行

80 明後十日に、土佐人のボートを、摩文仁間切から那覇港に廻船

するようにとのご命令が出るはずで。このことで、もし途中で

異国船などを見かけたならば、どこの浦にでも差しかかり次第、

陸に引き上げ、異国人の目にかからぬように保管しなくてははい

ないので、早急にその準備をしておき、ボートの乗員の状況によ

つては遅滞なく駆け付け、この乗員たちと合流して、船の保管に

努めるように、途中の諸間切に指示してください。この件を連絡

しました。以上です。

六月八日

小禄親雲上

御物奉行

81

横目衆御老人

附役衆御老人

足軽老人

御鎖之側

里主

御物城

大和横め老人

右、漂着土佐人乗来候伝間、明後十日

摩文仁間切より那覇川江乗廻候付、那覇川

到着之上者右御人数御出張御改被成候間、

左様可被相心得、尤大和横目江者各より可被

相達候。此段致問合候。以上。

六月八日

兼城親雲上

81

横目衆一人

附役衆一人

足軽一人

御鎖之側

里主

御物城

大和横目一人

右（のリスト）は、漂着土佐人が乗って来たボートを、明後十

日に摩文仁間切から那覇港に廻船するので、那覇港に到着した

ら、右の方々が出張され、検査されるので、そのように心得てい

てください。ただし大和横目には各自で通達してください。この

件を連絡しました。以上です。

六月八日

兼城親雲上

〔手組 てぐみ〕手はず。段取り。

里主  
御物城

82 同九日

一早朝、左之人数、翁長村江被差越、土佐人共江、近日中便船有之候付、薩州迄差送候段相達、猶又、漂着之次第、可被致尋問、七ツ過時分、被罷帰候事。

平田清右衛門殿

堀与左衛門殿

伊集院次左衛門殿

川上五後右衛門殿

足輕

内藤直右衛門

御鎖之側

小禄親雲上

日帳主取

兼城親雲上

評定所筆者

比屋根里之子親雲上

一左之通、那覇役人方并翁長村江致問合

候事。

横め衆御老人

附役衆御老人

足輕五人

御鎖之側

日帳主取老入

里主

里主  
御物城

82 六月九日

一、早朝、左の方々が翁長村にお出でになり、土佐人たちに近日中に船便があるので薩州まで送ると通達し、また、漂着の経緯について尋問されたようで、午後四時過ぎにお帰りになりました。

平田清右衛門殿

堀与左衛門殿

伊集院次左衛門殿

川上五後右衛門殿

足輕

内藤直右衛門

御鎖之側

小禄親雲上

日帳主取

兼城親雲上

評定所筆者

比屋根里之子親雲上

一、左のとおり、那覇役人衆ならびに翁長村に連絡しました。

横目衆御一人

附役衆御一人

足輕五人

御鎖之側

日帳主取一人

里主

大和横め老人

御物奉行方

筆者老人

取納座役人一人

大台所役人一人

間切役々式人

右、漂着土佐人共事、此節御国船

大聖丸御国元江被送越候付、出帆之

前晚、土佐人并荷物共、右御人数警固ニ而、

其元より那覇江被列越、乗船江被乗付

候間、諸事其手当いたし置、出帆之日柄

相究、爰元様子次第、何角不差支様

可被取計候。此段申越候。以上。

六月九日

兼城親雲上

翁長村

詰役々

83 翁長村より那覇江被列越、乗船江被乗付

候間、左様可被相心得候。尤、大和横目者翁長村

詰合之方より相勤、別段差越ニ不及候。此段

致問合候。以上。

六月十日

喜屋武親雲上

84 漂着土佐人宿入付諸道具之儀、土佐人

一同御国元江被差送候間、右者共那覇江

大和横目一人

御物奉行方

筆者一人

取納座役人一人

大台所役人一人

間切の諸役人二人

右は、漂着土佐人たちを、このたび鹿兒島船大聖丸で鹿兒島に送致するので、出帆の前夜、土佐人ならびに荷物などを、右の方々が警衛され、そちら（翁長村）から那覇に移動し、乗船させるので、諸事その準備をしておくように。出帆の日程を決め、こちらの様子次第で何も支障がないように取り計りなさい。この件を伝えた。以上。

六月九日

兼城親雲上

翁長村詰役々

83（漂着者を）翁長村から那覇に連行し、乗船させるので、そのように心得なさい。ただし、大和横目は翁長村詰めの人から勤めさせればよいので、特に（那覇から）出張するには及びません。この件を連絡します。以上です。

六月十日

喜屋武親雲上

84 漂着土佐人の宿所に備え付けた道具類のことは、土佐人一同が鹿兒島に送り届けられるので、この者たちを那覇に

列越候節、一同差越、大聖丸船頭江引渡  
いたし候様、可相心得候。此旨申越候。以上。

六月十日

川上親雲上

翁長村  
詰役々

85 同日

一今日、土佐人伝間摩文仁間切より乗廻、暮時分  
那覇致入津候付、横目・附役衆・足軽并鎖之側・  
里主・御物城・大和横目、出会、相改、則大聖丸江  
引乗、御船手より、わら蒔ニ而致荷作、船頭江  
引渡候事。

86 漂着土佐国人共、乗船江御乗せ付之儀、

兼而者来十三日之筋ニ而候処、十四日ニ被仰付候。

尤、御横目・御附役者、同日四ツ時分、直ニ翁長村江

御差越被成候間、御鎖之側・日帳主取茂其

御心得を以、御差越被成候様、且右土佐人共乗用

加籠并荷物持夫等、御手当被成候様、私より

可達上旨、御奉行様々被仰聞候間、此段

致御問合候。以上。

附、乗船江乘渡用大和伝間両艘、川上

五後右衛門殿江御手当被仰付置候段、

是又、御奉行様より被仰聞候。

六月十一日

喜屋武親雲上

御鎖之側御方

連行する際に、警護の者たち一同も移動し、(道具類を) 大聖丸  
の船長に引き渡すように心得なさい。このことを伝えた。以上。

六月十日

川上親雲上

翁長村詰役々

85 同日(六月十日)

一、本日、土佐人のボートを摩文仁間切より回漕し、日没頃に那  
覇に入港したので、横目衆・附役衆・足軽ならびに鎖之側・里主・  
御物城・大和横目が立ち合い、検査し、すぐに大聖丸に乗せて、  
御船手奉行所から供出させた、わら蒔(むしろ)で荷づくりし、  
船長に引き渡しました。

86 漂着土佐国人たちを乗船させる件について、かつては来たる十

三日ということになっていましたが、十四日に変更されました。

ただし(在番奉行所の)横目と附役のお二人は、十四日の午前十

時頃に、直接翁長村にお出でになられますので、鎖之側と日帳主

取もそのお心づもりで、(翁長村に)ご出張されますように。ま

た、この土佐人たちを乗せる駕籠や荷物持ちの工夫などを手配し

ていただけるように、私から王府に上申するように、在番奉行様

より命じられましたので、この件をご連絡いたします。以上です。

追記 大聖丸に(土佐人たちを)乗船させるための日本の伝馬

船二艘を、川上五後右衛門殿に準備するように命じられたと、こ

れもまた、お奉行様から伺いました。

六月十一日

喜屋武親雲上

御鎖之側 様

87 夜前、嫡子本部里之子親雲上致死去、私為二者

本家之又従兄ニ而、五日之忌相掛申候処、

来十四日、土佐国人一件付、翁長村江

差越候儀、御物城差越候而も相済可申哉、

何分之御返答、早々被仰越度、此段

致御問合候。以上。

六月十二日

喜屋武親雲上

川平親雲上

88 漂着土佐人共那覇江列越方之儀、来十四日ニ

相究り、御役々衆も同日四ツ時分直ニ其元江

御差越可被成、且右土佐人共乗せ用加籠并

荷物「夫」未等手当いたし置候様、御在番所方

被仰聞候段、那覇役人方より申来候間、夫々

手当いたし置、聊無支様、可被取計候。此段

致問合候。以上。

六月十二日

川平親雲上

翁長村

詰役々

89 漂着土佐人共乗船之儀、来十四日ニ被仰付、

御役々衆も同日四ツ時分直ニ翁長村江御差越

被成候間、我々も其心得を以、差越候様、且加籠・

荷物夫等、手当可有之旨、御在番所より

被仰聞候段、被申越趣相達、遂披露、夫々

87 昨夜、嫡子の本部里之子親雲上が死去いたしました。私にとつ

ては、本家の「またいとこ」に当たり、(慣例では)五日の忌引

きになります。が、(私は)来たる十四日に、土佐国人の一件で、

翁長村に出張することになっていますが、(私の代わりに)御物

城が出張してもよろしいでしょうか。何らかのご返答を早急にい

ただきたく、この件をご連絡しました。以上です。

六月十二日

喜屋武親雲上

川平親雲上

88 漂着土佐人たちを那覇に連行する件は、来たる十四日に(実施

されること)が決定し、(在番奉行所の)お役人衆も同日の午前

十時頃に直接そちらに出張されることになっており、また、この

土佐人たちを乗せるための駕籠ならびに荷物を運搬する人夫な

どの準備をしておくようにと、在番奉行所より命じられたと、那

覇役人の方から言ってきたので、それぞれ準備しておいて、いさ

さかも支障のないようにしてください。この件を連絡した。以上。

六月十二日

川平親雲上

翁長村詰役々

89 漂着土佐人たちの乗船のことは、来たる十四日と決定し、(在

番奉行所の)お役人衆も十四日の午前十時頃、直接翁長村に出向

されるので、我々もその心づもりで出向するように、また加籠や

荷物持ちの人夫などについても準備すべきであると在番奉行所

より命じられたという(貴方からの)書面が(評定所に)到着し、

披露され、それぞれの

手当向等、翁長村江申越置候。此段及返答候。以上。  
附、乗船江乗渡用大和伝間、手当

被仰付置候段も相達候。

六月十二日 川平親雲上

喜屋武親雲上

90 御方事、明日豊見城間切翁長村江

被差越答候処、忌懸被致候付、翁長村江ハ  
御物城被差越候而茂可相濟哉之旨、被申越趣  
相達、遂披露候処、弥御物城被差越相濟  
候段被仰付候間、左様被相心得、御物城江も  
可被相達候。此旨及返答候。以上。

六月十三日 川平親雲上

喜屋武親雲上

91-1 同日

一 明日、土佐人共那覇江列越候筋候処、  
当分之風根ニ而者大和船出帆難成、日柄  
被召延候段、堀与左衛門殿方日帳主取兼城  
親雲上江御達有之候付、翁長村江も左通  
致問合候事。

91-2 明日、横目・附役衆并我々も其元江差越、

土佐人那覇江列越候筋、先達而致  
問合置候処、当分之風根ニ而者大和船  
出帆難成候付、日柄被召延候段、御仮屋方方

準備などについて翁長村に通達しておきました。この件について  
回答しました。以上です。

追記 乗船のための日本の伝馬船の準備を命じられたことも、  
(王府に)達しました。

六月十二日 川平親雲上

喜屋武親雲上

90 貴君は明日、豊見城間切翁長村に向向される予定ですが、忌引  
きに当たるので、翁長村には御物城が(代わりに) 出向しても良  
いですがという内容の(貴方からの) 書面が到着し、披露された  
のですが、確かに御物城が出向してもよろしいと決定されました  
ので、そのように承知して、御物城にも通達してください。この  
件について、回答しました。以上です。

六月十三日 川平親雲上

喜屋武親雲上

91-1 同日(六月十三日)

一、明日、土佐人たちを那覇に連行する予定だったが、現在の風  
勢では大和船の出帆は難しく、日程延期されたことを、堀与左衛  
門殿より日帳主取の兼城親雲上に通達があったので、翁長村にも  
左(91-2)のとおり連絡しました。

91-2 明日、横目衆・附役衆ならびに我々もそちら(翁長村)に出向

して、土佐人を那覇に連行する段取りを、先頃通達して置いたが、  
ここしばらくの風勢では大和船の出帆は難しいので日程が延期  
されたと、在番奉行所より

「弥いよいよ」ますます。確かに。きつと。

「当分とうぶん」しばらくの間。当座。

「風根 かざね」風の勢い。風威。風力。

被仰聞候間、此段問合いたし候。以上。

六月十三日

兼城親雲上

翁長村

詰役々

伺ったので、この件を連絡する。以上。

六月十三日

兼城親雲上

翁長村詰役々

92 漂着土佐人海上飯米、此中之例を以、

日数三拾日分相渡候様、那覇役人方江被仰渡候。

然者、御当地江日本他領人漂着之節

諸失却（費）首尾方之儀、嘉慶十五年

奥州人漂着之節、御国元ニおひて奉得

御差図趣有之候処、運賃米海上三拾日、

飯米者御物御計被仰付、其外者都而

琉球国役ニ被仰付候「旨」方被仰渡置候間、無

間違、其首尾方可被申渡旨、御差図ニ而候。

以上。

六月十四日

兼城親雲上

御物奉行

〔返答〕

93 去五月、漂着土佐人万次郎江被下置候草り

〔本文相達、遂披露、弥相渡候様、被仰付候間、於其元ニ買入〕

之儀、及大破、今一足者被下度、申出有之候間、

〔相渡候様、可被取計候。以上〕

被成下候方ニ可取計旨、詰足輕方被申聞

候間、御吟味之上、何分可被仰越候。此段御問合

仕候。以上。

〔即日〕

翁長村詰取納座

六月廿四日

〔上〕伊志嶺里之子

同帳当座

92 漂着土佐人の渡航中の食糧は、これまでの前例に照らして、日

数にして三十日分を渡すように、那覇の役人たちに命じられまし

た。ところが、当地（琉球）に日本の他藩の者が漂着した際の諸

経費の処理については、嘉慶十五年（午年一八一〇年）に奥州人

が漂着した際に、鹿児島で指示を受けましたが（その時は）運賃

米として渡航中の三十日分を、食糧費は王府の会計から支出する

ように命じられ、そのほかはすべて琉球国の財源で負担するよう

にと（当時）命じられていたので、（今回も）間違いなく、その

ように処理するように差配しなさいという（摂政・三司官からの）

ご指示です。以上です。

六月十四日

兼城親雲上

御物奉行

93 去る五月、漂着土佐人の万次郎に支給された草履が大破し、も

う一足は支給していただきたいという申し出があったので、支給

する方向で調整してくださいと、詰めの足輕から要請がありまし

たので、ご検討の上、なんとか（支給するように）命じてくださ

い。この件についてご連絡いたしました。以上です。

六月二十四日

翁長村詰 取納座 伊志嶺里之子

翁長村詰 帳当座 久場里之子親雲上

御鎖之側 様

〔此中 このじゅう〕先日。近頃。これまで。

〔首尾 しゅび〕始末。処理。

〔御物御計 おものおはかり〕王府の通常の会計からの出費。

〔琉球国役 りゅうきゅうこく〕幕府が諸藩に課した国役

やく〕幕府が諸藩に課した国役

普請（くにやくぶしん）と同様の意味か。

〔国役 くにやく〕幕府が臨時に

国を定めて課した河川工事などの

賦役。こくやく。

「下」御鎖之側御方

（鎖之側より返信／同日 久場・伊志嶺宛／本文は王府に達し、披露を遂げ、必ず渡すように命じられたので、そちら（翁長村）で購入して渡すようにしなさい。以上。）

94

本文、御鎖之側御用繁多二付、那覇役人江差遣、御在番所御届申上させ候。尤此通式さつ御状方江相渡、御国元江差登候也。

外題二

土佐人滞在中品物渡帳

一 中白米七合五勺

一 醤油三勺

一 酢三勺

一 塩三勺

一 肴八拾目

一 野菜百目

一 上味噌七勺五才

一 薪木壹合式勺五才

一 割多葉粉五匁

右、壹人二付壹日分

一 中茶三匁

一 炭七合

一 菜種子油五勺

右、三人二而壹日分

右、漂着土佐人当地滞在中右例以渡

一 中白米六斗七升五合

一 上味噌六升七合五勺

一 右入小壺壹

一 醤油貳沸七合

94 【本文は、御鎖之側が「御用繁多」なので、那覇役人に遣わされ、在番奉行所に届けて申上させました。ただし、この二冊は御状方に渡し、鹿児島にさし登せました。】

外題に「土佐人滞在中の物品支給リスト」

一、中白米七合五勺

一、醤油三勺

一、酢三勺

一、塩三勺

一、肴八十目

一、野菜百目

一、上味噌七勺五才

一、薪木一合二勺五才

一、割りたばこ五匁

（右、一人で一日分）

一、中茶三匁

一、炭七合

一、菜種子油五勺

（右、三人で一日分）

（以上、漂着土佐人が当地滞在中に右の基準で支給する）

一、中白米六斗七升五合

一、上味噌六升七合五勺

一、右入り小壺一つ

一、醤油二沸（わかし）七合

〔沸わかし〕酒などの量を計る単位。一沸は一升・一升半・二升などと諸説ある。



- 一 右入德利壺
- 一 酢式沸七合
- 一 右入德利壺
- 一 塩式升七合
- 一 右入德利壺
- 一 塩魚四拾五斤
- 一 野菜五拾六斤式合五勺
- 一 菜種子油壺沸五合
- 一 右入德利壺
- 一 灯心為式勺五才
- 一 国分多葉粉四百五拾目
- 一 炭拾五斤
- 一 中茶百五拾目
- 一 薪木七束五合

右、同三人ニ而海上飯米故実として三拾日分  
渡。

- 一 壺升燒鍋式枚ふた共
- 一 丹後壺荷
- 一 水桶壺
- 一 水釣壺緒共
- 一 上燒茶家壺鉄取手共
- 一 同煎茶々碗三枚
- 一 同火取壺
- 一 今燒屋貫壺鉄取手共
- 一 今燒摺鉢壺
- 一 同すゝき壺

- 一、右入り德利一つ
- 一、酢二沸七合
- 一、右入り德利一つ
- 一、塩二升七合
- 一、右入り德利一つ
- 一、塩魚四十五斤
- 一、野菜五十六斤二合五勺
- 一、菜種子油一沸五合
- 一、右入り德利一つ
- 一、灯心為二勺五才
- 一、国分たばこ四百五十目
- 一、炭十五斤
- 一、中茶百五十目
- 一、薪木七束五合
- 一、一升燒鍋二枚 蓋付き
- 一、丹後一荷
- 一、水桶一つ
- 一、水釣一つ 緒付き
- 一、上燒きの茶家一つ 鉄の取手付き
- 一、上燒きの煎茶々碗三枚
- 一、上燒きの火取一つ
- 一、今燒きの屋貫（やかん）一つ 鉄の取手付き
- 一、今燒きの摺鉢一つ
- 一、今燒きのすすき一つ

（右は同じく三人分。渡航中の食糧費として三十日分を渡す）

〔灯心為とうしんい〕灯心にするイグサの芯。

〔飯米故実 はんまいこじつ〕役人の旅費や日当として支給された米と副食物代の錢（故実）。故実飯米。

一 黄塗多葉粉盆壺

一 同丸茶盆壺

一 同枕三ツ

一 桐油塗夜食膳三枚

一 上焼中茶碗六枚

一 同茶皿三枚

一 同菜皿三枚

一 塗箸三手

一 めし七壺

一 なへ七壺

一 摺木壺

一 高行燈壺

一 竹灰吹壺

一 わら箒壺

一 庖丁壺刃柄共

一 木綿袴衣裳三枚

一 まな板壺丁

一 木綿袴衣裳三枚

一 蚊張式

一 焼酎式拾五盃入小壺壺本

一 水色染下布三切長壺丈完布幅

但、帯用

一 草履三足

一 木履三足

右、漂着土佐人入用ニ付渡。

右通、相渡申候。以上。

一、黄塗りのたばこ盆一つ

一、黄塗りの丸茶盆一つ

一、黄塗りの枕三つ

一、桐油塗りの夜食膳三枚

一、上焼きの中茶碗六枚

一、上焼きの茶皿三枚

一、上焼菜皿三枚

一、塗箸三手

一、めし七壺一つ

一、鍋さじ一つ

一、摺りこぎ一つ

一、高行燈（あんどん）一つ

一、竹の灰吹一つ

一、わら箒一つ

一、庖丁一刃 柄付き

一、木綿袴（あわせ）衣裳三枚

一、まな板一つ

一、木綿袴（あわせ）衣裳三枚

一、蚊張二張り

一、焼酎二十五盃分入りの小壺一本

一、水色染め下布三切れ。長さ一丈ずつ。布のはば

（ただし、帯用）

一、草履三足

一、下駄三足

右のものを、漂着土佐人が入用なので支給しました。

右のとおり支給しました。以上です。

亥 親見世

七月

備瀬筑登之親雲上

我那覇里之子親雲上

亥 右之通承届申候。以上。

七月

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

95 覚

はせを紙六帖

右、漂着土佐人より被成下度、申出有之候間、  
弥被成下候方ニ可取計旨、足軽方より被申聞候間、  
何様可有御座哉、御吟味之上、何分可被仰越候。  
此段御問合仕候。以上。

亥 翁長村詰取納座

六月十七日

伊志嶺里之子

同村詰帳当座

久場里之子親雲上

御鎖之側御方

96 覚

はせを紙六帖

右、漂着土佐人より被成下度旨、申出有之候間、  
急度相渡候様、可被申渡旨、御差図ニ而候。以上。

亥

六月十八日

兼城親雲上

御物奉行

右之通、被仰渡候間、紙相届次第、詰足軽

亥七月

親見世

備瀬筑登之親雲上

我那覇里之子親雲上

右のとおり、承知しました。以上です。

亥七月

仲宗根親雲上

喜屋武親雲上

95 覚

芭蕉紙六帖

右は、漂着土佐人より支給してほしいと申し出があり、必ず支  
給する方向で調整しなさいと、足軽の方から要請がありました  
が、どう判断を下すべきか、ご検討の上で、何らかのご命令を下  
してください。この件をご連絡いたしました。以上です。

亥六月十七日

翁長村詰 取納座 伊志嶺里之子

翁長村詰 帳当座 久場里之子親雲上

御鎖之側御方

96 覚

芭蕉紙六帖

右は、漂着土佐人から支給してほしいと申し出があったので、  
必ず支給するようにしなさいとのご指示です。以上です。

亥六月十八日

兼城親雲上

御物奉行

右のとおり、命じられたので、紙が届き次第、詰め足軽の



戦前期の高安家。母屋は二棟並べて連結した茅葺きの建物であった。

引合を以、可相渡候。以上。

亥

六月十八日

翁長村

詰役々

裁量で渡しなさい。以上。

亥六月十八日

翁長村詰役々

## 『豊見城市史』の紹介

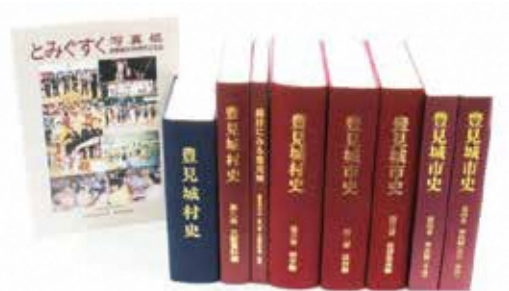
『豊見城市史』は、私たちの祖先がこれまでに築き上げ、今なお、受け継がれている歴史や文化、生活、環境、教育などを記録したものです。おじいさんとおばあさんが生きた時代の生活、自分たちが通った学校の歴史、家の近くにあるあのシーサー・・・など、みなさんは身近な人・モノ・風景にどんな歴史があるか知っていますか？

自分の身近な歴史に触れることができる、それが『豊見城市史』です。私たちは、市民のみなさまに親しまれる市史作りを目指し、日々変化する「豊見城」を記録しています。

### 販売中の市史（村史）および写真帳

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ①豊見城村史【復刻版】      | ¥2,000 |
| ②豊見城市史 第2巻 民俗編   | ¥3,000 |
| ③豊見城市史 第3巻 新聞集成編 | ¥3,000 |
| ④豊見城市史 第4巻 移民編   | ¥3,000 |
| ⑤豊見城村史 第6巻 戦争編   | ¥3,000 |
| ⑥豊見城村史 第9巻 文献資料編 | ¥3,000 |
| ⑦とみぐすく写真帳        | ¥2,000 |

豊見城市史刊行物



文化課（図書館1階）、学校教育課（市役所4階）で購入できます！

### 執筆者

栗野 慎一郎（浦添市立図書館沖縄学研究室嘱託）

出典 尚家文書492号「土佐人漂着日記」 那覇市歴史博物館所蔵

豊見城市史だより 第14号

2020（令和2）年3月31日

編集・発行

豊見城市教育委員会 教育部 文化課（豊見城市史）

〒901-0232 豊見城市字伊良波 392 番地

TEL (098) 856-3671 FAX (098) 856-1215

印刷 第一印刷

文化課スタッフ（平成31年度・令和元年度）

課長 高良 均

班長 与那嶺 豊

主任主事（市史編集担当） 島袋 幸司

主任主事（文化財担当） 宮城 良真

市史編集嘱託員 長井 沙也加、河西 大地

文化財調査嘱託員 幸地 千明



大清咸豐元年 辛亥  
日本嘉永四年

正月二日

本支書より討ふに東洋書院南字地原  
親之沙石店依  
上院沙石店方より清溪之傍小福親を以て下  
沙石と云ふ也

覚

麻文仁

今日討ふに東洋書院南字地原  
苗石小清溪之傍小福親を以て下  
大和と云ふ也

表紙・裏表紙ともに那覇市歴史博物館所蔵